

拂ひ猶やまさる時は有丸銃にて打しづめ後日その旨大目付へ書出すへしと令せらる八月十六日釣船を禁せらるやがて垂釣を禁せらるへきに依てなり九月十日、鷹を廢せられしにより鷹匠町を改て小川町と稱し鷹の餌指を廢せられしにより餌指町を改て富坂町と稱せしめ鷹坊の鷹は悉く新島へ放さる十一月十五日、神津島へ鳥を放さる同七年三月廿七日、大島へ鳥を放さる又三州西尾へも放されたり九月五日、府内にて飼置る金魚銀魚の數くはしく記して出すへしと令せらる十一月十六日、今度金魚銀魚を藤澤清淨光寺道場の池へ放さるれば番飼置るもの若放さんと思は、彼寺へ送遣はすへしと令せらる同八年二月、尋常ならぬ魚鳥獸その他常にかはりたる生類、捕ふへからず死してあらば其地に埋むへしと令せらる十月十一日、寺社并に武家宅地に鷹鳥巢をかくる時は速に取すて巢をかけしむへからず鳥見所管の地にある鷹鳥の巢は其地の百姓より鳥見に告しむへしと令せらる十六日、大阪定番松平殿頭隊下の奥方同心等鳥銃にて禽獸を打ち又鳥を商賣せしとあらば切腹を命ぜらるゝもの十一人、其子は遠流に處せらる始て生類の爲に死刑に處せらるゝものあり同九年五月十九日、小石川門外の城濠に的矢を預し鴨飛來りて落たり道て小普請阿部忠右衛門が召遣ふ小童の所爲たること露顯せり右のことに付て小普請奉行飯田次郎右衛門偽言を申せしとて大島へ流され大番比企藤十郎は追放せらる同十一年九月廿五日、漁人の外漁業を禁せられ漁人の外へ漁具賣るへからずと令せらる同十二年九月晦日、曲輪内町々に於て禽獸肉の店賣を停めらる同十三年七月廿三日、殿

等總て生魚の賣買を禁せらる同十五年五月六日、馬に荷を賣するに過量の荷を賣せ馬の困勞せさるやうにすへしと令せらる寶永五年八月十二日、馬の首毛を振るゝを禁せらる以上諸令、同六年正月に至て悉く廢せらる云々

秋田漢路、守季久の嫡子采女季品といふは未だ幼年なりしが一日戯れに吹矢を以て燕を吹しに是に當り燕は隣家喜多見若狹守が宅内に落て死しけり若狹守、乃ち吹矢の主を尋て秋田の家に至る秋田の家司に多々見甚大夫と云ものあり季久父子に向て此を食議に及ふとも若殿の所爲と仰玉ふへからず臣が所行たるよしを申立て命に代らんとて乃ち自ら出て若狹守に對し拙者が吹たる矢誤りて燕に當りたるよし申立ければ捕はれて評定所に至り糾問受て彌甚大夫が罪に決し、やがて千住口に於て死罪に行はれたり後には世人やうやく甚大夫が主人に代りて死に就しとを知て其忠烈を稱するものもありき然るに元祿二年の二月、恰も甚大夫が刑に就ける日に若狹守改易せられて松平越中守へ預けられしは怪しきとなりとて世人専ら、うわさせしとなり

番町に住める旗本伴藤九郎の家宰、長谷川奎兵衛の子に奎太郎といふあり年十二歳なり隣境の堀に燕の止り居りしを見て何心なく吹矢を以て吹しに翼にあたりて隣家目付長田彦左衛門の庭に落たり役から故、捨も置れず自から立出て燕を取上げ改めしに燕は已に死たり矢を抜て見るに書狀の反故にてはぎし矢にて奎兵衛方へ來りし書狀なり乃ち訴出ければ食議の上、奎太郎召捕られ引廻しの上品川

に於て新罪梟首に行はれたり父左兵衛は禁令を等閑にし其子へ殺生の具を與へ置る罪にて三宅島へ流され主人藤九郎は三年の間閉門を命ぜられしとなり當時鳥取といふ役人あり各處の廣小路芥溜などに集る鳥を大網にて捕ひ獲頭ともなく籠に入れ小石川の鳥屋敷といふへ送置時々伊豆の島へ徙さるゝなり生類憐愍の令行はれし以來老臣はじめ諸役人みな朝夕の膳蓋に魚貝の類を用ひず三家家門の方々并に諸役人は鳥類を門内へ入ると能はず鮫、蛤、網、鰯、及、鰈、鰒も皆入れず市中はこれにかゝわらず只鳥類を禁するのみなり諸大名方には領地より鳥類を取寄らるゝもあれと堅く庖丁人を戒め羽毛の飛散ざるやう土中へ埋めかくさしめられしとなり
次に次ては殊に馬を愛せられしゆへ後には騎馬役のものも馬に乗らず騾馬を牽せて登城したりといふ
町方の舊記に貞享三年三月四日奥州福島町與右衛門手代庄左衛門等兩人瀬戸物町小田原町鳥問屋方へ生る鴨を持來りしが食料の爲生鳥賣買するとは禁せられしにより奉行所へ訴出ければ隔田川へ放ち遣るへしとの命なり因て人夫三十人をあて其鳥を隔田川へ持越とくく放遣りし鴨小鴨合三百八十一頭なりとあり是に依て考ふれば生鳥の賣買を停止られしは最早くよりのとなれと今その法令はみな逸して傳はらず

○六代將軍家宣の改革 家宣は博學多識治道に長じ就職の初柳澤保明

を黜け前代の諸近侍を罷め新井君美、間部詮房の才を愛し信任して常事之に諮詢し狗小舎を毀ちて犬を放ち乾字金を鑄て綱吉の時に發行したる惡貨を廢し又諸藩の紙札を禁じ百方幕政の衰運を恢復せんと苦心せり君美又金貨の減少が其海外に流出するもの多きに因るを發見し本朝寶貨通用事略を著し建議して新令を發し長崎の貿易は清船三十艘、蘭船二艘を限りて金貨の輸出を嚴禁せり又先に皇室の供奉、減じてより皇子、皇女の落飾して寺院に入り給ふ慣例なりしが君美は將軍の繼嗣、屢絶え上下憂慮するを以て建議して皇族優待の道を説きたれば家宣之を嘉納し乃奏して天皇山東の御子直仁オキヒトを立て親王となし閑院宮と稱し又靈元上皇の御女、吉子ヨシコ内親王を家宣の子家繼に降嫁せんことを請ひ上皇之を許し給へり之を八十宮と稱す是に於て伏見、京極、有栖川、閑院の四宮を世襲親王家となせり斯の如く家宣は弊政を改革せん志甚切なりきと雖、在職僅に四年にして薨じ第三子家繼、幼にして職を繼ぎ亦、在職三年八歳にして紀元二二七六年享保薨じたれば新井君美は退隱して文筆に身を委ぬることゝなり幕政の大刷新は八代將軍吉宗ヨシムネを待つて始て遂行せられたり

かくて、白石は十分にその手腕を揮ふこと能はざりしも、その人物は政治家としても、經濟家としても、道德家としても、立志傳中の人としても、拔群にして世人の稱嘆する處なり、その學問に至りては歴史、文章、詩に卓越せしはいふ迄も無く、地理、言語、音韻の學より外國語の事に至るまで、當時に撞んで後生に仰がる、偉人なりき、特にその西洋學問、及、語學に著眼せしは、最、注意すべき點なりと、嘗て曰く、後年、我國を亂すものは西洋學ならんと、維新の騷亂を豫見せるものか否か。

左に引けるは白石の著書、折焚柴の記、寶永六年の條にして、此中には貨幣の制を棄りし、萩原重秀を彈劾したること、及、經濟意見の封事を上りしことも記述しあれば、史料としても文章としても貴重なるものなり。

二月三日、召しにしたがひて参れり、詮房朝臣して仰下されしは、大喪の後は、老とも一人づつをして本城に宿直せしむ、しかるに彼等申す事あり、かゝる時、一日も本城に主なからむ事、然るべからず、我すみやかに移るべし、といふ也、代々の例、前代常の御座所をば、造り改められて移り給ひぬ、此たびは大御座所移り住せ給ふべき御所を、つくりまゐらすべき事なれば、これらの事を議せしむるに及びて、國財すでにつきはて、すべて今より後の事共に、取用ふべきものなしといふ、前代に國家の財用、加賀守忠朝(大久保)つかさどりし由なれども、眞實は近江守重秀(萩原)一人に任ぜられしかば、重秀、美濃守吉保、對馬守重富(稻垣)等と相はからひし所なり、されば加賀守も、其詳なる事をばしらす、まして其餘の者どもの、相あづかれる所にはあらず、今重秀が議り申す所は、御

料すべて四百萬石、歳々に納らるゝ所の金は凡七十六萬兩、此内長崎の運上といふもの四萬兩、酒運上といふもの六千兩、これら近江守申行ひしところなり、此内、夏冬御給金の料三十萬兩餘を除く外、餘る所は四十六萬七千兩餘なり、しかるに去歲の國用、凡金百四十萬兩に及び、此外に内裏を造りまゐらせらるゝ所の料、凡金七八十萬兩を用ひらるべし、されば今國財の足らざる所、凡百七十八萬兩に餘れり、たとひ大喪の御事なしといふとも、今より後に用ひらるべき國財はあらず、いはんや、當時御急務、御中陰の御法事料、御靈屋作らるべき料、將軍宣下の儀行はるべき料、本城に御わたましの料、此外、内裏造りまゐらせらるべき所の料猶あり、しかるに、只今御藏にある所の金わづかに三十七萬兩にすぎず、此内、二十四萬兩は、去年の春、武、相、駿、三州の灰砂を除くべき役を、諸國に課せて、凡百石の地より金三兩を徴せしところ、凡四十萬兩の内、十六萬兩をもて其用に充られ、其餘分をば、城北の御所造らるべき料に殘し置れし所也、これより外に、國用に充らるべきものはあらず、たとひ今これを以て、當時の用に充らるゝとも十分が一にも足るべからずといふなり、加賀守をはじめて、皆々大きに驚きうれへて、かされて近江守に議らしむるに、前代の御時、歳ごとに其出るところ、入る所に倍増して、國財すでにつきまづきしを以て、元禄八年の九月より、金銀の製を改造らる、これより此かた、歳々に收められし所の公利、總計金凡五百萬兩、これを以て常にその足らざる所を補ひしに、同じき十六年の冬、大地震にふりて、傾き壞れし所々を修繕せらるゝに至て、彼歳々に收められし所の公利も、忽につきぬ、そのうち、又國財たらざる事、もとのこと

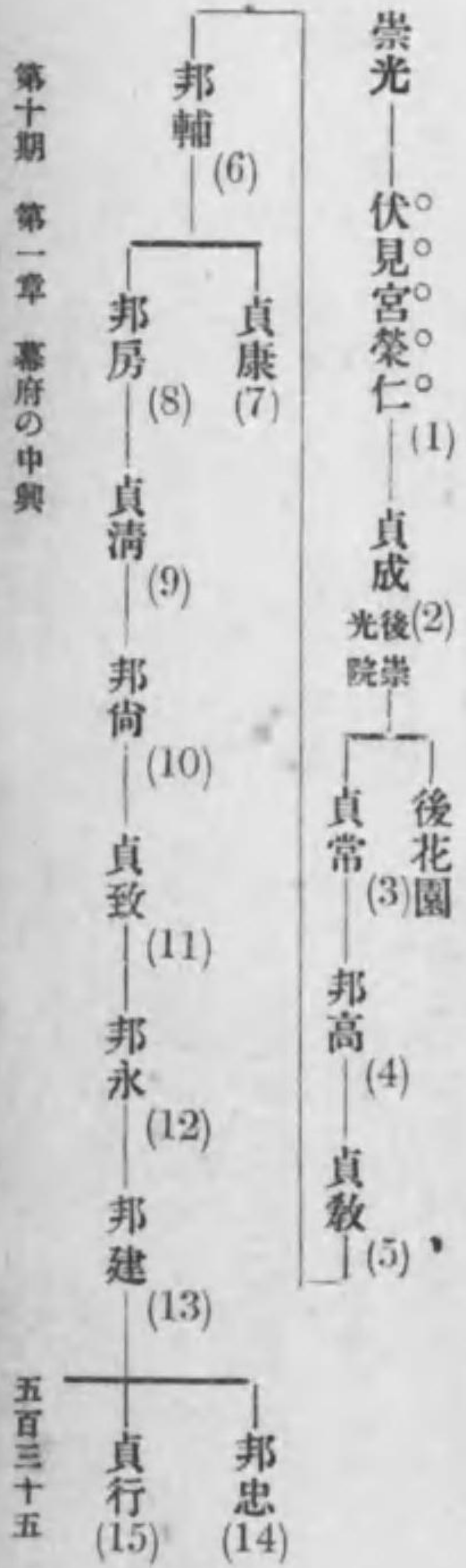
くなりぬれば、寶永三年七月、かされて又銀貨を改造られしかど、なほ歳用にたらざれば、去年の春、對馬守重富がはからひにて、當十大錢を鑄出さるゝ事をも申行ひ給ひき、(此大錢の事は、近江守もよからぬ事のよし、申せしとなり)今に至て此急を救はるべき事、金銀の制を改造らるゝの外、其他あるべからず、と申す、加賀守、年比、此事を奉れるだに、なほ其詳なる事をばしらす、まして、其餘はこれらの事初て聞し所なれば、今にいたりて、いかにも議すべき所をしらす、たゞ近江守が申す所に、したがふべきよしを以て申す、我も此年比、國財つがざる所ありぬべしと思ひしかど、かほどまでの事なるべしとも思ひよらず、されど、金銀の制を改むべき事は、我心にあらず、此事を除くの外、よろしく相議すべしといひたり、かされて、又近江守が申せしは、初め金銀の制改造られしより、此かた、世の人私に議し申す事どもありといへども、もし此事によらずんば、三年がほど、なにをもて國用をばつがれ候べき、殊には、また癸未の冬のごとき、此事によらずむば、いかむぞ其急難をば救はせ給ふべき、されば、まづ此事を以て、當時の用を足され、これより後、年穀も豊かに、國財も餘りある時に及び、金銀の制むかしに復されん事は、いとやすき御事にこそあるべけれ、と申す、皆々申す所もまたこれに同じく、天下の事變はかるべからず、今の事のごとくならむには、もし此後おもはざる外の事出来ん時、なにをもてか其變には處すべき、たゞ彼の議にしたがふにしくべからず、といふ也、我これに答るは、近江守が申す所も其いほれあるに似たれども、はじめ金銀の制を改造らるゝ程の事なからむには、天地の災も並び至る事、なからむもしるべからず、

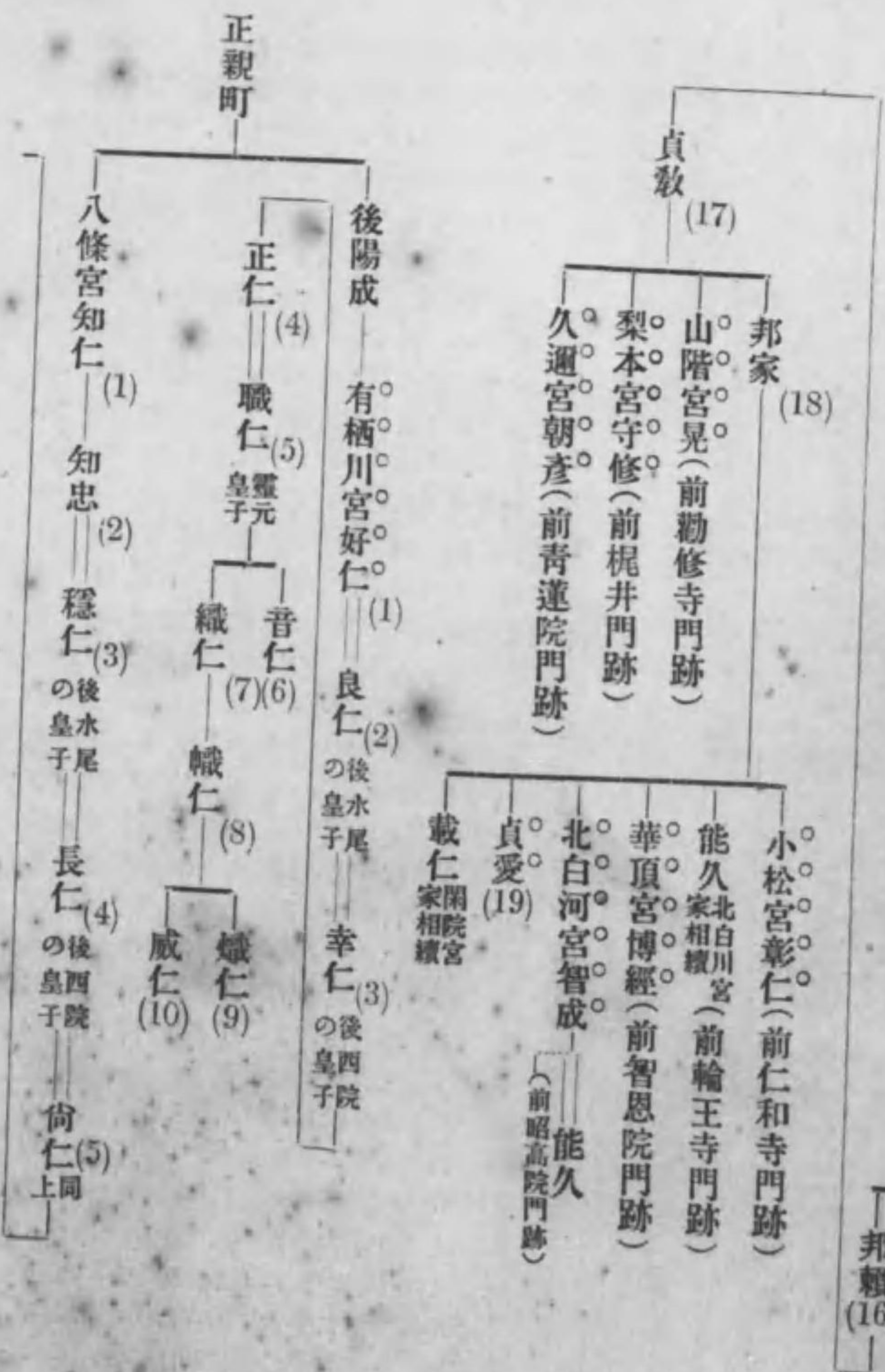
もしこれより後、おもはざる外の事ども出来らん時、其變に處すべき謀窮りなむには、我身にあたりて、神祖の大統たえ給ふべき時至れる也、いかむぞ我また天下人民の怨苦をば致すべき、たゞ、いかにも他事を以てはからひ申すべしといひたり、此仰を承りて小笠原佐渡守長重は、しきりに涙を流して、申す詞もなし、やゝありて、秋元但馬守喬朝ばかり、ありがたき仰をこそ承り候ひつれ、と申せしかば、人々御前を罷出でられしとぞ、此事天下の大議なり、よろしくはからひ申すべしと仰下さる某此仰を承りて當時此所にこそ、去年の春、諸國より徴れし所の餘分のみはあるべけれ、大阪の御藏にある所はいかにやと申す、其事をも問はせ給ひしに、それもことごとく皆用盡されしと申也、と答らる、神祖の御時、黄金千枚づゝを以て、大法馬をつくられて、行軍守城之用、莫作他費と銘せられしもの、候なるを承りぬ、これらの物いかに候やらむ、と申すに其事をも問はせ給ひしに、それもたゞ一ツ二ツをとゞめ置れて、其餘は皆々新金の料となされしと申す事也、と答へらる、窮しては通すとこそ大易にも見え侍れ、ましてや、當時は國財窮り乏しく候とも、さすがに天下の富をたまたせ給ふ御事なり、いかむぞ、その通すべき道のなくては候べき、これほどの事、御心を苦しめらるゝ所にあらず、某よきにはからひ申すべきに候、と申させ給へと申て、罷出づ、四日には申すべしと思ひし事のありしに、又此事を承りしかば、夜一夜、此事を議し申す事をしるして、夜あけぬれば、封事二通を袖にし、詮房朝臣して奉れり、此事議し申せし所の大要は、敬事而信、節用而愛人、使民以時といふは、論語の一書、孔子政をする事を説き給ふ事をしるされし第一

義にして、大學の書には、生之者衆、食之者寡、爲之者疾、用之者舒、則財恒足矣とも見え侍り、すべてこれらの事ども、年比御講究の所なれば、今は論ずるに及ばず、今より後、其道にだにふられなむには、國財ゆたかに足らむこと、數年を出づべからず、されば、金銀の制、かねて改らるべきの議をしりぞけられし其事、實にこれ天下の幸甚とこそ申すべけれ、人々の議し申さるゝ所、御中陰の事より始めて、御靈屋をつくらるべき事、また將軍宣下の御事等のごときは、たとひ國財つがさる所ありとも、これをとゞめらるべき所にあらず、たゞすみやかに、前代の御座所をこぼたれて、新たに御所を作り出され、御移りあるべき由の一事に於ては、たとひ國財ゆたかにたれりといふとも、猶是親子の情にありて、忍びざる所あり、凡、當時の大議は、皆これ大廣間、御書院等において行はるゝ御事なれば、いかなる大儀といふとも、只今迄のごとくに、かしこにわたらせ給ひて、其禮を行はれ、國財もやいつぐべき日に至て、御座所を改造られ、御移りあらむ事しかるべき御事也、又當時、國財の急なる事に至ても、近江守が申す所心得られず、其故は、彼申す所による時は、今歳の國用にあつべきもの、わづかに三十七万兩のあるのみ也、これしかるにはあらず、彼申す所の、去年用ひられし所の國財は、即是去々年の課税なり、されば今年の國用となさるべき所は、たとひ彼申す所のごとくたりとも、去年納められし所の七十六七万兩と、今ある所の金三十六七万兩とをあはせて、總計一百十餘万兩もあるべし、また當時の急に用ひらるべき物も、各色まづ其價を給らざれば、其事辨ぜずといふにもあらず、其の緩急にしたがひ、一百十餘万兩の金をわかつて、或は其全價

をも給り、或は其中價をも給りて、來年に及びて、其價をことごとく償はれんに、その事辨得ずといふ事なかるべし、また前代の御時に、國財つかざるために、いまだ其價を償ひ給ざる物共なば、これより後、或は六七年、或は十數年の間を以て、その全價を償ひ給らむに、なに事か候べき、さらば、これらの事ども、御心を苦しめらるべき所にはあらず、むかし後漢の馮異、願くは國家無忘河北難と申せし事ありき、某また願ふ所は、今日の御事を忘れさせ給ふ時なくして、天下のために財用を惜ませ給はゞ、實に大に四海に資せさせ給ふ所なるべし、と申たりき、此封事御覽の後、悦ばせ給ふ事大かたならず、同六日に参りしに、前代常の御座所すみやかにこぼたれん事しかるべからず、また金銀の制改むべき由の事、かねて議し申すべからざる由を、仰下されたりしと承る、これ天下の大議をもて、某に下し問はれし御事の始なりけり

宮家系譜略表 一 印は父子、二 印は父子、一 印は兄弟





邦頼 (16)



○吉宗の改革

伏見宮、有栖川宮、桂宮と三親王家と云ひ閑院宮を加へて四親王家と云ふ
 侯頼宣の孫吉宗を迎へて將軍とせり吉宗、聰明、英智にして就職の初、首として廣く人才登用の道を開きぬ抑、幕府、舊來の慣例は封祿ある者に政務を任せしにより封祿、少なき者は才器、人に過ぐると雖、要職に任すること能はず若し薄祿の者を任用せんと欲せば封祿を増給せざるべからず従つて永く其家格を高くせざる可からず、かくては唯に幕府の財政に影響するのみならず諸家の權衡を失するを以て不平、猜忌を醸すの恐あり是に於て吉宗は俸祿を二種に別ち先、無職の順序に隨ひて石高を定め就職者の家祿にして其石高に満たざる時は其不足分

を増給し職を罷むれば原祿に復すること、せり之を足高と稱す是に於て薄祿の者と雖、重職に任ずるを得て人材壅滞の憂なく而かも府庫濫出の弊なかりきかくて後、水野忠之、松平乗邑等を老中に擧げ大岡忠相を伊勢の山田奉行より拔擢して江戸町奉行となし大に幕政を振起せり又、痛く自節儉を守り奢靡を禁じ職を繼ぐや先居室の華麗なるを毀ちて廊廡に住居し食は一汁三菜、衣は羽二重八丈島に止め侍女の姿色ある者、五十餘人を放ちて唯醜婦のみを留め諸國大名以下の嫁時の衣裳、及饗宴贈遺の制を定め婦人の小袖表に金鏤を施すは價銀三百匁を限りとし兒女の玩具に金銀箔を飾るを禁じ雛人形に長八寸以上なることを禁じたり又、府庫の空耗を補はんが爲、諸藩に令し一萬石に百石の率を以て米を借り財計を補足し家繼の時に着手したる貨幣改鑄の舉を續けて十年間に小判八百二十八萬兩を鑄、以て悉舊債を償還し府庫尙饒財を遺すに至りぬ是に於て幕政、大に改まり四民吉宗を仰いで名主とせり當時の年號享保なりければ世に之を享保の治といふ

○文武兩道の奨励

吉宗又、學術を重んずると祖先に譲ひず儒臣室直清

果嶋を擧げて顧問となし、荻生茂郷（後祖）に政治を諮詢し林氏に命じて昌平學舎に書を講せしめ木下順庵の子寅亮に命じて高倉第に講せしめ普く士庶の聽講を許せり時に江戸の人菅野直養は義學を興し中井覺庵（之）は學舎を大阪に設けたれば吉宗二人に邸宅を授け又嘗て日光に詣でし途次より人を足利學校に遣して其藏書を檢せしめ文教の爲力を盡せしこと少からざりき是に於て大家名儒輩出し西條伊豫山井鼎等は七經孟子考文を著して之を獻じ京都の伊藤長胤（東涯の子）、筑前の貝原篤信（軒）等皆博學を以て後世に稱せらる吉宗又、天文の學を好み自、渾天儀を制し天文臺を設け西洋の曆法を講じ家光以來禁止し來りたる洋書の輸入を許したれば（宗）、（教）、（に）、（關）、（する）、（洋）、（書）、（の）、（講）、（究）、（漸）、（興）、（り）、（天）、（文）、（地）、（理）、（醫）、（學）、（等）、（次）、（第）、（に）、（自）、（率）、（先）、（し）、（て）、（放）、（鷹）、（を）、（駒）、（場）、（野）、（に）、（行）、（ひ）、（以）、（て）、（殺）、（生）、（の）、（禁）、（を）、（解）、（き）、（傳）、（習）、（所）、（を）、（砂）、（村）、（に）、（設）、（け）、（て）、（旗）、（下）、（の）、（士）、（を）、（し）、（て）、（水）、（泳）、（騎）、（泳）、（の）、（術）、（を）、（習）、（は）、（し）、（め）、（或）、（は）、（大）、（的）、（を）、（掛）、（け）、（て）、（之）、（を）、（射）、（さ）、（し）、（め）、（ぬ）、（當）、（時）、（吉）、（宗）、（の）、（輯）、（録）、（せ）、（し）、（書）、（類）、（に）、（犬）、（追）、（物）、（類）、（聚）、（流）、（鏑）、（馬）、（類）、（聚）、（群）、（馬）、（奇）、（事）、（等）、（あり）、（小）、（笠）、（原）、（持）、（廣）、（伊）、（勢）、（貞）、（益）、（は）、（各）、（其）、（家）、（傳）、（の）、（書）、（を）、（獻）、（せ）、（り）、（而）、（し）、（て）、（吉）、（宗）、（は）、（在）、（藩）、（の）、（時）、（より）、（小）、（笠）、（原）、（流）、（の）、（弓）、（馬）、（を）

好みたれば將軍となりし後、持廣に命じて吹上苑に弓馬場を設けしめ、以て將軍家の弓馬練習に供せり。是より小笠原流、盛に行はるゝに至る。

○實業の奨励 吉宗、又殖産興業に注意せり。抑、外船交通以來、藥品、砂糖を始とし、外國より輸入を仰がざるを得ざるもの頗多かりければ、吉宗は使を諸國に遣し、地質を検せしめ、藥園を日光、及、信濃に増設し、韓種の人參を植ゑ、自製法を指授し、摩摩藩士、落合某に命じて甘蔗を江戸の芝濱の苑に植ゑしめ、始めて糖を製出せり。後、之を紀伊に移し、所謂紀州砂糖の淵源を起し、又、青木敦書（文政と稱すに命じて蕃薯考を作らしめ種苗と共に之を諸國に頒ちて試作せしめぬ其他、水利を興し、墾田を勸め、大阪の正米市に米相場を立て、廣く諸國の商人をして賣買をなさしめ、金銀の爲換商を定むる等、農工商の爲に計畫する所、少なからざりければ諸藩も之に倣ひ、務めて國産を興し、財計を長するに汲々たり、甲斐、薩摩の烟草、上野、下野の織物、信濃、奥羽の繭絲、阿波の蘆、紀伊の蜜柑、甲州の葡萄、土佐、薩摩の經節、沿海諸國の食鹽、海苔、其他、陶器、漆器、金屬製、革製の諸器具、等の名産は大槪、此時より盛に興りたるなり。

○庶政の改定 家康創業以來、幕府の刑政は元和に至るまで、軍中、臨時の賞罰を行ふに止まり、一定の制度あらざりしが、紀元二二九一年（寛永八年）、老中、始て町奉行の廳に集會し、人民の訴訟を聽きしより、刑政、大に擴張せられ、老中、三奉行、大目付、等、參列して、毎月六回、聽訟に従事することとなりぬ。寛文の頃に至り、之を二分して、三日は老中以下、聽訟の日とし、三日は内寄合と稱して、三奉行邸に開きしも未、公布の法典はあらざりき。吉宗、心を刑政に留め、家康以來の公布條例を類纂せり、名けて法度書といひ、罪科、務めて輕減を旨とし、追放を廢し、贖法を興し、子弟の連座を止め、確證ありて尙、服罪せざる者の外は、拷問することを得ざらしめ、冤罪は親戚、舊知を問はず、速に上告することを許せり。吉宗、又、以爲へらく、民の罪科に觸るゝは法令を熟知せざるに因ると、よりに屢、代官、領主を戒め、管下に懇切、曉諭せしめ、法令七十條を刪定して、諸國に頒ち、名主に命じて、毎月一回、村民に讀示せしめ、又、江戸、京都、大阪の三町奉行所の門外に目安箱（メヂヤコ）を設けて、四民の投書を受けたり。是の時に當り、江戸市街は日に益、旺盛にして、而かも風の烈しき地なるを以て、火、一度、發すれば、往々數里を焦土とせり。故に人民苟且にして、意を家屋の構造

に用ひず屋根を蒼くに薄板、茅草を以てし、火起る時は輒財寶を負擔して逃れ延焼爲に益甚しかりき吉宗之を憂ひ令して瓦屋、塗屋の建築を奨勵し、旗下家人には祿高に應じ金を貸下げて改造せしめ、又市街要衝の處には家屋を撤して廣衢を設け以て防火の用に備へたり、町奉行、大岡忠相、每街に消防夫を置き適宜に相聯合せしめ、總て四十六組とせり、伊呂波分消防組、即是なり、爾後、江戸市街の火災、稍減少せりと云ふ

○田沼意次の執柄 吉宗政をなすこと三十年、治績大に擧りしが晩年、職を其子家重に譲りぬ、家重は多病にして酒色に耽りしかども、吉宗後見たりし間は未、政弊を生ずるに至らざりき、紀元二四一一年寶曆元年に至り、吉宗薨じ、かば家重漸政を顧す、大岡忠相の一族忠光を寵用し、後田沼意次を擧用して政事を之に委ねたれば、二人威權を弄し、專横を極め、幕政再衰運に赴けり、家重在職十五年、職を其子家治に譲りしに、家治益、田沼意次を信用して之を老中となし、遠江相良五萬七千石に封じて城を築かしめたり、意次幕政に參與すること前後四十年、其威權熾然たり、時人稱して飛鳥も之が爲には墜つと謂へり、其子意知も亦、若年寄とな

り、父子政權を握り私曲甚、多く賄賂公行せり、家治は暗愚の人にあらず、夙に政に勵むの志ありしかど、田沼父子之に酒色を勸めて天下の事を聞かしの若し、近臣にして世事を言上する者は忽之を退け、或は他に轉任せしめ、たれば家治は天下太平なりと信じ、常に書工を招き徒然を慰めぬ、然るに紀元二四四四年天明四年、佐野政言なる者、田沼意次の横暴を憤り之を殿中に斬りたるより、其奸惡發覺して職を免せられ、封四萬七千石を削られぬ、當時天災地變、頻に起り、安永中、江戸の大火を始めとし、伊豆の大島、三原、噴火し、岩城、石を雨らし、積堆すること二丈餘、次て大隅の櫻島、噴火し、熱砂を降らし、忽にして海中に七島を現出し、天明年中に至り、信濃淺間嶽、噴火し、大震、數日、火石を飛ばし、近傍三十五村、泥土に押流され、人畜の死傷甚、多く其四年、東北の大饑饉、關東の大水等、凶年相續きたれば、世人は家治の治世を稱して天明の弊政といへり

第二章 寛政の治

松平定信、諸藩の治績、學問の隆盛

○光格天皇と徳川家齊

紀元二三六九年、東山帝位に即き給ひ、御年、僅に

十三におはしたれば靈元上皇院政を聴き給へり然るに天皇は在位二十三年にして御年九歳なる中御門帝に讓位ありたれば靈元上皇尙院政を執り給ひしこと二十三年に及び帝在位二十六年親政僅に三年にして位を皇太子櫻町帝に讓り給へり新帝は御年十六におはし、も聰明にましく、て朝臣御座の狹隘なるを改修せんことを請ひしかども許し給はず紀元二四〇七年^{延享四年}位を皇太子桃園帝に讓り後三年にして崩じ給へり帝亦早く崩じ皇子英仁親王尙幼少におはしければ皇姉智子内親王登祚し給へり之れを後櫻町帝とし在位八年にして位を英仁親王に讓り給へり之れを後桃園帝とす帝亦早く崩じ給ひて皇子なりければ中御門帝の統絶え閑院宮師仁親王入りて紀元二四三九年大統を繼ぎ給へり之を光格帝となす天皇は東山帝の曾孫に當り典仁親王の御子なり當時關東に於ては將軍家治の政紊れ天災地變連に起りて五穀連年登らず米一斗の價二貫五百文饑餓道に横はりて天下騷然所謂天明の弊政中なりしが紀元二四四六年^{天明六年}に至り家治薨じ吉宗の曾孫家齊一橋家より入りて將軍職を繼ぎ大に人材を登用し百方治を謀りぬ時に光格帝も亦政を親らし勵精治を求め給ひ

ければ時人祝して曰く東に賢將軍あり西に明天子あり天下是より泰平ならんと果して其言の如し之を寛政の治と云ふ

○松平定信の登用 家齊就職の初は田沼意次の弊政に接し凶歎亦相繼ぎ窮民各所に蜂起して富家の家を毀ち財を掠奪し實に幕政の一大危機たり時に吉宗の次子田安宗武の季子松平定信なる者白河城主たりしが英才にして學識あり連年の凶作に逢ひ租税を全免し治績最著しかりしかば三家僉舉して老中に列せり時に年三十其職に就くや吉宗の遺訓に遵ひ節儉を以て救濟の第一策となし武備を嚴にし奸蠹を黜け俊才を登庸せり故に幕政復興りぬ定信天下の樞機を握ること六年其間計畫する所頗多く身を以て天下の模範とせんと欲し登城の衣服質素を極め同僚相約して贈答を廢し萬石以下の諸士に命じて節儉の令を嚴にせしめ諸臣の職務に不似合の酒宴遊興を禁じ下は音曲及湯場の男女混浴を止め新け娼樓を開くことを禁じ江戸市街に徘徊する無宿の無頼漢は石川島に八足寄場を設け茲に留置して手業に従はしめ若しくは人足として之を使役し官より衣食を給し三年を経て解放し所得を給して常職に就かしめ以

て大に風俗の矯正を計りぬ定信、又、文教を勵まし昌平費の學制を改め寄宿寮を設け其講義には庶民の聴講を許し古賀精里（尾藤二洲助、柴野栗山助等）を擧用し大に學術を獎勵せしかば人才、進出し天下泰平を謳歌し寛政の治は享保の治と相並べて稱せらるゝに至りぬ

○定信の辭任 紀元二四四八年天明京都、大火ありて邸第、民家の類焼は死傷とともに甚、多く皇居、亦、火災に罹りたれば聖護院を以て行宮となし諸藩に詔して皇居を造營せしめ給ひぬ松平定信、其工事を主掌し宮闕の狹隘なるを慨し古制を案じ規模を大にし明年に至りて工成り、宮殿、門廡より窓戶階欄に至る迄、結構、頗、至れり然るに紀元二四五二年寛政光格帝の御父典仁親王に太上天皇の尊號を奉らんとの議、朝廷に起り可否の論争、激烈なりしも決するに至らず朝廷遂に幕府の意見を求めたり定信は幕府の威力を保たんが爲、其不可を唱へ大義名分を論じて天意を拒み奉りぬ然れども定信は是より公武の不和を生せんことを恐れ責を一身に引きて辭職し花鳥、風月を友とし自、樂翁と稱し花月草紙集古十種、等の著述を爲せり、されど辭任の後と雖、將軍の特旨を以て三家と同格の

待遇を受け毎月一二回、將軍に謁見し大事には必、其議に與り又、當局の諸士、多くは定信、同志の輩なりければ定信の計畫は其辭任の後も着々實行せられたり

○諸藩の治績 寛政の前後には地方にも治績を擧げし諸侯多く米澤の藩主上杉治憲は殊に賢明の聞え高く恭儉にして學を好み名儒細井德民（洲平）を聘して之に師事し又、醫生を長崎に遣して洋方を受けしめ國産所を設け士農に桑苗を下して之を栽培せしめ養蠶、織絹の業を授け茶、漆、松、杉の類を植ゑしめ村毎に倉を建て民一口に付、粟一升を貯へしめ後、收額百石に三升の蓄積率を定め士は祿百石に付、粟二斗五升を定率となし凡、十五年にして二年の食を備へ四十年を限りて新舊を交へ紅腐を防がしめぬ故に天明の饑飢に際し東北、殊に甚しかりしにも關らず米澤封内は獨、靜穩なりき、されば隣境の民、其治に倣はんことを請ふものあるに至りぬ又、紀伊の徳川治貞（肥後）の細川重賢も良主の名聞ありて學校を起し農事を勸め封内よく治まりしかば世、之れを併稱して紀龍、肥麟と云へり其他、會津の松平容頤、備前の池田治政、安藝の淺野重辰、長門の毛利重就、伊勢の藤堂高兌等、皆、賢主の譽あり是の時に當り諸藩に於ても幕府に倣ひ學事を獎勵

し學校を興し儒者を聘し大に藩士を教育せり熊本の時習館、萩の明倫館、鹿兒島の造士館、水戸の弘道館、米澤の興讓館、仙臺の養賢堂、尾張の明倫堂、紀伊の學習館、岡山の開谷學校、佐倉の成徳書院等、最著名なりき

○文學美術の隆盛 享保年間、吉宗が西洋學藝の利益なるを知り洋書輸入の禁を解き、青木文藏書教に命じて頻に之が講究を奨励してより蘭學を講究する者漸興り、次いで松平定信が文教を奨励し、諸藩亦學校を興してより教化大に普及し、美術も泰平の餘澤に伴ひ益進歩發達せり當時漢學を以て名ありしは肥前佐賀の人古賀樸里、伊豫大洲の人尾藤肇州、讃岐高松の人柴野邦彦山等にして皆博識篤學の士なり尋いで頼山陽、廣瀬淡窗、佐藤一齋、安井息軒等、出で國學者には加茂真淵、本居宣長、平田篤胤、塙保己一等、相尋いで出でぬ真淵は縣居と號す遠江濱松、加茂の人にして荷田春滿に就き古學を受け宣長は伊勢松坂の人、始め京都に行き儒を學び、醫を修めしも双から成らず既にして郷に歸り醫を業とせしが真淵が著す所の冠辭考を讀み大に悟る所ありて真淵に就き諸書に通涉せり平田篤胤は宣長、歿後の門人にして亦國學に秀でたり世、春海、真淵、宣長、篤胤の四

人を稱して四天王といふ塙保己一は盲人なりしかども強記、博聞、比類なし其著書多き中に群書類聚の如きは實に本邦の故事を徵證するに必要缺く可からざるものなり小説狂歌に於ては山東京傳、瀧澤馬琴、柳亭種彦、菊池三馬、重田一九、太田蜀山人等あり蘭學には青木昆陽、高野長英、渡邊華山、佐久間象山等、相尋いで出で洋醫には前野良澤、賀川玄悅、杉田玄白、大槻玄澤等あり繪畫には池野大雅、圓山應舉、谷文晁、菊池容齋、葛飾北齋、歌川豊國、司馬江漢等ありて共に其巧妙を究めたりといふ

さて右等の文學について、一々例文を示すは煩はしければ重田一九の道中膝栗毛より左の一章を摘記すべし

賈せ侍島田宿の失敗

十返舎一九

爰をいで行ほどに、大井川の手前なる、島田の驛に到りけるに、川越し共出迎ひて、「旦那しゆ川たのんます」細二きさま川ごしか、二人いくらでござす川こ、ハイ、今朝がけにあいた川だんで、肩車じやあぶない、蓮臺でやらすに、お二人で八百下さいませ」細二とほうもねへ、越後新潟じやあんめへし、八百よこせもすさまじ

い川こしすんだらいくら下さるヤア彌三いくらもすりこ木もいらねへ、おいらが
 じきに越すは「川こしヲ、川流りやア、二百つけて寺へやるから、なんならそうさ
 つしやい、流れたほうが安くあがらアア……」彌三ばかぬかせ問屋へかゝつてお
 こしなさるはト云ひすて、足彌三ナント北八、あいつらにからかうが面倒だか
 ら、いつそのこと問屋へかゝつて越そう、手めへの脇指をかしや、北八なせどうす
 る彌三侍になるはト、北八が脇指を取つてさし、己れが脇指のひきはだを、後彌三ナ
 ント出来合のお侍、能く似合たらう、此風呂敷包を手前一所に持て、供になつて來
 や、北八こいつは大笑ひだ、ハ……ト彌三彌三が荷物と一所にして北八が肩にひつかけや
 「コンリヤとん屋とも、身とも大切な主用で罷通る、川越し人足を頼むぞ、問屋
 「ハイかしこまりました、御同勢はおいくたり彌三彌三ナニとうせいな、といやさやう
 でござります、旦那はお駕か、お馬か、お荷物は幾駄ほどござります彌三彌三本馬が
 三疋、駄荷がつがう十五駄、ほどあるが道中邪魔だから、江戸表において來た、其
 代り身とも、駕の陸尺が八人、そこへしるしめさるといや、ハイ御侍衆は、彌三侍共
 が十二人、やりもち、はさみ箱持ち、ぞうり取り、よいかく、かつばかご、竹馬、都合

上下三十人あまりじやといや、ハイく、その御同勢はどこに居ります、彌三イヤ
 サ江戸表出立の節にのこらす召しつれたが、途中でおいく、麻疹をいたし居
 るから宿々へ残しておいた、そこで只今、川を越そうといふどうせいは上下合
 せてたつて二人じや、臺越しに致さうな、なんぼじやといや、ハイお二人なら運臺
 で四百八十文でござります彌三彌三夫は高直じや、ちとまけやれといや、エ、此川の
 賃錢に、まけるといふはない、やアばかアいはすと早く行くがよからず彌三彌三
 「イヤ侍に向つて、ばかアいふなとはなんじやといや、ハ……がいにづないお侍だヤア」
 彌三こいつ武士を嘲弄し居る、ふと、き千萬なといや、こんだ武士か、刀の小尻を
 見さつしやい、ト云はれて、彌三彌三彌三兵衛ふりかへり、後を見れば、刀の小尻柱につかへて
 石の彌三彌三彌三兵衛面目なく、刀の折れたのを差す武士が何處にあるもんだ、こんだ
 しゆ問屋をかたりに來たな、そんではハイすませないぞ、彌三イヤ身ともは、み
 をのや四郎國俊の末孫だからそれで刀の折れたのを差し居るといや、たはこ
 と云ふとく、しあげるぞ、北八コウ彌三さんおさまらねへ、早く行うりと手引を取
 ばら彌三彌三兵衛それをしといや、とほうもない氣ちがひだ、彌三ツイツイやりぞこな
 ばら彌三彌三兵衛それをしといや、とほうもない氣ちがひだ、彌三ツイツイやりぞこな

つたいま〜しいハ……

出来合のなまくら武士のしるしとて刀の先の折れてはづかし

第三章 内外漸多事

尊王論、海防論、露人の入寇、英船の來航

○尊王論の起因 水戸光圀が史館を興し儒者を集め大日本史を編纂して大義名分を明にし下河邊長流、僧契冲等が國學を唱道して古典研究の端緒を開きてより國學漸振興し随つて世人次第に皇室の尊む可きを知り其式微を憤慨する者出づるに至れり後桃園帝の時浪士竹内式部といふ者あり山崎派の學を修め京都に來りて公卿の間に入し書を講じ常に慨歎して曰く當時將軍あるを知りて天子あるを知らざる者多し是れ必竟臣民の不學なるに由る臣民にして學徳修らんには天下は自公家の統治に歸す可きなりと是に於て朝臣大に喜び學を修め武事を講せり關白近衛内前式部を憎みて幕府に報じ徳大寺公城櫻井氏福を始として式部に親交ある者十七人を捕へて訊問し嚴に譴責を加へたり然るに式部には罪の間ふ可きなきを以て行爲不穩を以て放逐せり之と同時に

に甲斐に山形大貳といふものあり博洽にして兵法、律令、天文、地理、算數、音律に通曉し江戸に住して醫を業とし旁生徒を教授し常に皇威の衰頹を慨げきぬ既にして藤井右門、甲斐より來りて大貳の家に寓せしが右門は劍術を善くし門人數百人ありて竹内式部と親交厚かりき、よりに式部も亦來り寓せり時に上野國、小幡の邑主織田信邦世長六なる者あり吉田玄蕃を用ひて藩政を釐革せしが玄蕃又大貳と親み互に相往來して兵學の門生を集めぬ然るに小幡の藩士に玄蕃を嫉視する者ありて事端を構造し以て幕府に訴へたれば幕府は大貳、右門、信邦を拘へて獄に下し數鞠問せりと雖唯生徒に對して天子は囚人に等しと云ひ甲府城の要害を論じて攻城策を講習せしことの外別に叛を謀るが如き證據なかりき而かも遂に大不敬を以て其罪を論じ紀元二四二七年後和四大貳、右門を梟し式部を流し信邦の封を收めて之を幽せり是に於て尊王論漸動きぬ

○海防論の始 蘭學講究の結果として邦人往々海外の形勢を知る者ありて海防の急務を説けり當時海外の形勢を概觀せんに北米合衆國の獨立寬政末に次いで佛蘭西の大革命あり之に次て那翁の歐洲席卷となり其滅ぶるや諸國、壞

都キエナに會議を開きて列國の交渉事件を議してより爾後、一國事あれば列國、必之に干渉し尺寸の土も列國の合議にあらざれば授受を決する能はざるに至り歐洲全土、復立錐の餘地なく海外、拓地、殖民の事業は爲に益、諸國の注目する所となるの時に當り學理の應用は目覺ましき効果を奏し利器の發明は續々實地の用を便にして汽船、汽車、電信、等々其功を現はし交通、運搬、通信は驚くべき迅速の業となり列國が勢力を扶殖する上に至大なる便を與へ地球上、到る處、白人種の横行せざるなきに至りぬ殊に英、露の二國は列強中の強國となり露國人は頻に西伯利亞を開拓すると共に漸、南進して支那の西境、北邊を伺ひ、英國人は既に印度を取りて支那に商權を擴張せんとし佛國人、亦、交趾より安南に迫り漸、支那の南方を窺ひ諸國、漸、我近海に出沒するに至りぬ故に宇内の形勢を知る者は海防に注意せざらんと欲するも得べからざるの勢となりぬ寛正の頃、仙臺に林友直トモナカといふ者あり夙に海外の事情を知り卓見、慷慨の士なり士人の安慰、飽食に慣るゝを見、一旦、變あるも用に堪へざるべきを憤り敝衣、糲食、高履を穿ちて四方を遊歴し諸方の民情、風俗は勿論、政治の得失、地理の利害を視察し殊に海防に

注意し海國兵談、三國通覽を著はし海外諸國の發達、富強の形勢を述べ海防攻守の策を唱へたれば幕府は之を以て人心を動搖せしむるものとなし紀元二四五年寛政四年其刊行を禁じて之を燒棄せしめ友直を仙臺に禁錮せり是に於て海防論、起りぬ

○尊王論漸盛なり 蒲生秀實ヒロノサネは下野宇都宮の人なり君平と稱す慷慨にして大節あり最、心を古代の制度、律令に止め遊歴を好み足跡、天下の半に及びぬ紀元二四六七年文化四年露人、北邊に寇せりと聞き大に之を憂ひ可恤緯を著して之を閻老に上りしが幕府、之を用ひざりき君平、常に山陵の荒廢せるを嘆じ自、其地を蹈み古圖、舊記を考へ山陵志を著して幕府に獻せり幕府、却つて之を詰問せしかば君平、憤慨に堪へず答辭、激烈を極めたり幕府よりて其不遜を責めて之を重法に處せんとせしが終に放免せり之と同時に上野の人、高山彦九郎正なる者あり亦、慷慨の士なり年甫めて十三にして太平記を讀み武士の朝權を蹂躪したる跡を見、憤然として勤王の志を起し十八歳の時、京都に至り廣く交際を求め特に中山大納言愛親オノノと睦みぬ後、四方を周遊し大に尊王を説き到る所に人心を激勵

し義氣を鼓動せり然れども其志の成らざるを憤りてにや紀元二四五三年寛政五年筑後久留米の森嘉膳が家に於て自殺せり世子平君平彦九郎を合せて寛政の三奇人と稱す是より尊王論漸盛んなり

○露人の入寇 露西亞人は屢我北海に來りて魚業を營み天明年間其船蝦夷に出沒し既に樺太の北端を開拓し寛政の初には千島のエトロウ島に移住して恣に其國標を立てぬ是に於て幕府大に北邊に注意し其武備を嚴にせり紀元二四五三年寛政五年露船我漂流人を送りて蝦夷に來り通商を請へり幕府命じて長崎に赴かしめ信牌を與へて去らしめぬ松平定信頗外人の來寇を慮り自安房相模伊豆の大島等を巡視し諸藩を戒め海防に心を用ひしめ紀元二四五八年寛政十年近藤守重を遣りて北海を巡視せしむ守重擇捉に入り露人が立てたる標柱を抜き大日本恵土呂府と書したる標柱を建てぬ其翌年幕府は松前氏の封土たる東蝦夷を割きて幕府の直轄地とし松平忠明石川忠房等を遣りて土人の撫育漁獲及交易の事を掌らしめ尋いで箱館奉行を置きぬ紀元二四六四年文化元年露西亞の使レサノツト我漂流を送りて長崎に來り信牌を示して互市を許されんことを

請ひしが幕府は唯漂流民送致の勞を謝し國産を輸出するを好まずとて其請を許さざりしに一年を隔てゝ露人樺太に寇し我戍兵四人を捕へて去り又其翌年擇捉に寇し遂に樺太の各地に侵入し官舎を焼き砲を發して南部津輕の戍兵と戦ひ逃れ走りぬ既にして再理井尻島に來り以前捕へたる戍兵を返して脅迫して互市を許されんことを請ひたれど幕府遂に應せず仙臺會津に命じて蝦夷の要害を守らしめ松前氏の封を移し函館奉行を廢して西蝦夷に松前奉行を置き蝦夷全部を以て幕府の直轄に歸したり紀元二四七一年文化八年に至り露人復理井尻に來りしに我兵其八人を虜にせり其後二年露使函館に來り陳謝して曰く前年入寇せるは暴民の所爲にして政府の與り知らざる所なり政府今暴民を罰し我をして來り謝せしむ請ふ八人の虜を返されよと乃命じて俘虜を返還し北邊漸靜穩に歸せり

○英艦の來航と攘夷主義 紀元二四六八年文化五年英吉利の兵艦長崎に來り偽りて和蘭の國旗を掲げ小舟に乗じて港に入り居民を抄掠せり奉行松平康英之を撃たんと欲せしも戍兵乏しかりければ檄を黒田鍋島の二藩に飛ばして

援兵を請へり而して其兵未至らざるに外賊夜に乗じて通れ去りぬ康英憤慨し自殺して罪を謝せり是より外艦屢我邊海に出沒せしかば紀元二四八五年^{八年}幕府は諸藩に令して外船至らば直に之を撃攘すべきを命せり嘉永十三年幕府が外國貿易を嚴禁せしより茲に二百餘年政治上に於ては耶蘇教を斥け佛敎を採用したるが爲思想の統一を來し民心の分裂を防ぎ經濟上に於ては清蘭兩國との貿易によりて國內の需用足り別に物資を外國に仰ぐの必要なかりしを以て幕府は祖法を固執するの方針を定め遂に此令を發布したり是に於て攘夷の論盛なり

茲に史家の注目を値するは野史編纂なりとす抑大日本史は水戸藩主の力を以て多數の學者を集め多年の研鑽によりて完成せしものにして國史上重要な書籍たる事勿論なりと雖一個人の盡瘁を以て大日本史の跡をつぎ諸書を涉獵し聚拾して一まとまりの史籍を編輯したる飯田忠彦の如きは亦篤學の士と謂ふべし其著野史は二百九十一卷ありて編纂の概意は大日本史について後小松天皇以後の史實を記すに在りたれば體裁は大日本史に酷似せり即其本紀二十一

卷には後小松天皇より仁孝天皇に至る御歴代の事蹟を記し第二十一卷仁孝天皇の條關本列傳二百七十卷には后妃列傳皇子列傳皇女列傳皇族列傳武將列傳(武將列傳中德川家齊の卷關本)公族列傳外戚列傳文臣列傳武臣列傳儒林列傳孝子列傳義勇列傳貞烈列傳方技列傳隱逸列傳任俠列傳姦臣列傳逆臣列傳釋氏列傳外國列傳を分ちて記述せり其文章は平易なる漢文體にして甚通俗的なるところあり史料の精撰文章の結構等多少世評を免れずと雖大日本史と同じく一々憑據すべき書名を註したれば讀者に取りて便益少からずとす左に引ける香川景樹傳は卷二百六十一歌人列傳中の一文なり

香川景樹因幡鳥取人荒井氏子也以明和五年生小字銀之助甫三歲善讀文寫字父母鍾愛爲姨婿與村氏養子爲純德更字真十郎七歲詠和歌就清水貞固學之又問儒於堀南湖十五歲撰百人一首註解曰百首意見聰明睿智人稱奇童十八歲請父母適京師仕搢紳家勤學練行終爲香川景柄養子^{望南亭}香川氏其先出自鎌倉權五郎景政景政曾孫經高仕源義經始稱族香川經高十三世光景屬小早川隆景二男春繼稱兵部大輔仕吉川元春數樹軍功後居周防岩國春繼孫正矩字無

適正矩子鄰善、名景繼、後號宣阿太平記、遷京師、就大納言藤原實業以歌學起家、創建梅月堂、名聲藉甚、人目稱一條西行、子孫世繼其業、至景柄、景樹、寬政八年叙從六位下、任陸奥守、後改長門介、改今名、數轉居、終住岡崎、老而益健、就學者以萬計、每月定五十題會講、每會相識者一二、餘皆未面識者、其衆多可推知焉、居常海門弟子曰、歌者主調、莫斷理、或問得道奈何、答曰、無他、日夜委意、以我命換之、不然則焉得至大道、至達之極、不學而何得曉義理矣、又曰、詠歌如我面、終世不可見、求人以得、我如善之、諺云、自惚也、又曰、如贈粉紅於邊鄙、人未識其所著、譬額粉、願黛、施紅於鼻頭、與妖怪同等矣、歌學亦然、由與其道、不如裸體而行大路、又曰、不帶衣冠而昇階難矣哉、又曰、儒佛諸書亦有裨益、譬如確、設力於脚下、則殺自精、又曰、欲詠歌不能則可讀論語、景樹終生醒睡、對人忘食、誨人不倦、一日權中納言藤原豐季、及僧大綱來訪、豐季問曰、如予不藝、學則可得道乎、景樹顧大綱曰、腹空則喫飯乃足、豪爽率類此望南亭筆記、初書百首異見、以視師貞固、貞固不終卷、擲卻嘆曰、可懼可懼、我非畏子之才、子齡僅成童、假令雖夜光珠也、黃口兒、蔑如大人、豈不玷瑕耶、我今不擲卻、則他日有誰而聞其餘響、碎之則完歸之也、而後能守教誡、遵奉師之道云見百首異、天保十二年叙爵、尋

遷肥後守、十四年三月卒、年七十六、家所著有新學異見、中空日記、桂園一枝、活言秀、古今集正義、土佐日記、創見、萬葉集摺解等

(左記の和歌は原本には萬葉假名の漢字を以て記すものなるもよみやすき様にかき改めたるなり)

撰嵐山詠云、

大井川返らぬ水に影見えて今年もさける山さくらかな

又寄道祝歌曰、

おくゑぞのはてまでなびく君が代に開けぬ道はあらじとぞ思ふ

又歎歌道衰頹曰、

敷島のうたのあらすたあれにけりあらすき返せうたのあらすた

又云、

やみならでたどしきはめに見えぬ神をしるしの敷島の道桂園筆記

子景恒繼業、景樹門人有穂井田忠友、能學歌道、好讀國書、景樹常曰、吾書篋也、著書

亦多望南亭筆記

第四章 家齊薨後の形勢

米國使節の來朝
開港、攘夷の論

○家齊の晩年 將軍家齊の在職は五十年に達し光格、仁孝の二代に跨がり天明、寛政、享和、文化、文政、天保に通じ其初に當りては松平定信を老中となし先代の弊政を改革して幕政を振起したること前述の如くなりしも定信、退職の後は漸、政治に倦み華奢、風流を事とせしかば二百餘年來の泰平に養はれて次第に増長し來りたる奢靡の風は益、其勢を逞くし上下共に安逸に慣れて天下泰平を謳歌し武家極治の世と稱すと雖、財政は紊れ風俗は壞れ世祿を以て養はれたる武士の惡弊、百出し無事なるが故に武術を怠り衣食あるが故に元氣消耗し常職なきが故に酒色に沈、溺し江戸市街、到る處に花街を現出し辻、親、空に飛び絃歌、地に涌くの醜觀を呈し士氣の懦弱は殆、救ふ能はざるの形勢となり幕府を始め諸藩に於ては君臣、上下の離隔、益、甚く政治は唯、簿書、期會など形式的の事のみとなり事務は皆繁文、縟禮に流れ文書、悉、公式に依り様字、殿字を書するにも貴賤の差等によりて七八様に書き分くるに至り只、記録を暗熟する者は庸人も練達者とし

て昇進し然らざる者は俊才も用を爲さず門閥、資格、愈、重せられて傑士、徒に材を抱き漸、事あるを希ふに至り内には尊王論、海防論、攘夷論、等、漸、喧く外には外人の屢、邊境を窺ふあり天下、紛擾の來るべきは識者を待たずして明なるの形勢とはなりたり

○天保の改革 紀元二四七七年文化四年光格帝は在位三十七年にして位を仁孝帝に譲り給ひ仙洞に在すこと二十三年、紀元二五〇〇年天保十一年に至りて崩じ給ひぬ是より先、三年、將軍家齊、職を其子家慶（家慶）に譲り水野忠邦（忠邦）を擧げて老中とせり忠邦は資性英敏にして經世の才あり松平定信と親み之に就いて治術を問ひ享保、寛政の政典を復興して幕政を革新せんとを期し家齊の薨後は家慶を輔けて先、武士の遊惰を矯めんと欲し長崎の人高崎秋帆（秋帆）が蘭人に就いて砲術を修め頗、其技に長ずるを聞き之をして操練を試み大小の砲銃を製造せしめ刀槍術の達人を集めて其角技を觀物せしかば刀槍の技、大に行はれて武術、復興の望あるに至りぬ次に忠邦は風俗の壞亂を正さんと欲し華美の衣服は沒收して焼き捨てしめ湯屋の混浴を禁じて男女、兩槽を備へしめ劇場は淫風を助長するもの

として繁華の地に設けたるを除かしの堺町、葺屋町、木挽町より移して悉之を淺草に集め區域を定めて其以外に設くるを禁じ俳優を卑めて河原者となし平民と交際すること能はざらしめ又書物奉行を設け新書は必其檢閲を経て刊行せしめ妄りに攘夷を唱へて治安を妨害し淫猥を談じて風俗を亂る如きものは皆其發行を禁せり斯くて幕政の刷新、其緒に就きしも忠邦の下を御する峻酷に過ぎ庶政の改革、亦急激に失し上下の怨恨、其一身に集まりて遂に辭職の止を得ざるに至り天保の改革は空く半途にして止みぬ

○ペリー渡來以前の日米關係 マンロポロ(Marcopolo)は東にGipangu(日本)の黄金國あるを説きコロンブス(Columbus)は此黄金國を覓めんとして偶然、西方に今のアメリカを發見せしが其後、徳川幕府の初期に於ける日本、新西班牙間の交渉の外、日、米、相識らざる事、數世紀、我光格天皇の寛政十年(西曆一七八九)米國獨立後、六年(一八四一)米人長崎の出島に來り、次で享和、文化の頃にも長崎に渡來し天保八年(一八三七)仁孝天皇御宇、將軍は家慶、老中水野越前、西曆一八三七、葡萄牙の租借地たる支那の澳門(Macao)に於ける北米合衆國の一商館の船モリソン號は我國の漂

流民三名を護送し來りて相模國浦賀沖に碇泊す其意、蓋、清、蘭二國の如く我國と貿易せんとするにありき、我國にては文政八年の異國船打攘ひの令により之を砲撃したれば彼の船は轉じて鹿兒島に入り亦志を得ずして退却せり、之をモリソン(Morrison)事件といひ高野長英、渡邊華山、等が英國の大學者モリソン氏(Robert Morrison)の來りたるものと誤解して英國の國情を論じ端なくも奇禍を買ひて獄に投せられたるは翌九年の事なりとす、其後、弘化二年、合衆國の鯨獵船メルカトル(Melcutor)號は我漂民を送りて浦賀に來りたるも又志を達せず嘉永元年、海軍提督ビッドル(Biddle)は大統領の命を奉じて浦賀に來りて拒絶せられ二年、又グリム Admiral Glynn の(四たび目)長崎に來れるありしも彼國の漂流民を受取りて歸りしに過ぎざりき

○米國使ペルリの來航 然るに嘉永六年、太陰曆六月三日、紀元二千五百十三年、西紀一八五三、七月八日、相模國浦賀灣に進入し來りし提督ペルリ Admiral Matthew C. Perry の黒船は爰に我國をして二百年來の政策を一變、寛永十三年より嘉永六年迄約二百十七年せしめ、我徳川幕府の衰機を速ならしめ、海防論、尊王論、鎖

港、開國の議を沸騰せしめ、諸種の事件と伴ひて、一轉、又一進、遂に王政維新、開國進取を一定するに至るの一因をなしぬ、今、合衆國がペリー(Perry)提督を派するに至りし理由を尋ねんに

一、歐米列國の海外活動 歐洲各國中央集權の國家基礎すでに鞏固にして、夫々國外に向つて發展せんとし、東洋に對してはロシアのシベリア及中央アジアに於ける、英人の印度征略及支那鴉片事件に於ける、佛人のルイス十四世以後印度を忘れざる等、皆、海外に領土を開拓し、貿易を進行せしめて其國力發展の實を擧げんとするにあらざるは無し、實に第十九世紀の後半は一般世界の氣運が進取冒險、交通貿易、乃至拓殖征服によりて東西、新舊兩世界を相關係せしめんと企つるもの、如くなりき、合衆國の使節來りしも亦、一はこの氣運變遷の一現象と見るを得べし

二、合衆國、清國間の直接交通 清の宣宗道光帝の二十四年、清國と米國との間に通好條約を締結せし以來、清國貿易の利益多きを知りし米國に於いては支那勞働者の自國に渡航するもの多きを加へたりしかば是まで太西洋より喜望

峰をめぐり印度洋を經、又は地中海、紅海より印度洋を經て支那に來りたる米船は斯る迂遠の航路を變じて、その西海岸より太平洋に出でサンドウィッチ諸嶋を經て清國の廣東、上海、等に直通するの海路を定め、航路を短縮して貿易の發達を謀らんとする希望を抱くに至りたり而して此航海に要する石炭は盡く之を船載すると不可能なるが故に米國はサンフランシスコと清國との間に石炭積置場を設くるか或は中間地に石炭の買入補足をなすの必要に迫れり我國は地勢上、恰兩國の間にあり且、炭坑あるを以て米人は我國を開國してその希望を達せんとせしもの、如し

三、金銀採掘の希望 我國の地味豊沃にして無量の産物を有し貿易上、莫大なる利益を彼國に與ふべき國柄なることは夙に米人等の聞知せし處にしてマルコボロ(Moropolo)が其旅行記に於いて黄金國と稱美したる我日本國、而かも西班牙、葡萄牙人等が貿易によりて莫大の利益を攫取したるの事實ある我日本國は彼米人をして開港を促さしむるに至りたり

四、勇敢なる米國の鯨獵者 扁舟に掉して大洋に出で捕鯨を業とする米人等は

風雨潮流の爲に我國の海岸に漂着するもの少からず殊に米露間の通商條約一が八二四年に締結せられしより米人盛んに露國の領海に入漁し随つて又我近海に來るもの少からざりしが暴風怒濤の爲その船舶が破損又は沈没の難に遇ひて船員漁夫等の我沿岸に來るもの次第に多きを加へ遂に交通を請ふに至りたり然るに我徳川政府は祖法を守り清蘭二國の外は一切之を拒斥したるを以て米人屢來るも志を得ず遂に威力を用ひてまでも開港を迫るに至りたり是より先米國が歐洲列國に傳へたる檄文に曰く

……日本は一八三〇年以來唐蘭の外交易を斷絶すれども時勢の已むべからざる遂に彼をして偏陋を改め以て交易を開かしめば彼は英國の盛なるが如く勢力を東方に感ふに至らん日本人民は外交の禁の弛まん事を願ふ意あるも……琉球其他の地にては密かに唐及露國に交通する者あり……必需品の缺乏又は風雨の時に方り鯨獵船又は商船等が難を日本港内に避くるにあれば唐蘭の外は忽獄に下され僅の米魚水のみを與へられ又幾多無慈悲の取扱を受け且繪版を踏みしめらる……曷ぞ片時も之を忍ぶべけ

んや……合衆國政府は日本將軍に書翰を送り以て我が民の患を除かんことを謀る……日本もし拒むに於ては日本政府に向ひ強威を奮ひこの希望を達せずんば止まざるべし云々

斯くて紀元二五一年嘉永六年水師提督ペルリは軍艦四艘乗組員六百人を率ゐて浦賀に來りぬ浦賀奉行戸田良榮大に驚き即時來航の仔細を問へりペルリ曰く合衆國政府特に使を貴國に遣し隣交通商を求む希くは貴國の君長に見えて國命を達せん」と良榮乃急使を以て之を江戸に報じたれば幕府周章狼狽直に諸藩に命じ武藏安房上總下總伊豆相模の海岸要所の警備を嚴にし浦賀久里濱に外賓引接所を設け浦賀奉行戸田良榮及大學頭林健をして使節を引見し國書方物を受けしめぬ其國書の要に曰く我國の西界は日本に相對し汽船十七八晝夜に達す可し地黄金を出すこと年に四千萬兩又多く銀水銀寶玉を産す日本は國土富澤人智明敏にして多勢なれば相貿易せば共に利あらん若し疑惑の其間に存することあらんには試みに數年の實驗に徴せられよ利なくは即止めんのみ且我國民の支那に航するもの甚多し常に貴國の邊海を過ぐ若し風に遭ひて漂着

し食物、材料に缺乏し憐を請ふことあらば之を救援せよ」と猶其全文、左の如し
亞美理駕大合衆國、大統領、姓斐謨、名美辣、日本國

大君主殿下平安、大尊大敬良友乎、今特派本國師船大臣水師提督彼理、管領一幫兵
船、帶公書到

貴國境、專呈

殿下御覽矣、茲面諭該水師提督、轉告朕心久欲與

貴國通和之真意、請

殿下敬思、今要我兩國籍興和友之結好、兼立通商之章程、今令欽差彼理來
貴國、爲辨此二事、故達

君主殿前、吾合衆國規矩定例、嚴禁各官插管別國之政禮、故此明諭該差、在

貴地之時、不可勞動貴處人民、今合衆國廣大、東西邊疆各極於海、在西界正對向日

本國、若坐火輪船、離加理科喇亞省、或由可理干郡、駛過平海、十八晝夜能到

貴國之口岸也、合衆國之一省、名呼加理科喇亞、是大邦土產多、每年出黃金、四千萬
兩之多、同白銀、水銀、寶玉等物、日本亦然富澤、多產寶物、其人明曉多藝、故此兩隣

國互相往來、必得大益、朕亦爲此要開商意矣、茲知悉、日本國之古例、只准中國、呵
囉國船能通商、除此二國之外、不准別船進埠、祇因世間之情、萬國之政、漸々多有
改變古例、易新、且

貴國初立古例之時、亞美理駕即名新地球、由歐羅巴人離本處、入住此山、墾地耕種、
在彼長久、人民爲少且貧、迨今民生繁華、貿易年々盛布各處、量

殿下盡悉、倘能改古例、以准我兩國人賣買、則各伴得大益矣、如若

君主只准古例、禁止別國船入埠、是照依國法不妨、先試數年、或五年、十年之間、能知有

利否、或因賣買無益、然後仍復古例可也、夫本國與別國立約、亦定數年之尾、若因
兩國不願、再不照新約、且我兩國各試、暫港口、嗣後可知何樣也、又諭該欽差、告陳

殿前、每年本國船離加理科喇亞、駛往中國者甚衆、抑有獵鯨魚船多有常近

貴境、此等各船或遭颶風、擊碎在海邊、雖船身破、人貨兩全、朕慮此等之鄙命者、因思
貴國官民、見此等人船、量必安撫、恩待仁慈、而人物皆保留、俟有本國船到、即帶歸也、

且隣本國之民、亦是五倫之內、豈

君主不知乎、若不反此論、則不快人心矣、且聞

貴國多産煤炭、食物繁盛也、故諭飭該欽差、面告、本國火輪船、渡平海去中國者、計燒煤炭數萬石、其船不能多裝、在途不敷足、用無從接濟、而回本國、又不便、所以各船要入

貴國港口、買煤炭食物接濟、并取水之便、如買物、或將銀錢或以各貨兌之可也、請君主議指南境一港口、能使本國各船、暫泊而得買此須物、兼打食水、此事務希速即允

准、免朕遠望而快心也、今諭該欽差彼理、坐領一幫兵船、越貴國、來江戶名京、代為拜見、述朕敬思我兩國設友意、開貿易、俾本國船能伐須食煤

炭等物、兼保憐苦楚人民、除此等事務之外、該欽差別無他意、再船內裝有數件本國巧藝布帛、進呈

君主、收納弗覽卑物、知朕思 真敬之記、願全能真神保

君主、受萬福、感聖顧哉 知此公書是實、看本國大玉璽、及書名畫押、為證

亞美理駕大合衆國、京在華盛頓、西國記年之一千八百五十二年十一月十三日、即壬子年十月初六日封

筆殊印

國 璽

大學士依斐烈奉勅書

(英文のはヒルドレスの日本記にあり)

然るに幕議は紛々として容易に決せず止むを得ず明年確答を與ふべしとて之を還へせり此年將軍家慶薨じ家定職を襲げり翌紀元二五一四年^{安政元年}ベルリ前約を履み軍艦七艘を率ゐて再浦賀に來り確答を迫りぬ幕府町奉行、井戶學弘及大學頭林健等をして米使に會見せしめ談判ありしに彼頗強硬にして到底其儘退去せしむべからざりければ幕府は貿易を許さざりしも遂に其船舶の伊豆の下田、北海道の函館の二港に碇泊することを許し薪水、食料を給することを諾し隣交條約十二條を定めぬ是時露佛英三國の船艦も亦來り同じく條約を結ばんと請ひたれば幕府は此等の諸國にも亦米國と同様の許可を與へぬ

○攘夷論 ベルリ始めて來航するや幕府は其來意を朝廷に上奏し又諸侯に

諮詢せしに和、戰、兩説、併び起り建議百出して世論囂々たり初、幕府は外情を秘密に付して明示せざりしかば天下の士、多くは海外の形勢を知らず唯、彼を卑みて夷狄なりとし尊王、攘夷の論を唱ふる者、甚、多かりき就中、水戸藩主徳川齊昭すけあき公は夙に尊王の志、篤く弘道館を建て、文武、兩道を奨励し藤田東湖、戸田忠敬ただよみ等の英才を用ひて藩政を共にし常に海防の策を講じ盛んに攘夷論を主張せり其臣會澤安、亦書あやふみを著して尊王攘夷を説き廣く世に行はれたり、されば諸國の志士、或は水戸に集まり或は水戸と聲息を通じ齊昭を中心として頻に東西に奔走せり

○開港論 當時、蘭學を修めて頗、海外の形勢に通じ宇内の事情、獨、我國をして孤立せしめ難きことを論じ港を開き貿易を許し和交をなすの利なるを説き以て攘夷論に反對せし者も少からず開港論は杉田玄伯が野叟獨語を著し露人の和交すべきを論じたるに始り渡邊華山、高野長英、佐久間象山等の行動によりて漸、勢を得たり華山は江戸に生れ家貧にして専、好む處を研究する能はず書道を以て口を糊し傍、諸子、百家の書を読み兼ねて洋書を修めぬ田原の藩主、三宅土佐守、其有爲の才あるを知り擢て、年寄格に列せり華山、心を民政に止め救済する

所、甚、多く又、鳩、舌小記、慎機論、蕃論私記等を作り外國の事情を述べ世の迷想を破らんとせり長英は仙臺の人、亦、當時、有名の蘭學者にして夢物語を著して持論を述べ世の稱賛を受けぬ二人とも幕府の嫌忌するところとなり自及して死せり象山は信濃の人、松本の藩士にして兵法に通じ蘭學に達せり長藩士吉田寅次郎松之に就て兵學を學び當時の要務は海外の事情に通ずるにあり安政元年、米艦の來るに乘じ伊豆の下田に至りて陰に洋行せんと謀りしに事、露はれて囚へられ國禁を犯すを以て其藩に監禁せられ象山、亦、連坐して罪せられたり然れども幕府は其後、攘夷主義の到底、實行し難きを知り方針を變じて遂に開港主義を取りぬ

参考書

徳川實記、續徳川實記、徳川十五代史、徳川太平記、野史、關原軍記、駿府政事録、藩翰譜、天草物語、原城記事、天草征伐記、日本西教史、日本佛教史綱、武家名目抄、世界に於ける日本人、日歐交通起原史、徳川政教考、徳川禁令考、大日本史料、義人傳、先哲叢談、日本近世教育史、大日本古文書、開國起源、日本藩史、官制沿革史、大日本租稅志、古事類苑、外交部、外交志稿、Hildreth's, Japan as it was

and is "Hawk's Japan... expedition... 東方近世史上卷、徳川三百年史等

第五章 井伊直弼

直弼の武斷、安政の大獄、幕府の衰頹の

○幕府の開港主義 紀元二五一三年嘉永六年米國の使者ベルリの始て來航するや將軍家慶、俄に薨じて其子家定、職を嗣ぎしと前述の如くにて幕府、頗る狼狽したりしが當時、天下の輿論の攘夷にありしを見て幕府は高島四郎太夫の門人江川太郎左衛門の議を容れ、頻に砲銃を鑄造せしめ、三礮臺を品川に築き、會津、忍、河越、三藩をして之を守らしめ、肥後、長門、二藩をして相模の海を禦がしめ、備前、柳川、二藩をして房總の海を警戒せしめ、因幡藩には本牧を彦根藩には羽田、大森を禦がしめ、礮臺には巨礮を備へ、又、外國奉行を置きて外人の事を處理し、下田、函館、兩奉行を置きて船舶に關する事を掌らしめ、軍艦、兵書は蘭人に托して購求し、麾下の士をして洋式の銃礮使用法を講究せしめ、勝義、邦安を長崎に遣し、蘭人に就きて航海術を學ばしめ、後、又、榎本武揚等、十餘名を和蘭に遣し、軍艦製造を臨監し、併せて造船、航海の術を研究せしめ、水戸齊昭を起して、軍制改革を委ね、講武所を建

設して銃、礮、劍、槍等の術を講習し、海軍操練所を築地に設け、軍艦奉行をして之を督せしめ、蕃書取調所を九段に設けて、專、翻譯の事を掌らしめ、着々攘夷の準備に忙はしかりしが、堀田正篤が老中となるに及び、略、外國の形勢に通ずるを以て、攘夷の到底、行ひ難きを察し、遂に開國の方針を取り、紀元二五一六年安政三年合衆國の總領事ハルリスの下田に來りて、將軍に謁して、國書を呈せんと請ふや、家定、竟に謁見を許せり、然れどもハルリスが條約の批准を求むるや、幕府は朝廷を憚りて、勅裁を仰ぐに至りぬ

○朝廷の攘夷主義

紀元二五一七年安政四年幕府はハルリスを江戸城に召し

土岐頼旨トキチカの丹波川路聖謨シノノ等をしてハルリスと條約を審議せしめ、遂に之を十四款となし、又、貿易章程なるものを作り、明年三月、批准を與ふべきことを約したり、而して幕府、此條約案を諸藩に示して、其得失を議せしめたるに、諸藩皆、以て不可なりとし、獨、松平慶永、鎮國の不利なるを論じ、朝廷の允許を受く可きことを勧めぬ、是に於て幕府は大學頭林健等をしてハルリスが齎す處の國書、及其陳述したる諸件を俱し、時勢、切迫、已むことを得ず、通商、開港を許さんと欲する情實を奏し、更

に勅許を請へり天皇悦び給はず諸公卿を會して之を議せしめ遂に幕府の所爲を不可とし條約の勅許を沮み給へり然るに幕府に於てはハルリスと約定の期日迫まれるを以て大に狼狽し老中正篤自入朝し具に當時の形勢獨古法を固守すべきにあらざることを奏し再條約の批准を請ひたれども朝議終に之を許さざりき

○安政の假條約

堀田正篤の東歸するや幕府は京都の形勢を聞き一時紛擾を極めしが遂に開國の止を得ざることを議決し公卿の舊思想を固持するを罵り斷然姑息の見を捨て更に井伊直弼を以て大老となしぬ直弼つらく天下の形勢を察し徒に勅許を待ちて危機に近づかんよりは速に條約を結びて國家の無事を圖るに若かずとなし紀元二五一八年安政五年長崎函館神奈川兵庫新潟の五港を開きて貿易場となし曩に約する處の十四條を以て假條約を締結し尋で英吉利佛蘭西和蘭露西亞の四國の貿易を請ふに及び此等諸國とも同様の條約を結び然る後之を朝廷に奏上せり之を安政の假條約云ふ是實於て尊王攘夷を主唱せし諸藩の烈士草莽の激徒は勿論水戸の齊昭尾引の慶恕越前の慶永一

橋慶喜等の名門亦皆其非を極論し四海騷然たり

○家茂の就職

紀元二五一八年安政五年將軍家定薨世子家茂職を嗣げり初家定多病にして嗣子なかりしかば尾張大納言慶勝越前守肅慶永其他有力なる諸侯は水戸齊昭の子一橋慶喜の年長にして賢明なるに望を屬せしが其攘夷主義なるを以て大老直弼之を拒み遂に紀伊宰相家茂を迎へて家定の嗣子とし家定薨するに及びて之を擁立せり年甫て十三なり

○安政の大獄

此時京都の公卿にも開國を主張する者ありて議論二派に分れ九條尙忠等も開港論を贊して直弼と氣脈を通せり然れども近衛忠熙鷹司輔熙三條實萬等の大多數は鎖港論を唱へて水戸齊昭と連絡し其勢最盛にして日下部伊三次安島帶刀等と謀り尊融法親王に就きて説いて曰く宜く詔を齊昭に下して攘夷を謀らしめ幕府の專横を責め大老直弼を斥け一橋慶喜を以て將軍とすべしと時に梅田雲濱二梁川星巖頼三樹三郎西郷吉之助盛隆吉田松陰實次橋本左内等頻に鎖國主義の公卿と往來し大に此議を輔翼して幹旋最力め遂に密勅を水戸に下し攘夷を謀るに至りしかば直弼大に怒り朝廷に於て斯く鎖港

論の盛んなるは必竟、水戸藩士以下の幹旋に由ることを察し吏を四方に縦ち吉田松陰、梅田雲濱、頼三樹三郎等、數十人を捕縛して江戸に送り橋本左内、日下部伊三次等を江戸に捕へ皆死、流、禁錮の刑に處し九條尙忠を關白職に復し鷹司政通、三條實萬を退け尊融親王を幽し水戸齊昭、尾張慶怒、越前慶永、一橋慶喜を禁錮し土佐藩主山内豊信、宇和島藩主伊達宗城を致仕せしめぬ之を安政の大獄といひ上下の人心、爲に益、激昂し憤慨するもの愈、増加せり

○櫻田の變 安政の大獄以來、水戸藩士の憤激殊に甚く紀元二五三〇年元萬延三年三月三日、佐野竹之助明光、黒澤忠三郎等、十七人、降雪の曉を冒して直弼の登城を櫻田門外に要し襲ひて其前驅を撃破し前驅の驚亂するに乘じ左右より直弼の輿を刺せり直弼の從士、奮闘して暫、防禦に力めしが浪士、縦横に斫りまくり遂に直弼を斃せり其從士、死するもの六名、負傷するもの二十名、竹之助等、は直に老中脇坂安宅の邸に至り自首して皆、刑を受けぬ直弼は伊井直政の末裔にして近江の彦根三十萬石を領し譜代大名第一の門閥家なり

○幕府の衰頹 直弼殺害せられて後、對馬守安藤信正、老中となり幕政を執

りたれども、其剛氣、果斷、素より直弼の如くなる能はず加ふるに天下の人心、概、朝廷に聚り尊王、攘夷論者の勢、當る可らずして統御、益、困難となりぬ紀元二五二二年文久六年又、浪士あり信正の登城を坂下門に要し一發の銃聲を合圖に左右より其輿を突撃して信正を傷けぬ此等の浪士は三島三郎、豊原邦之助、細屋忠齊、淺野儀助、相馬千之助等の六人にして各、其懷中に斬奸趣意書を持せり其要に曰く、安藤信正は井伊直弼の義士に誅せられたるをも顧す朝廷を蔑視し夷狄を親近し妄に叙慮に戻る罪、之より大なるはなし且、奸計、邪謀を廻らし開國の勅諭を得んが爲、強いて公武合體を行はんとす如斯國賊は一日も生け置くべきにあらずと是に於て政務の衝に當りて復、よく頹勢を挽回すべき人物なく幕府の威權は日に益、衰へぬ

第六章 公武合體及討幕論

○四海騷擾 是の時に當り諸國の諸士、時政に服せず藩を脱し國を去り或は東西に奔走し或は京都に集まり互ひに謀議を通じ尊王、攘夷を説き幕府の失

態を痛罵し意に稱はざる者ある時は白晝に斫殺を行ひ首を通衢に梟するに至りたれば京都、備恐し四方騷擾せり是に於て薩摩、長門、土佐の三藩は禁闕守衛に托して兵を京都に入れしに諸藩の志士、四方の浪士、多く之に混入し勢甚、猛烈にして三藩の名聲、漸盛なり尋いで東西の大藩、相踵ぎて入京し物議、紛擾たりと雖、攘夷の論、最、勢力あり長門藩主毛利慶親、之を主唱し名望、最、高かりき

○公武の合體 斯の如く攘夷論は益、盛んにして開港論を支持するは徒に幕府を危殆に陥らしむるの形勢となりたれば幕府は公武合體を計り海内一致して攘夷の功を全くせんと欲し皇妹和宮親子内親王を將軍家茂に尙せんことを請へり時に諸侯の之を賛成する者、少からず薩藩も長藩と軋轢の結果、公武合體に同意をなしたれば天皇、已むことを得ずして之を許し給ひ紀元二五二一年文久元年十一月、内親王、降嫁し給ひ翌年六月、大原重徳を勅使とし島津久光を護衛として共に東下せしめ幕府に諭す所あり幕府、乃、一橋慶喜を家茂の後見となし松平慶永を總裁として諸政を改革し松平容保を京都守護とし松平定敬を所司代とせり其十二月、三條實美を正使とし姉小路公知を副使とし攘夷の詔勅を幕府

に下し給へり從來、幕府の勅使を遇すること頗、禮を失へる者ありしを以て實美は先、野村佐兵衛、柴太一郎をして之を幕府に告げしめ是に於て勅使、江戸に着せんとするや總裁松平慶永、之を市外に奉迎し登城の時は將軍、親しく之を迎へ敬んで勅を奉せり

○家茂の入朝 幕府は勅使大原重徳東下の節、下し給へる勅命に基き政事の改革を爲さんとしたりしが間もなく三條實美の、東下となりて又、攘夷決行の勅を受け倉皇として爲す所を知らず乃、奏請して曰く攘夷の事は國家の安危に關し輕忽に手を下す可きにあらざれば入朝して勅裁を請けんと朝廷、之を許し給へり是に於て慶喜、慶永、等、先、上京せり時に紀元二五二三年文久三年正月なり、是の時に當り天下の諸侯、護衛として禁闕に在る者、八十餘藩、而して浪士輩は公武合體の不利なることを主張して之が分離を計り暴行、甚く恣に殺戮を行ひ關白近衛忠熙に迫り攘夷の期を明示せられんことを請ひて止まず忠熙、爲に職を辭し鷹司輔熙、之に代り其狀情を上奏せり是に於て天皇は幕府に勅して速に之を定めしめんとし給へり、よりに三月に至り將軍家茂、入朝し列藩諸侯を會して議を

決し四月十一日を以て天皇男山に行幸し祠前に於て攘夷の節刀を將軍に賜ふこととなりぬ然るに其期日に至り事態復變動せり抑慶喜慶永等は素より鎖港攘夷を主張し直弼等と議相協はざりしかども愈攘夷を決行せんとするに當り海防兵備の如何を願れば其不完全なること言ふに足らずして勝敗の數は誰者を待たずして明なりければ行幸の日に及び幕府の臣僚は皆大に狼狽し將軍家茂は病と稱して出でず慶喜を以て代理とせしに慶喜も亦急病と稱して出でず慶永は既に辭表を提出し未許可せられざるに脱して國に歸り遂に節刀を受く可き者なく實に醜態を極めたり是に於て浪士等憤慨に堪へず親征を請ひて先幕府を討たんとせり家茂止を得ず入朝して勅を奉じ五月十日を以て攘夷の期とせり

○生麥事件 是より先島津久光勅使を護して江戸に至り歸途武藏の生麥村を通過する時英人四人久光の函箒を衝きたれば從士其無禮を憤り之を殺傷せり是に於て英艦品川に至り日を刻して幕府に逼り償金三十五萬元を請求せり幕府談判に暇あらず其求に應じて償金を拂ひ改て諸外國に諭すに鎖港の事

を以てせり然れども一も之に應ずる者なく幕府益困めり

○攘夷の實行 長藩は赤間ヶ關に砲臺を設けて攘夷の期を待ち率先して米佛英三國の軍艦を砲撃し三國の連合艦隊と大に赤間ヶ關に戦へり時に伊藤俊介文博等海外より歸りて外人と戦ふの非なることを論じたれば遂に和を講せり然るに三國は罪を日本政府に歸し償金三百萬元を幕府に要求せり幕府は其過當なるを知ると雖内外多事の爲熟議をなすに遑あらずして遂に之を諾し四歳に分賦し每期五十萬弗を拂はんと約せり我國從來國債なく大經費を要する時は或は之を諸侯に課し或は富豪の獻金を募りしが是に至り始めて外債を負へり其七月英國公使軍艦七艘を率ゐて鹿兒島に來り又生麥の撫恤金及下手人を求めぬ守兵之と戦端を開き其一將を斃したるも間もなく和を講せり

○長藩の失勢 幕府は逡巡して攘夷の約を決行せざるを以て長藩頗に其不都合を論じ且朝廷に建議して大和行幸を請ひ討幕の師を起さんとせり朝議一旦之に決し八月詔して曰く大和に行幸して畝傍山の陵を拜し春日山に於て親征を議せん」と然るに會津藩主松平容保其不可を論じ諸侯亦容保に賛する者

あり特に薩藩は常に長藩と氷炭相容れざりしを以て親征の議に反對し長藩は徒に浪士を煽動して天下の紛擾を醸すものなれば速に其罪を糺すべしと揚言し公卿中にも亦親征の舉を憂ふる者ありしを以て朝議頓に一變し尊融親王、入朝し長藩士に京都退去を命じ其宿衛を止め薩會の諸藩に命じて九門を分守せしめぬ三條實美、毛利慶親等、變を聞き急に入朝せんとせしが入ることを拒まれたれば慶親は終に三條實美、三條西季知、東久世通禧、四條隆謨、壬生基終、錦小路頼徳、澤宣嘉の七卿を奉じて長門に走りぬ朝議、七卿の官爵を削り長藩の入京を禁せり是に於て薩會、二藩勢を得て公武合體論、再振ひ幕府は稍朝廷の信任を恢復するを得たり

○浪士の輕舉 是より先、尊王討幕論の盛なるや浪士藤本鐵石、松本奎堂、安積五郎、伴林六郎、吉村寅太郎等、前の侍從中山忠光を奉じて兵を大和に起せり其兵、凡千餘人、名けて天誅組と稱し河内に於て軍器、兵糧を借り又大和、五條代官鈴木源内に説けり然るに源内之に従はざりければ亂人は先、代官所を襲ひ源内を殺し其金穀を奪ひて櫻井寺に據りぬ然るに朝議、俄に變じ行幸、中止となりしを

聞き大に望を失し幕兵と天、川に戦ひ彦根の兵に敗られて鐵石等、戦死せり之と相前後して平野國臣、大美玉三平、南八郎等も亦、澤宣嘉を奉じて但馬の生野に據りたれば幕府、姫路、龍野、出石等の九藩に命じ之を討たしめぬ次郎等は妙見山に據りて防戦し攻守數日に涉りたるが遂に支ること能はずして或は逃れ或は斃れたり

第七章 長州征伐、大政奉還

○第一回長州征伐 長藩、屢、藩主、及、七卿の復職を請ひたれども遂に省みられざりしかば今や憤懣、措く能はずして紀元二五二四年元治七月、長藩の重臣、益田右衛門介、福原越後、國司信濃等、兵を擧げ福原越後は先、兵四百を以て伏見に來り繼いで國司信濃、益田右衛門介等、嵯峨、山崎に陣し強いて入京を許されんことを乞へり朝廷、之を懇諭すれども服せず進んで宮闕の許に入り薩會の兵と戦ひ遂に破れて走り去りぬ是に於て幕府、朝旨を請ひ尾張慶勝を以て征討總督となし二十一藩に命じて之を討たしめぬ十一月、總督、廣島に着し開戦の令を諸軍に

傳への長藩に於ては議論、二派に分れ吉川經幹等、平和を主とする者、勢力を得て歎願書を呈上し曩に京都を擾亂せる國老、國司、福原、益田等に屠腹を命じ其首を總督の軍門に貽り以て謝罪の意を明にせしかば朝廷は其藩主父子に謝罪を命じ山口の新城を毀たしめて討伐を停止せり

○薩長の合同 紀元二五二六年慶應元年正月、長藩士、高杉晋作等、國司、福原、益田等の屠腹を聞きて大に憤り赤間、關に來りて兵を募り山縣狂介有朋等と謀り兵を起せり俗論黨長藩の大に驚き之を幕府に訴へ藩主父子を擁し令を封内に下して之と戦ひたるが俗論黨遂に敗績し晋作等は藩主父子を擁して山口に據りぬ此時に當り薩土の藩士は内外多事の際、各藩互に軋轢するの不利を知りて各謀る所あり薩藩士西郷隆盛、密使を長州に遣りて提携の意を通じたれば長州も相争ふの不利なるを悟り合同せんと欲せり會士藩の脱士、坂本龍馬、長州に在りて其間に斡旋の勞を取りたるを以て薩長、二藩遂に合同し將に大に爲す所あらんとせり

○第二一回長州征伐

幕府は薩長の合同を知らず紀元二五二七年慶應二年家

茂、自將として江戸を發し六月、兵を分ちて三隊となし紀州、彦根、高田、三藩の兵は藝州よりし鳥取、松江、濱田、福山、四藩の兵は石見よりし肥後、柳川、小倉、三藩の兵は豊前よりし海陸より進撃せしが藝、石、兩道の兵、戦ひ敗れ長軍、石見を略取し其一軍、長驅して安藝に入りぬ獨、小倉の兵、善く戦ひ田、浦の長兵を撃退せり七月、長軍、再、大里、及、田、浦を取り小倉の兵を破り熊本の兵を退けぬ時に九州の軍監、指揮を誤まり熊本、柳川等の兵、離れて小倉、獨、孤立せり長軍、之に乗じ終に小倉を陥れたり八月、安藝の兵、進んで長軍を撃ちしも又、利あらず是月、將軍、大阪城に薨せり幕府よりて兵を罷めぬ此役に長藩は西洋新式の兵器を使用せしかば連勝を得たるなりといふ

○條約の勅許 是より先、英、米、佛、蘭四國の軍艦、兵庫に來りて條約を締結し兵庫の開港を促すこと甚、急なり將軍家茂、其處置に窮し疾と稱し職を慶喜に譲らんと請へり朝廷、其辭職を許さざりしも慶喜をして之を輔佐せしめぬ幕府、乃、飛鳥井、野々宮の兩中納言に依り條約の勅許を請はしめければ朝廷、大に之を議し當時、世界の大事、鎖港の行はれ難きを察し紀元二五二五年慶應元年十月、終に條約

を勅許せり然れども兵庫は未之を開くことを許さず英國公使大に之を憤りて已まざりしが佛國公使の盡力によりて事整へり家茂の大阪に薨するに及び慶喜職を嗣ぎしと雖幕府の威嚴は已に全地に墜ち其命を奉ずる者鮮かりき

○大政の奉還 慶喜職を嗣ぎ征夷大將軍となるや孝明天皇崩御し給ひ其翌年^{三年}正月今上天皇大統を繼がせ給ひ御年十六におはしき時に征長の師は既に班へりたれども未全其局を告げず各國公使は兵庫の開港を迫ること愈急にして内外實に多端を窮めぬ慶喜先兵庫の事を決し然る後長藩を處分せんとせり然るに朝議日ならずして決し兵庫を開港し長藩の罪を寛にすることゝなりぬ是時に當り薩長二藩の威權は日に益隆盛となり三條實美岩倉具視等の公卿と氣脈を通じ密に討幕の議を凝らせり蓋三條實美は初より討幕の主義を懐き屢長藩と相謀りたれば長藩が勢を失ひて公武合體論の盛なるや遁れて長門に走り當時猶太宰府にあり岩倉具視は公卿中の人才を以て稱せられもと公武合體を贊して尊王攘夷の實を擧げんと欲し和宮降嫁の事あるに當り千種^{有文}等と共に斡旋したりしかば浪士輩の意に適はず一時禁錮に處せられたり時恰

長州征伐の事起り薩藩は幕府と議合はずして其公武合體主義を變じ王政復古を唱ふるに至りたれば具視も亦其所論を改め土佐藩士坂本龍馬^{龍馬}等が三條實美の命を受け京都の諸公卿を遊説するに會し始て實美の宿志を知り終に相提携して事を成さんと欲し實美は太宰府にありて薩長有爲の士と籌策を廻らし具視は京都にありて朝廷の内外に奔走し以て討幕の内議を定め危機頗切迫せり然るに土佐の藩主山内豊信は外交の日に困難に陥るを見て大に之を憂ひ朝廷幕府の兩所より政令の出づるは國家多事の時策の得たるものに非ざるを察し書を幕府に上りて曰く今日の急務は幕府を廢して政體を一變し朝廷に奉仕するに至誠を以てし外國に對するに信義を以てし宜く内を治めて外に耻ぢざるの大本を樹つべしと慶喜乃列藩諸臣を二條城に會して大政返上を諮詢せり譜代の將士等固より遲疑せしも薩藩士小松帶刀土藩士後藤象次郎等極力慶喜を德憑し慶喜遂に意を決して大政奉還の表を奉りぬ其要に曰く

我皇國時運の沿革を觀るに昔大綱紐を解き相家權を執り保平の亂政權武門に歸せしより我祖宗に至り更に寵眷を蒙ること二百餘年子孫相受け我其職

を奉すれとも政刑當を失ふこと少からず今日の形勢に至るも畢竟薄徳の致す所、慙愧に堪へざるなり況んや當今、外國との交際、日に盛なるを以て朝權、一途に出てすんは綱紀、立ち難からん因りて從來の舊習を改め政權を朝廷に歸し、廣く天下の公議を盡し聖斷を仰き同心協力して共に皇國を保護せば、必、海外、萬國と並立することを得へし我國家に盡す所、之に過ぎず云々と

是、十月十四日のことにして翌十五日を以て朝廷、其請を許し大に列藩を會して新政を議せしめ給ひぬ、されば幕府討伐のことは自然に消滅に歸し王政復古の大業、幸に及に軋らずして成就せしは外交、多忙の際、實に國家の至幸と謂ふべし時に紀元二五二七年三年にして江戸幕府は十五代二百六十五年間、繼續し武家政治は鎌倉開府より實に六百八十二年に及べり

參考書 開國起原、嘉永明治年間録、幕末外交談、開國始末、條約彙纂、懷舊記事、幕末政治家、三十年史、尊攘記事、小楠遺稿、幕府衰亡論、日本近世史、陸軍歴史、西力東漸史、幕末小史、外交志稿、徳川太平記、國史眼、近世史略、等

第十一期 明治の内治整頓時代

紀元二五二七

第一章 維新の戦亂

伏見の戦役

○維新の改革 徳川慶喜の大政を奉還するや朝廷、未、政治の大方針を定むるの暇なく先、廣く諸侯を會して輿論を諮はんとせられしに薩、長、土、藝、數藩の外は皆、大義に通せず或は自、疑懼を懷き或は幕府の政權返上を快とせず各藩の主義、亦、紛雜にして互に希望を異にし召に應ずる者少かりき因りて徳川慶勝、松平慶永に詔して時務を建白せしめ其十二月三年小御所會議を開き中山忠能、正親町三條實愛、徳大寺實則、徳川慶勝、松平慶永、島津茂久、淺野茂勳、山、内、豊、信、及、尾、張、越前、薩摩、土佐の諸老臣を集めて内外に對する處分、及、制度の改革を疑議せしめ岩倉具視、西郷隆盛、等の議を容れて三條實美、以下、西奔の公卿、及、毛利慶親、等の官位を復して入京を命じ先、官制の大改革を行はれたり即、攝政、關白、征夷大將軍、議奏、傳奏、守護職、所司代、等を廢し新に總裁、議定、參與の三職を設け有栖川宮熾仁親王、總裁に任せられ、小松宮嘉仁親王、山階宮晃親王、中山忠能、三條實美、中御門經之三人

公家とし 藩摩藩主島津茂久、尾張藩主徳川慶勝、安藝藩主淺野茂勳、越前藩主松平慶永、土佐藩主山内豊信等、議定となり、大原重徳、萬里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本實梁公家以上、丹羽賢田中輔以上尾張藩士、辻維嶽、櫻井元憲、久保田秀雄以上安藝藩士、中根師質、酒井忠温、毛受洪以上越前藩士、西郷隆盛、大久保利通以上薩摩藩士、後藤象次郎、神山君風、福岡孝悌以上薩摩藩士等、參與となりぬ。蓋、長州の藩主、及其藩士も復古の業に賛畫せりと雖、朝廷猶徳川氏を憚りて之に樞要の職を授けざりしなるべし。而して會津、桑名、二藩の守兵を罷め、薩、長、土の諸藩士をして宮闕を守らしめ、大に改革を行ひ施設する所、甚多かりき。是に於て公武の別は全、除かれ、門閥の弊は改まり、俊才、賢良、各藩より召されて大政に參すること、なりぬ。之を維新と云ひ、又復古と云ふ。

○慶喜大阪城に入る 此時に當り幕府の臣僚、及、會、桑の藩士は慶喜を擁して京都二條城にありしが、毫も此改革の議に與らしめざりければ、彼等は此改革を以て二三の大藩が幼帝を挟みて威福を弄するものとし、甚、憤慨せり。幕府譜代の諸藩も亦、此改革を喜ばず、主家の恩深に報ずるは此時にありとし、互に相結托して一旦、事起らば直に西上して兵戈を動かさん、の勢を示し、危機甚、迫れり。而

して朝廷は慶喜に命じて封土を献納し、金穀の權を全、朝廷に奉還せしめんとし、慶喜は謹んで命を奉じ、物情、靜穩に歸し、世論、平定する時を待ちて之を實行せんと請ひたれど、幕府の臣僚は之を肯せず、會、桑、二藩主を擁して訴ふる所あらんとせり。然るに十二月十二日、慶喜、遽に會、桑、二藩を率ゐて大阪城に入りぬ。是より先、幕府は莊内藩主、酒井忠篤ゴウアツをして江戸市中を警戒せしめたるが、去月慶應三年十一月、浮浪の徒ありて、其營所を襲ひ、遁れて薩藩の邸に入りぬ。莊内藩士、大に怒り、幕府、及、三四藩の兵を合せ、薩藩の邸を襲撃して之を焼けり。

○伏見、鳥羽の戦 明治元年正月朔日、會津藩主松平容保、桑名藩主松平定敬等、は將士を會し、慶喜に説いて曰く、「近頃、二三の大藩、權力を恣にし、專横を極む。願く諸兵を率ゐて京都に入り、姦邪を攘ひ、以て君側を清めんと慶喜、既に江戸の薩邸に於ける變を開き、薩藩の無禮を憤り、之を彈劾せんと欲せし時なりければ、會、桑、二藩の言を納れ、討薩表を草して諸藩に示し、正月三日、會、桑、二藩の兵を前驅とし、譜代諸藩の兵、三萬を附して使を京都に送りぬ。朝廷、乃、薩、長、二藩の兵をして伏見、鳥羽の兩道を防がしめ、急に嘉彰親王を征討大將軍となし、錦旗、節刀を賜ひて

幕軍を討たしめ給へり兩軍、遂に伏見、鳥羽に衝突し連戦、四日にして幕軍破れて大阪に歸りぬ慶喜は錦旗の出るを聞きて大に恐れ遂に容保、定敬等とともに海路によりて江戸に歸り近畿の諸藩皆風を臨みて官軍に歸せり

○慶喜の恭順 朝廷直に慶喜以下二十七人の官爵を削り二月、有栖川宮熾仁親王を征東大總督に任じ西郷隆盛を參謀とし諸藩の兵を發して東海、東山、北陸、三道より東進せしめ給ひ三月、大總督、駿府に達し天皇亦親征せんと思はして大阪に幸し給へり慶喜は江戸に歸りて事の顛顛に出でたるを悔悟し自京都に赴きて陳辯せんとせしが其部下之を肯せず相議して曰く「事此に至る宜く外國の力を借り輪王寺宮を奉じて事を擧ぐべし」と慶喜は聽かずして恭順を表し自東叡山に屏居し勝義邦、芳山岡、鐵太郎、大久保一翁等をして謝罪せしめぬ二人は官軍の參謀西郷隆盛に就いて狀を陳し討伐を停めんことを請ひたれば隆盛は總督宮に啓し更に其命を奉じて京都に到り處分を稟請し遂に進撃を停止することとなり四月四日、官軍の先鋒、江戸に入り城池、軍艦、銃砲を收め慶喜の死を宥して水戸に退隱せしめ十五日、總督宮、江戸に入り幕府の領土を收め田安家達イナカに

駿、遠、奥、七十萬石を與へて宗家を嗣がしめ静岡藩と稱せしめたり

○幕臣の反抗 慶喜の水戸に退隱するや幕府の臣屬、不服の徒、所在を騷擾し松平容保、酒井忠篤等は各其藩に歸りて反抗の準備をなし板本武揚等は兵艦八艘を以て北走し大鳥圭介等、千六百人を率ゐて下總に走り旗本の士は諸藩の浪士を集めて彰義隊を編制し輪王寺宮、公現法親王を奉じて上野東叡山に據りぬ五月十五日、官軍は西郷隆盛に率ゐられて先、東叡山を攻撃し終に彰義隊を破滅せり此時、大鳥圭介等は下總より轉じて下野に赴き宇都宮城を陥れて之に據りたるが官軍の大舉して來り攻むるに會し之を支ふること能はずして日光山に通れ終に會津に赴きて松平容保に投じ關東、全、平定せり

○若松城の陥落 松平容保の會津の歸るや仙臺藩主伊達慶邦、米澤藩主上杉齊憲等は相謀りて奥州の參謀世良修藏セリノシヤウザウに依り容保の爲に哀を請ひたれど參謀之を聽かず却つて二藩に命じて會津を征伐せしめんとせしかば慶邦、大に怒り齊憲と議して修藏を斬り南部、二本松等の二十餘藩と白石に會合し朝廷に軍を班されんことを請ひ若し許されずば會津と聯合して薩長を征せんと盟約せ

り越後の諸藩も亦、此盟約に加はり會津を中心として東北の賊軍、威勢大に振へり朝廷乃、伊達、上杉を始として亂に與せし者の官爵を削り東山、北陸、兩道の官軍に命じ道を分ちて東北を進討せしめ給へり山道の參謀伊地治正治、板垣退助等奮戦して白河城を取り次で棚倉、岩城、平、二本松、三春等の諸城、皆陥りたれば其軍を分ちて仙臺に備へしめ本軍は進んで會津に向へり會、北陸の參謀、黒田清隆、山縣有朋等も亦、大舉して長岡城を陥れ官軍大に振へり是より先、九條道孝、奥州鎮撫使となり澤爲量、副となりしが兩人とも賊の手中に陥りたれば仙臺藩は之を擁して兵を起さんとせり二人、乃、難を避け道孝は南部に走り爲量は野代に通れぬ秋田藩主佐竹義堯、義を唱へて兵を起し道孝を迎へて屢、南部、莊内等の兵と苦戦せり時に東山、北陸の官軍は合して會津の若松城を圍めり會津の兵、外にありしもの皆、遁れて城に入り能く防戦せりと雖、衆寡敵せず其兵、殺傷甚、多く城壁亦、破れ遂に支ふること能はず九月二十二日、容保出で、降り仙臺、米澤等の諸藩亦、悉、降り奥羽、忽、平定に歸せり是より先、會藩の少年等は白虎隊を編みて爲す所あらんとせしが城、陥るに及んで皆、潔よく自及せり

○五稜廓の戦

板本武揚は松平太郎等と仙臺に赴かんとて品川灣を出帆し上總沖に於て颶風に遇ひしも辛くして石巻に至り遂に會津に聲援を與へしが若松の陥るや大島圭介等の敗兵を集めて箱館に至り遂に龜田の五稜廓に據りぬ時、既に嚴冬に近きを以て官軍は其進撃を翌春に延期せしかば武揚等は勢に乗じて攻めて松前城を取り其附近を平げ蝦夷の大半を併有せり賊徒乃、板本武揚を推して總裁とし松平太郎を副とし大島圭介をして陸軍を督し荒井郁之助をして海軍を督せしめ書を朝廷に上りて請ふて曰く、徳川氏の胤を奉じて蝦夷を開拓し永く北門の守備たらんと朝廷、之を顧みず二年三月、更に海軍を發し陸軍に應援して賊を討たしめらる四月、艦隊、進みて江刺を復し松前城を襲ひ陸兵六千五百人を上陸せしめ海兵と相應じて之を攻むること急なりければ賊、遂に支ふること能はず遁れて箱館に入りたるに官軍、追撃して又、之を破りたれば賊、又、遁れて五稜廓に入りぬ五月、參謀黒田清隆等、使を遣りて降服を諭しければ武揚等、遂に降り身を以て衆に代らんことを請へり是に於て前後、降る者、千餘人、蝦夷、悉、平定せり

○結果 伏見、鳥羽の役より五稜廓の戦に至るまで官軍の戦死せし者、三千五百五十人、賊軍のは凡、四千七百人なりきと云ふ初、慶喜の大政を奉還するや金穀の權は依然、其手にありて政費を供せざりければ戦亂の起るに及び朝廷、頗、財政に困み富豪に準備金を課し紙幣發行の議を決し大總督宮が江戸城に入りて金銀銅座を收むるに及び銀貨を鑄造して諸の費途に充て終に十三年限の紙幣三千二百五十萬兩を發行せり太政官札、卽、是なり奥羽の軍、起るに及びて國幣、益、缺乏せるを以て都會の富豪に命じ金穀を出して軍資を助けしめしに京都、大阪、兵庫、大津等より出したる金高三百二十四萬四千兩、江戸より出したるもの百〇五萬八千兩、横濱會所より出したるもの三十四萬六千兩なりき事、定りし後は朝廷の收入、大に増加したるを以て三年の後、悉、之を返附するを得たり

○賞罰 朝廷の亂賊を罪すること最、寛にして降る者は皆、之を許し諸藩主の如きは唯、地を削り官等を降したるのみ諸藩士の叛亂に與かりし者も唯、首謀者、十一人を斬に處したるのみ間もなく慶喜、容保、等の罪を宥し位を授け榎本、等の如き才能ある者は漸次に之を登用し順逆を誤りて戦死せし者は親族、朋友の之

を祭祀するを許されぬ而して朝廷の功を賞すること頗、優にして征討の功勞者たる嘉彰親王は千五百石を賜はり九條道孝、澤爲量は八百石を賜はり諸藩主の中にて島津、毛利は各、十萬石、山、内は四萬石を加へられ藩士にては西郷隆盛の二千石、大村永敏の千石を始として五百餘人に祿を賜ひ諸兵隊には祿若しくは金を賜ひ又、王政復古の功勞者たる三條實美以下三十四人に祿を賜ひぬ是より先、幕末、殉難の士を京都の東山に合祀し諸藩、亦、各、祀を建て、其藩の國事に死したる者を祀りたるが蝦夷、平、ぐに及び招魂社を九段坂の上に營み維新の役に戦歿したる者を合祀し祭時には勅使を發し米萬石を其祭祀料に充てられぬ後、佐賀、山口、熊本、鹿兒島、等の變亂に國事に殉じたる者をも合祀し明治十二年六月、改めて靖國神社と稱し別格官幣社に列せり又、遠く古來の遺蹟を搜訪して天皇の謚號なきは之を奉り尊王を唱へし者の子孫には或は祿を賜ひ或は祭資を賜ひぬ即、弘文、淳仁、仲恭の三帝に謚し淳仁、崇德、後鳥羽、順德、土御門、五帝の靈を京都に迎へ蒲生秀實、高山正之の後裔を祿して其里門に旌表し加茂真淵、本居宜長、平田篤胤、等に贈位し楠木正成、新田義貞、織田信長、等に神號を贈り豊臣秀吉の豊國廟を復

し徳川家康の日光廟と共に皆、別格官幣社に列し其後、北島顯家安倍野神社、花山院師賢小御門神社、名和長年名和神社、菊池武時菊池神社、楠木正行四條堀手神社、毛利元就豊後神社、徳川光圀常盤神社、島津齊彬照國神社等にも神號を賜ひ皆、別格官幣社に列し給ひぬ

第二章 明治の新政

○五事の御誓文 幕末に於ける輿論の大勢は開國と攘夷とに分れ開國は幕府の主論にして既に實行に着手し攘夷は勤王黨の主論にして尊王と攘夷とは恰同一主義の如く見えたり然れども勤王を唱へし者の中にも世界の大勢を知りしもの少からずして其衷心、必しも攘夷の實行を期したるにあらず唯、幕府を覆さんが爲、暫、幕府の主義に反對の攘夷論を唱へたるのみなりければ既に幕を轉覆し其目的を達したる後、復、鎖國の舊法を固守するの必要なし否、世界の大勢は決して鎖國を許さざるを明なり是に於て諸藩の志士、西郷、大久保、木戸、後藤、等、識者に諮ひ内外に察し上下、公共の政體を創め萬國並立の規模を建てんと議し三條、岩倉、諸公、其議を賛し遂に發して五事の御誓文となり明治元年正月、天皇

正殿に御し公卿、諸侯を會して天神、地祇に誓ひ給ふて曰く

- 一、 廣く會議を興し萬機公論に決すへし
- 二、 上下心を一にして盛に經綸を行ふへし
- 三、 官武一途庶民に至るまで各、其志を遂げ人心をして倦まさらしめんことを要す

四、 舊來の陋習を破り天地の公道に基くへし

五、 智識を世界に求め大に皇基を振起すへしと

明治の新政は皆、之に基くなり天皇、朝意の存する所を普く人民に知らしめ給はんとて更に宸翰を下し給へり其文に曰く

朕幼弱を以て猝に大統を紹き爾來、何を以て萬國に對立し列祖に事へ奉らんやと朝夕、恐懼に堪へざるなり竊に考ふるに中葉、朝政、衰へてより武家權を專にし表には朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の父母として絶えて赤子の情を知ること能はざる様はかりなし遂に億兆の君たるも唯名のみに成り果て其か爲に今日、朝廷の尊重は古に倍せしか如くにて朝威は倍々衰へ上

下相離るゝこと、霄壤の如し斯かる形勢にて何を以て天下に君臨せんや今般朝政、一新の時に膺り天下億兆、一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば今日之事、朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治績を勤めてこそ始めて天職を奉して億兆の君たる所に背かざるへし往昔、列祖萬機を親し不臣の者あれば自將として之を征し給ひ朝廷の政總へて簡易にして此の如く尊重ならざる故、君臣相親み上下相愛し德澤天下に治く國威、海外に輝きしなり然るに近來、宇内大に開け各國、四方に相雄飛するの時に當り獨、我が國のみ世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の効をはからず朕、徒に九重の中に安居し一日の安きを偷み百年の憂へを忘るゝ時は遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱め奉り下は億兆を苦めんことを恐る故に朕、こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述し一身の艱難辛苦を問はず親、四方を經營し汝、億兆を安撫し遂に萬里の波濤を開拓し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置かんことを欲す汝、億兆、舊來の陋習に慣れ尊重のみを朝廷の事と爲し神州の危急を知らず朕、一度、足を擧ぐれば非常に驚き種

々の疑惑を生し萬口紛紜として朕か志をなさらしむる時は是、朕をして君たる道を失はしむるのみならず従ひて列祖の天下を失はしむるものなり汝、億兆、能く朕か志を體認し相率ゐて私見を去り公議を採り朕か業を助けて神州を安全し列祖の神靈を慰め奉らしめは生前の幸甚ならん

○外國との和親 朝廷は既に開國の方針を定め外國事務官を置き東久世通禧を其總裁とし世界の大事を察し世變に隨ひ外國と和親を結び萬國公法を案して施行する旨を布告し英、佛、以、蘭、普、米、等の諸國公使に朝見を賜ひて自今、世界の公法を以て彼等を待つべきこと及、内外の政治、皆、天皇、御親裁あるべきことを諭し給ひしも外國の公使等は未、新政府の確立を認めずして維新の戦亂を兩國の開戦に比し局外に中立して兵備をなすあり内には猶、攘夷を主張して往々外人に暴行を加ふるあり備前の藩士は英國人と神戸に闘ひ土、佐藩の戍兵は堺浦に於て佛國人を殺傷し又、公使朝見の日、刺客ありて英國公使の趨從を侵せり是に於て刺客を捕へて之を梟して土、佐藩の下手人二十名に自刃を命じ佛國公使をして臨監せしめしに屠腹、十一人に至り公使、見るに堪へずして其他を宥さ

んと請ひたれば悉之を流に處し嚴に士民を戒飾し佩刀者の外人居留地に入るを禁じ親王以下外人に遇はゞ道路相譲らしめられぬ是に於て開港場は稍靜蕭に赴きたれど人氣激昂し暗殺頻に行はれ朝廷頗其處置に苦めり

○天皇の御即位及遷都

内外の諸事略緒に就きたるを以て今上陛下は

八月二十七日を以て即位の大禮を紫宸殿に舉行し給ひぬ時に聖算十七におはしき八月八日詔し給はく朕否徳と雖幸に祖宗の靈に頼り鴻緒を承け萬機を躬す乃元を改め海内億兆と更始一新せんと欲すそれ慶應四年を改めて明治元年と爲し自今以後舊制を革易し一世一元を以て永式とせんと乃赦を天下に行ひ給ひ又光格天皇の舊制を復し九月二十二日太陽曆十月三日御降誕日なるを以て天長節と稱し海内に公布して嘉辰を祝せしめ給へり是より先參與大久保利通上表して曰く中古以來天皇簾を垂れ手を拱し足會て地を踏み給ふことなく九重雲深くして在朝縉紳の外之に咫尺し奉る者なし是實に歎すべきことなり請ふ俗論を看破し邊幅を飾らず事物簡便に従はん且京都の地規模隘小以て大業を成すに足らず今日の急務は都を遷して宿弊を一洗するにあり云々と天皇之を嘉納

し給ひ七月詔し給はく朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す江戸は東國第一の大鎮にして四方幅濶の地なり宜しく親臨して以て其政を視るへし因りて自今江戸を稱して東京とせん是朕の海内一家東西同視する所以なり衆庶此の意を體せよと十年東幸し遂に皇居を東京に奠め給ひ車駕京都を發し路を東海道に取り親しく民の疾苦を問ひ沿道の孝子義婦を旌表し高齡者に物品を賜ひき是より先江戸は幕府と共に瓦解して人民其堵に安せざりしを以て鎮臺府を置きて社寺市政民政を司らしめ庶民を綏撫せしめたるが後鎮臺府を鎮將府と改め三條實美をして鎮將を兼ねしめ駿河以東十三國を管理せしめられたり然るに今や皇居を遷し給ひしにより鎮守府は廢止となりぬ

○官制の改革

維新の初に置かれたる總裁議定參與の三職は百事草創の

際一時間に合せの制定にして間もなく改定せられ中央政府の組織漸次整頓に赴けり明治元年太政官内に神祇内國外國海陸軍會計刑法制度の七局を置き官吏を勅任奏任判任に區別したりしが翌年七月更に大改革を行ひ大寶令に準據して神祇官を太政官の上に置き太政官には太政大臣左右大臣大納言參議等を

置き民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省、及、彈正臺を設けて太政官に隸屬せしめ参議の内より各省の長官を命じて之を卿と稱せしめぬ此時、三條實美、太政大臣となり岩倉具視、右大臣となり、木戸季允、西郷隆盛、大久保利通、大隈重信、板垣退助、副島種臣、後藤象次、江藤新平、等、参議となりぬ位階は十二階ありて一位より九位に至るまで各、正従を置き之に初位の大少、二階を合せて二十階とせり

○庶政の改革 東京を以て皇都と奠め給ふや明治二年三月、此地に公議所後、之を集議院と改名すを設け諸藩の俊才を徵集して議員とし各意見を陳して制度律令、其他の處分を討議せしめらる森有禮の廢刀の議、神田孟恪の廢赦、税法改革、地所賣買の許可、等の議、津田真道の奴隸賣買禁止、搔頭、鬮字廢止の議、加藤弘之の穢多非人廢止の議、帆足龍吉の地租改正の議、鈴木唯一の刑法に依らずして人命を絶つを禁する議、金銀貸借利足定限を廢する議、生島更作の公武の別を廢する議、等は皆、公議所の決議を経て漸次發布せらるゝことゝなりたるものにして三年二月、公卿の涅齒、剃眉の舊習を停め九月、庶民の氏を稱することを許し四年四月、平民の乗馬を許し八月、斬髮、廢刀、及、華、士族、平民、相互の結婚を許し穢多、非人の稱を廢

して皆、平民に編入し五年正月、神祇官を廢し教部省を置きて神道、佛教を管轄せしめ尋いで文部省を設けて教育を司らしむるに至り教部省を廢して其事務を文部省に兼併せしめらる初、奈良朝時代に於て僧行基が本地垂迹説の端を開きしより其説の行はれたること茲に千百餘年に及び神佛、全、混同し神社は大抵、僧徒の兼攝に歸したりしに徳川幕府の中頃より國學者は故典を研究して神佛混同の不條理を唱へ皇道の興隆は祭政を一に歸するにありと云ひたれば維新の後、間もなく神祇官を設けて社寺の事を督せしめ神佛の混同を禁せり是に於て入道の法親王は還俗し公卿、子弟の僧となるは停止せられ神佛、復、二途となりぬ又、國民、皆、兵の主義を取りて徵兵令を發し尋いで銀行、會社の設立を獎勵し電信を架し汽車を通じ西洋の服裝を以て禮服と定め唯、祭祀のみ舊衣冠を用ひることを許し太陰曆を廢して太陽曆を用ひ明治五年十二月三日を六年一月一日と改め神武天皇即位の年を紀元として紀元節を設け十二時を二十四時に改め祭日を定め日曜日^を以て一六の休暇に代へ又、暑中休暇を給はることゝし諸事、西洋の風に倣ひて潤色し着々革新の實を擧げたり

○廢藩置縣

廢藩置縣は地方政務の最重要なるものなり明治元年、奥羽の平定するや陸奥を分ちて五國前陸奥、岩代、陸奥、前陸奥とし出羽を分ちて二國羽前、羽後とし翌年、蝦夷の鎮定するや改めて北海道と稱し十一國渡島、後志、石狩、天鹽、北見、釧路、日高、十勝、根室、千島に分てり而して當時、全國に八府、二十一縣、二百七十六藩ありて府縣は朝廷の直轄に歸せりと雖、諸藩は之を大、中、小の三等に分ち四十萬石以上を大藩とし十萬石以上を中藩とし一萬石以上を小藩とし其政治は猶之を各藩主に委ねて改革を行はしめられたれば各藩主は舊によりて土地、人民を私有し多くは舊慣に據りて事を行ひ朝廷は統一の政治を行ふこと能はずしかのみならず府縣の租入は僅に百八十餘萬石に過ぎずして諸藩の租入は八百餘萬石に及び朝廷方に政費、多端にして用度、足らざりき、識者よりて全國を舉げて朝廷に歸せんとし木戸孝允、大久保利通等先、歸國して各、其藩主に説きたるに二年正月、薩、長、土、肥の四藩主、連署して封土、返上を奉請し其他の諸藩主、亦、相繼いで之に倣へり三月、天皇は諸藩主を東京に集めて諸政の要を諮問し給ひ六月十七日、諸藩の請を許し天神、地祇に祭告し諸藩主を以て知藩事となし各藩の歳入、十分の一を以て知藩事の家祿とな

し藩制を改革して府縣の例に倣はしめ給へり時に全國を調査せしに草高三千三百三十五萬二千七百六十石、人口三千三百六十二萬五千六百四十人なりき斯くて府、藩、縣の政治は三治一致の稱あれど諸藩、各、積習ありて遽に變改すべからず其實、政令、紛雜にして外交にも障害多く議者、往々廢藩を説くに至りぬ是に於て朝廷は先、岩倉具視を鹿兒島、山口に遣りて島津久光、毛利敬親初名、慶親を召し更に木戸孝允を山口藩に大久保利通を鹿兒島藩に遣り給ひしに會、久光は病あり西郷隆盛、代りて東上し敬親は病んで薨じ遣表して廢藩を請ひたれば孝允、利通は更に高知藩に赴き板垣退助と協議して共に東京に到り皆、廢藩を望みたれば四年七月、天皇、正殿に御し在京五十六藩の知藩事を召集し詔し給はく、朕、惟ふに更始の時に際し内、以て億兆を保安し外、以て萬國と對峙せんと欲せは宜しく名實相、副ひ政令一に歸せしむへし朕、曩に諸藩、版籍奉還の議を聽納し新に知藩事を命し各、其職を奉せしむ然るに數百年、因襲の久しき或は其名ありて其實舉からざる者あり何を以て億兆を保安し萬國と對峙するを得んや朕、深く之れを慨す仍りて今、更らに藩を廢し縣と爲す是、務めて冗を去り簡に就き有名、無實の弊を

除き政令多岐の憂、無からしめんとす。汝、群臣、それ朕が意を體せよと、乃之を天下に公布し、諸藩を皆、縣として、新に縣知事を任命し、舊知藩事を皆、東京に召し、華族に列して優遇し、給へり、斯くて全國を三府、七十二縣と定め、郡縣の制度完成せり。其後、屢分合あり、明治二十二年後は三府、四十七縣、一道廳となる。

○頑民の暴動 政府改革の事に急なるや、守舊の徒、之を嫌惡し、或は重臣を暗殺し、或は愚民を煽動して亂を作し、所在騷擾せり。明治二年には、參興、横井、平四郎、兵部、大輔、大村、益次郎、刺客に刺され、三年には、米澤の藩士、雲井、龍雄、政體を悛め、封建に復するを名として、兵を擧げ、遂に誅せられ、長州の奇兵隊は、藩廳の處置に服せずして、暴動し、四年には、參議、廣澤、兵助、害に遇ひ、華族、外山、光輔、愛宕、通旭、等、亦新政を悦ばず、久留米、柳川、等の藩士と結びて、當路の有司を除き、主上を京都に奉じて、事を擧げんとして、流斬に處せられ、播磨、但馬の民等は、穢多の平民とせられしを恨み、縣廳を壞ち、官吏を殺し、信濃、越後の民は、神佛の混合を禁じて、神道を興したるを以て、佛法を廢するものと誤解し、會津の士人に煽動せられて、徳川氏、恢復の旗を擧げ、二萬餘人を以て、新潟を襲ひ、六年には、敦賀、大分の民、或は教部の教

旨を誤解し、或は改曆、徵兵を喜ばずして、亂を作し、北條、鳥取、島根、等の民は、徵兵令を誤解して、蜂起し、福岡の民は、旱災を以て、電信機の致す所となし、電信線を截りて、縣廳に迫り、名東、島の士民は、巡査を執へ、戸長を傷け、村落を焚き、京都、三浦、即久、廣島、青森、等の小民も、改曆、徵兵、等の新令を喜ばずして、騷擾し、亂毎に、其方面の鎮臺より、兵を發して、之を鎮定せりと雖、維新以來、數年の間は、所在、動搖して、人心、常に、恟々たり。

第三章 外交諸問題及版圖の確定

○全權大使の歐米派遣 安政年間の條約は、邦人が未、外國の事情に通せざる時に、結ばれ、國事、多端の際、外人提出の草案を用ひ、十四年の後、協議して、改正すべき約を以て、成りたるものなれば、當を失する箇條多く、國利、國權に害あること、少しとせず、朝廷、之を憂ひ、先、大使を各國に發し、通信、聘禮して、之が改正の素地をなし、且、文明諸國の法制、慣習、風俗、等を視て、我國家經營の資に、供せんと欲し、明治四年、右大臣、岩倉、具視を全權大使とし、木戸、孝允、大久保、利通、伊藤、博文、山口、尙房

を副とし歐米諸國を巡歴せしめ給へり是に於て司法、宮内、兵部、大藏、文部、工部の諸省よりも各理事官を出して各國を觀察せしめんと欲し同じく出發せしめたり太政大臣三條實美、參議西郷隆盛、大隈重信、板垣退助等、内政を負擔し相約して曰く「大使復命せざる間は凡百の事止を得ざるもの、外は改革を行はざるべし」と四年十一月、大使以下、横濱を解纜して先、北米合衆國に至りぬ彼國人曰く「日本を開きしは我力なり」と到る處、歡迎せざるなく殊に其國會は下、關償金の非を論じて盡、之を還さんと議せり後、之を還せり次に英國に至りしに亦厚遇を受け各地の迎饗甚盛なりき佛國にては恰、普佛戰爭にナポレオン三世が敗績して新に共和政治を開きたる際にて創痍未、愈えざりければ迎接、米、英の如くならず和蘭は舊好の國なれば款待、頗、懇篤なりき又、獨逸にては首相ビスマルク、大使に接して「我國は眞に貴國の親友なり」と云ひ露國は其屬地の我に联接するを以て亦、甚、懇親を表せり以太利にては羅馬法王が我天主教の處置を恚るを以て顧られず奧國は待遇、頗、厚く西、葡の二國は亂ありたれば行くことを停めぬ斯くて一行は諸國を巡歴し二十ヶ月を費して六年九月、歸朝せり

○征韓論

初、徳川幕府の外國と交通するや將軍、自、大君と稱して通信し朝鮮に對しても通信文には大君と書せり維新の初、朝廷は對島、守、宗、氏を遣りて王政維新を告げ舊好を繼がんとせられしに其書中に天皇、詔、勅、等の文字ありたれば朝鮮は我朝廷を以て亂臣、賊子の新に起りて皇號を濫するにはあらざるかを疑ひ我使を拒絶せり其後、太政官の設置せらるゝや又使を朝鮮に遣りて外國に關する事は外務省に於て處理せしむる旨を通せしに彼、又、之を斥けて顧ざりき是に於て外務卿、及、太政官より數回の諭告書を送りて朝鮮の誤解を正さんとせしも彼、猶、頑然として應せざりしのみならず其答辭、甚、無禮を極め我より彼の漂民を送還したるに對し其漂民を受けて而して爾後、貿易せずと報せり時に我武人は無聊に苦み竊に事あるを望み大に朝鮮の無禮を怒り問罪の師を起さんと欲する者、多く外務大丞凡山作樂の如きは陰に徒黨を結びて兵を募り將に朝鮮を襲撃せんと謀り未、着手せずして事覺れ終身禁錮に處せられぬ後、西郷隆盛は豪邁にして理論を好まず當時、賢良、並び用ひられ各意見を陳べて善治を得んと欲し却つて實の擧がらざるを見て慨然として曰く

「能く東亞を威服するを得て始て歐米と齒するを得べし區々たる内治に汲々として遠大の方策を慮らざるは余の知る所にあらず」と
 是に於て征韓論朝野に盛なり時に副島種臣、使者として清國に在り朝鮮の事を聞き清國に質して曰く「朝鮮は清の屬國なりや否や」と清國は屬國なりと答へんとせしも交渉事件の起らんことを恐れて屬國にあらずと答へたり種臣、歸朝するに及び主として征韓論を朝廷に提出し其論益、勢を得たり後藤象次郎、板垣退助、江藤新平、等も亦、朝廷の内部に漸、朋黨を生じて内に相闘ぐものあるを見て外部に事を生せば内訌を未發に防ぐに足ると思ひ種臣の説を翼賛せり隆盛曰く「朝韓の無禮、固より論を待たずと雖、妄に之を伐つは不可なり先、使を遣りて彼の過を覺らしめ彼、猶、従はずば直に兵を發すべし」と遂にを自、其使者たらんことを請へり勝安芳、大隈重信、大木喬任、等は非征韓を主張せりと雖、廟議の大半は既に征韓に決し太政大臣三條實美に就いて處決を迫りぬ實美は事の極めて重大なるを見て苦論して之を止めんとせしも隆盛、聽かざりければ實美は天皇に謁して之を奏せり天皇、乃、詔し給はく

「岩倉大使一行の歸朝を待つて事を決せん」と

六年九月、大使、歸朝し歐、米、諸國、文物の隆盛なる武備の整頓せる到底、我國の比にあらざるを説き先、内を治めて實力を養成し以て萬全の策を取らざるべからずとなし征韓の不可なるを極論せり是に於て朝廷は征韓論者と非征韓論者との二派に分れ征韓論者は實美に迫りて勅裁を請はんと求むると急なりければ實美は遂に病を以て骸骨を請ひ具視も亦、數日間、入朝せざりき十月二十日、車駕、實美、及、具視の兩邸に臨み實美に靜養を許して辭職を許し給はず具視をして實美に代りて事を視せしめ給へり具視、乃、御前會議を開きて之を決せんとせり隆盛、主として征韓の要を説きて出師の速ならんことを望めり大久保利通、徐に之を駁して曰く

「試に方今、我國の形勢を熟視せよ内治、未、整はざるにあらずや民業、未、振はざるにあらずや此時に當りて妄に兵を動かさば國力、遂に給せざるに至らん且、北には露國の邊境を窺ふあり若、密に朝鮮と通することあらば何を以て之に當らんとするか云々」と

痛論、數刻朝議、遂に非征に決せり是に於て西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹等、薩藩出身の武人、概、袖を列ねて職を辭し、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平も亦、職を辭せり是に於いて岩倉具視、大久保利通、專、事を執り參議大隈重信を兼大藏卿とし參議大木喬任を兼司法卿とし工部大輔伊藤博文を參議兼工部卿とし海軍大輔勝安芳を參議兼海軍卿とし特命全權公使寺島宗則を參議外務卿とせり是に於て朝野、頗、騷然たり

○臺灣征伐 臺灣は東西、二部に分れ西部は熟蕃と稱して清國に屬し稍教化に浴せりと雖、東部は生蕃と稱して所屬なく最、野蠻、猛惡なり其部落は十八ありて牡丹社、最、殘忍なり明治四年七月、琉球の民五十四人、臺灣に漂着して生蕃に虐殺せられ六年三月、小田縣人四名、亦、漂流して生蕃に屠られぬ是より先、副島種臣の清國にあるや朝鮮の事と共に臺灣生蕃の事をも併せて清廷に糺せしに清國は其化外なることを答へたり、よりて征韓論とともに征臺論も頗、朝廷に誼かりき會、佐賀に江藤新平の亂あり大章に詳なり大久保利通は其鎮定に赴きて不在なり獨、木戸孝允、征臺の不可を論じたれども七年四月、終に出師に決し蕃地事務局を

設け參議兼大藏卿大隈重信を以て長官とし陸軍中將西郷從道を都督とし陸軍少將谷干城、同赤松則良を參軍として赴き討たしむ其兵三千六百餘、日進、孟春、大有、等の軍艦を長崎に艦して五月、遂に發して臺灣に至りしに諸蕃争ひ降り獨、牡丹社のみ服せざりき我軍、乃、竹社、風港、石門の三道より之を進撃し牡丹社の酋長阿祿父子を斬り龜山を以て本營とし久屯の計畫をなせり此役、戦死者は僅に十二人に過ぎざりけれと病魔の爲に斃れし者五百餘人なりきと云ふ是より先、我軍の臺灣に向ふや清國、俄に異議を唱へ書を我外務省に寄せて曰く

「臺灣は我邦土なり妄に兵を動かすべからず」と
又都督西郷從道に説いて曰く臺灣、若、曲あらば我、之を責むべければ師を回されよ」と從道は詔命なれば如何ともし難しと答へて聽かざりき時に柳原前光、命を奉じて清國に在り征臺の理由を辯論せしも清國、聽かず是に於て大久保利通、全權辦理大臣となりて清國に赴き英國公使の仲裁により償金五十萬兩を出さしめ蕃人をして以後、航路の累をなさしめずとの誓約を取り轉じて臺灣に至り十一月、兵を撤して從道と共に凱旋せり

○朝鮮との修好 鮮朝は猶好を修めず明治八年、我雲揚艦の清國牛莊に赴かんとして江華島に薪水を取るや守兵之を砲撃せしかば我海兵之に應戦して其砲臺を抜き其城を焚き四十餘人を殺獲せり其報の達するや征韓論再起りて朝野騒然たりしが遂に參議、黒田清隆を全權辦理大臣とし井上馨を副使として往いて修好を議せしむ朝鮮頗悔悟して罪を謝し修好の意を陳べたれば互に修好條約を交換し朝鮮を認めて獨立國となし我人民の釜山、元山、仁川に於て互市するを許し彼此公使を京地に駐在せしむることとせり朝鮮が文化八年、使聘を絶ちしより此に至るまで六十餘年にして再互に交通することとなりの

○琉球の處分 島津家久が征伐せし以來、徳川幕府は琉球をして薩藩に隸屬せしめたるが其後、琉球は支那にも朝貢したるを以て所屬不分明となりぬ明治六年、琉球王尙泰の入朝するや朝廷之を藩王に封じ十二年四月に至りて遂に琉球藩を廢して沖繩縣とし尙泰を召して東京に住せしめ金祿二十萬圓を賜ひ鍋島直彬を沖繩縣令となせり清國之を聞いて異論を挾みたるが諸外國は皆琉球の我に屬することを承認し且當時、東洋漫遊中にありたる前米國大統領グラ

ンドが兩國の間に斡旋の勞を取りたれば清國は遂に其議を撤回し南海大に定まりぬ

○小笠原島の處分 小笠原嶋は八丈嶋を去る百八十里、海路、遠隔にして往來稀なるも遙に布哇に對して太平洋の航路に當り幕末の頃より英、米、等の諸國人、來り住む者ありたれば明治八年、我政府は外務官を遣りて嶋内を視察し港灣諸規則を設け翌年、英國政府に通知して我領有たることを確認せしあ十三年に至り東京府に隸して嶋司を置きぬ是より東海諸嶋も亦大に定まりぬ

○北海道開拓及千島樺太交換 五稜廓の戰終りて蝦夷鎮定に歸し北海道と改稱せらるゝや開拓使を置きて其地を開墾し税は悉、其費に充て内地の民に移住を許し土地は低價を以て賣與し税を軽くし兵役を免すと雖、氣候嚴寒にして移住者、少し、よりに奥羽の士、千五百人を募りて屯田兵となし漸次、開墾の好果を見るに至りぬ而して樺太は漁業の利、多きを以て幕府の頃より我民、之に移住したるに露人も亦、其北部に來り兩國民、雜居して境界の論、久く決せざりしに榎本武揚、全權公使となりて露都に在留するに及び明治八年、樺太を彼に與へ

千嶋群嶋を我に取り北境始て定まりぬ

第四章 内亂の續發

維新の改革は空前の偉業にて往々急激の變革なき能はず朝野の間、爲に或は舊を慕ひ新を嫌ふ者あり征韓論者は此等を煽動して朝政を誹議し人心甚靜平ならず終に内亂の續發を見るに至る

○佐賀の亂 征韓の議の行はれざるや江藤新平は西郷等と同じく職を辭して其郷里肥前の佐賀に歸りたるが快々として樂まず島義勇等と陰に征韓黨を集めぬ是より先、佐賀の新政を、悦ばざる者ども相結びて憂國黨を樹て封建制度を復舊せんと謀りしが是に至りて征韓黨と合し新平を推して將帥とし以て亂を起さんと謀りぬ新平、以爲らく西郷は鹿兒島に在り板垣は土佐にあり我、今、兵を起さば彼等、皆、相應すべしと明治七年二月一日、島義勇以下二千五百餘人を率ゐて小野商會を襲ひ其金銀、貨物を奪ひ又縣廳を攻撃して縣令を逐へり朝廷直に令を熊本鎮臺に下して之を討たしめ大久保利通、河野敏鎌等を佐賀に遣は

し更に陸軍少將野津鎮雄に命じ兵を率ゐて熊本に赴き以て鎮臺を援けしめ陸軍少將島尾小彌太を大阪鎮臺に、同山田顯義を西海道に、外務少輔山口尙芳を長崎に派遣して皆亂賊討滅の事に當らしめ遂に嘉彰親王を征討總督とし陸軍中將山縣有朋を參軍とし大軍を發せられたり然るに征討軍未、到らざるに大久保利通は博多に於て部署を定め三月一日、三道より佐賀を進撃せしめたれば賊は禦ぐこと能はずして降伏する者多く新平、義勇等は遁れて鹿兒島に入りぬ新平は隆盛に依らんとせしに隆盛、應せざりければ又、土佐に走り退助に頼まんとせり然れども官軍の追窮、急にして義勇は鹿兒島に於て捕はれ新平は土佐に於て捕はれぬ總督、宮、命を奉じて亂人を處分し四月十三日、新平、義勇を梟し其徒十人を斬り他を懲役、禁錮に處して事、落着せり

○熊本の亂 熊本縣士大野鐵平、加屋齊堅、大野謙吾等、深く西洋風を惡み新政を憤り同志を集めて神風連と稱し明治九年十月廿四日夜、其黨二百餘人を率ゐる火を放ちて鎮臺、縣廳、及、少將種田政明、縣令安岡良亮の宅を襲ひ政明等、六十餘人を殺し良亮等、二百餘人を傷けぬ其翌日、鎮臺の兵力戰して之を擊破せしかば

三人は自殺し餘黨多くは自首せり時に福岡縣不平の徒宮崎車之助今村百太郎益田静方等神風連に應じて筑前の秋月に起り四百餘人を率ゐて豊前に亂入せしが小倉師管兵を出して之を撃破せり朝廷内務少輔林友幸陸軍少將大山巖等を遣りて餘黨を鎮撫せしめ百太郎静方等縛に就きて事平ぎぬ

○山口の亂 山口縣士前原一誠は維新の初功あり兵部大輔に任せられしが官を罷めて家居し亦甚新政を喜ばず熊本の變起るに及び其黨を萩に聚め横山俊彦奥平謙輔等二百餘人と兵を起し山口縣廳を襲ひて遂に神風連に應せんとせしが克たずして島根に遁走し遂に縛に就きぬ然れども猶其殘黨ありて萩に據りたれば陸軍少將三浦梧樓等官軍を率ゐて海陸より萩を攻撃し遂に之を平定せり時に斗南藩士永岡久茂岩手縣士井口慎次郎青森縣士竹村俊秀等東京にあり遙に一誠に聲援をなし其黨と共に千葉倉佐に至り縣廳を襲はんとせしに亦警吏に捕へられ一誠をはじめ十三人斬に處せられて事落着せり

○鹿兒島の亂起る 初陸軍大將西郷隆盛征韓の議容れられずして朝を退くや私學校を鹿兒島に建て陸軍少將篠原國幹同桐野利秋等と舊藩の少年二

萬餘人を養ひ甚士心を得たり四方不平の徒常に其動靜を伺ひ熊本山口の變皆聲息を通せり時に我政府軍備未完からず海軍提督府海軍機械所及陸軍製彈廠を鹿兒島に設けしが私學校の盛なるに及び其占有を慮り明治十年二月遂に海軍省に命じて彈藥を大阪に移さしめんとせしに私學校黨之を妨げ製彈廠及機械所を奪略し政府に問ふ所ありと稱し隆盛を擁して兵を擧げぬ隆盛乃國幹利秋等と兵一萬二千を率ひて鹿兒島を發せり時の鹿兒島縣令大山綱良亦之に應じ檄を飛ばして沿道の諸縣及鎮臺に報じ又官金を送りて賊の軍資を助けぬ隆盛等先熊本に向ひしに沿道の人士之に加はる者頗多く二萬餘人を以て熊本城を圍めり蓋之を抜くにあらずんば前進すること能はざるを以て賊は全力を注ぎて城に迫りぬ會熊本の人池邊吉十郎等蜂起して賊に應じ四面進撃虚日なく攻圍甚急なりき然れども鎮臺の司令官陸軍少將谷干城陸軍中佐樺山資紀等城に據つて固守し以て賊の東進を遮りたれば隆盛は兵を分ちて城に當らしめ本營を植木に設け高瀬を経て南關に向ひぬ

○官軍の出發 是より先先帝の祭期に當るを以て車駕京都に幸し先帝の

山陵を拜し更に大和に至りて神武の陵に謁し給ふの時、會鹿兒島の變報、至りたれば遂に蹕を京都に駐め直に隆盛等の官爵を削り征討の令を下し給へり有栖川宮熾仁親王、大總督たり陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義、參軍たり、陸軍少將野津鎮雄、同三好重臣、同三浦梧樓等、各旅團の司令官たり三月、官軍進みて總督府を福岡に置けり此時、賊軍は田原坂、吉次越、山鹿等を扼して官軍に抗し其鋒甚銳し野津鎮雄、三好重臣等、苦戦して皆之を陥れ遂に賊將篠原國幹を斃せり然れども植木木留等に於ては賊軍、殊死して戦ひ利秋等、防禦最力めたれば官軍、容易に進むこと能はざりき

○各地の動搖 此時に當り頑民、蜂起して遙に賊に應ずる者、多く西南の諸國、頗動搖せり愛媛縣には武田飯淵等の起るあり事成らずして忽捕へられ福岡縣には越智武部等の亂を起すあり四百餘人を率ゐる福岡城を襲ひ官軍に撃破せられ、豊前の中津には増田後藤等あり中津の市街を焼き縣廳を襲ひて利あらず遁れて肥後の賊軍に投せり其他、東京に於ても賊に應せんとする者あり山口にも高知にも亦、私に聲援をなす者あり所在、頗動搖して人心恟々たり

○賊軍の連敗 是より先、陸軍中將黒田清隆亦、征討參軍を命せられ陸軍少將山田顯義と別働隊を率ゐる勅使柳原前光を奉じて海路、鹿兒島に赴き島津久光に諭して激徒を鎮定せしめ鹿兒島灣の砲臺を毀ち砲門を塞ぎ賊の糧仗船舶を沈收し大山綱良を捕へて岩村通俊を縣令となせり清隆等、更に海路、長崎より八代に至り賊の背後を衝き高瀬口の官軍と勢を合し四月十五日、熊本の圍を解きて城に入りたれば賊勢、漸挫けて退却を始めぬ六月、官軍、豊肥の諸路より進み人吉、重岡、出水等を破り七月、佐土原、延岡の諸城を陥れ八月、將に勢を合して飢肥を攻撃せんとせり隆盛等は精を盡して茲に集屯せしが到底、官軍に抗する能はざるを見、夜に乗じて退いて鹿兒島に入りぬ是に於て飢肥の賊、數萬人、首領を失ひて爲す所を知らず遂に悉、官軍に降りぬ官軍、乃大舉して鹿兒島に迫り九月廿四日午前四時を以て海陸より總攻撃をなせしかば隆盛、利秋等、城山に自及し大亂全、平ぎぬ

○結果 亂平ぐや臨時裁判所を福岡に設置し元老院幹事河野敏鎌を裁判長として大山綱良、池邊吉十郎以下、四萬三千餘人を處刑せしめ是より先、元老院

議官佐野常民、大給恒等、總督に請ひ博愛社を創立して戰地に病院を設け官と賊とを問はず悉く負傷者を治療せり是、即、日本赤十字社の始なり而して鹿兒島の亂は實に維新以後の大亂にして賊徒叛旗を翻へし、より城山の陥落に至るまで二百餘日を費し出征の人員六萬餘人、死亡六千四百餘人、負傷九千五百餘人、賊徒凡、三萬餘人、死亡一萬餘人ありて軍費は四千餘萬圓に上れり然れども此亂後は四海全鎮靜に歸して復、叛亂を企る者なし

○維新の三傑 先に内閣顧問木戸孝允、陪從して京都にあり帷幄の議に參し心神を勞して事に當り四月、宿病を發し五月、未、薩賊の討平を見ずして旅館に薨せり天皇、甚、之を哀悼し使を遣りて正二位を贈り給へり又、大久保利通は征韓論の盛なるに當り御前會議に於て其不可を痛論せしより非征韓論の首唱者を以て目せられたり島田一郎、曾て隆盛に従ひ具に當時の事を聞き城山陥落の後、陰に隆盛の爲に怨を利通に報せんと欲し十一年五月、斬姦狀を作りて利通の罪狀を責め其徒、長連豪、杉本乙菊、杉村文一、等と利通の登朝を途に要し之を紀尾井坂下町に殺せり天皇、之を追悼し勅使を遣りて吊ひ給へり隆盛、孝允、利通は共に

復古の鴻業を翼賛して大功あり併せて維新の三傑と稱せられしが其死は皆鹿兒島の亂と前後して之と深き關係を有せり世、之を奇とす

第五章 政黨の群起、諸議會開設、官制改革、國會開設

○政黨の群起、諸議會開設 維新の初、五條の誓文を發し廣く會議を興すべきを示し給ひしより立法、行政、司法の三權を並立し以て立憲君主政體の基礎を鞏固にせんと謀り給ひ行政、司法の制度は漸次、整備するに至りたるも立法の制、未、確立せず、よりにて板垣退助、江藤新平、後藤象次郎、副島種臣、等は征韓の議、容れられずして朝を退くの後、専、立法機關の整備に力を盡し由利公正、小室信夫、古澤滋、岡本健三郎、等と相謀り明治七年、一方、連署を以て民選議院設立を建議すると同時に一方、愛國社を結びて立憲政治の實行に勉めたり之を我國政黨の起源とす然れども立憲政治の實行に就いては加藤弘之等の尙早論、勝を制し遂に國會開設の運に至らざりき是に於いて江藤新平は佐賀に歸郷し其藩士に擁せられて亂を作したること既述の如く板垣退助は土佐に歸りて人民の政治思想を

喚起せんと欲し學校を開き法律研究所を設け自由民權の説を講じたれば四方の有志、來り學ぶ者、數千人、鹿兒島に於ける西郷隆盛の私學校と相應じて天下を睥睨するの勢を示し高知は一時、民權論の焦點となりたり

此時に當り木戸孝允も亦、大久保利通等と意見相合はざる所あり官を辭して山口に歸郷したれば天下の形勢、甚、不穩となりぬ井上馨等、大に之を憂ひ明治八年一月、所謂、大阪會議を催して朝野有力者の調和を謀りぬ、よりて大久保、木戸、板垣の諸氏、皆、來會し立憲政治の實行を約して木戸も板垣も政府に入ることとなり獨、西郷隆盛は來會せざりき斯くて其年四月には、漸次立憲の政體を建て衆庶と共に其慶に頼らんと欲すとの詔勅は發せられ先、元老院を開き大審院を置き尋で東京に地方官會議を開き漸次、西洋諸國に倣ひて立法の制を整へんとせり

然れども漸進主義の大久保と急進主義の板垣とは意見、遂に相合はず十月、板垣は野に下り大に民心の啓發と輿論の奮興とに勉めたるに明治十年に至り鹿兒島の亂、起りたれば板垣等は此機に乗じて立憲政治の實行を政府に迫らんとし京都の行在所に其議を建白したるも却下せられたり

鹿兒島の亂、平ぐや板垣等は腕力を以て政府に反抗するの不可なるを知り筆に口に立憲政治を唱へ輿論を以て其目的を達せんと謀り暫廢絶に歸したる愛國社を再興し河野廣中、杉田定一、等を遊説員として四方に派出し廣く同志を募り十二年十一月、社員の大會を大阪に開きて國會開設の請願書を天皇陛下に奉らんことを議決せり是、一時、政治界の波瀾を起したる國會請願運動の嚆矢なりとす翌年一月、岡山縣の有志者、先、國會開設の建白書を奉呈し檄を天下に飛ばして大に人心を鼓動し同月、福岡共愛會は國會開設、條約改正の二件を建白し三月、愛國社は二府、二十二縣の有志者、八萬餘人の連署を以て國會開設の請願書を奉呈せり此等の請願書は皆、却下となりたれど志士の運動は益、盛なりければ政府は遂に議を決して十四年十月、期限を附したる國會開設の詔勅次節詳説すを發せり是に於いて板垣は遂に愛國社を改稱して始て自由黨と名け尋いで當時、野に下りたる大隈重信も亦、河野敏謙、前島密、北島治房、矢野文雄、沼間守一、尾崎行雄、犬飼毅、藤田茂吉、島田三郎、小野梓、等と改進黨を組織し福地源一郎、丸山作樂、等は立憲帝政黨を創立し互に機關新聞を發行して其所説を輿論に訴へぬ自由黨は極端な

る急進主義を取りて議會一院制を主張し改進黨は秩序的進歩主義を取りて議會二院制を唱へ立憲帝政黨は專政府防衛の方針を取りたるもの、如し是より先、新聞雜誌の刊行、漸繁く演説、討論、亦、盛なり而して鹿兒島の亂、鎮定の後は國家の軍備、漸、整頓したるを以て志士、皆到底、腕力を以て政府と争ふ能はざるを知り亂を希ふ者、及、不平の徒、皆、競ひて政黨に加入し筆鋒を磨き言論を練り時事を論じ筆戰を交へ政治、學術を演説し誹謗、橫議を恣にし官吏も亦、往々之に加はり頗、治安を妨害するの恐あり、よりて官吏の政治演説を禁戒し新聞條例、集會條例を設けて之を檢束せり

○國會開設の詔勅

民間、論議の囂然たること前述の如く其主張する所、

固より同じからずと雖、論者、究極の目的は皆國會開設にありて朝廷の方針、亦、固より茲にあり唯、時期、尙、早しとするに止まりしを以て明治十四年十月、遂に勅を下して明治二十三年を期して國會を開設すべしと詔し給へり其詔勅に曰く
朕、祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古、紐ヲ解クノ朝綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又、夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世、子孫、繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ

期ス曩ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此、皆、漸次、基ヲ創メ序ニ循ヒテ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ラサルハ莫シ爾、有衆、亦、朕カ心ヲ諒トセン願ミルニ立國ノ體、國、各、宜シキヲ異ニス非常ノ事業、實ニ輕舉ニ便ナラス我カ祖宗、照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今、在廷、臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其ノ組織權限ニ至リテハ朕衷ヲ裁シ時ニ及ンテ公布スル所アラントス朕惟フニ人心、進ムニ偏シテ時會、速ナルヲ競フ浮言、相動キ竟ニ大計ヲ遺ル是、宜シク今ニ及ヒテ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野、臣民ニ公示スヘシ若、仍、コトサラニ躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾、有衆ニ諭ス

翌年三月、參議伊藤博文を歐洲に遣り西洋諸國の制度を調査せしめ明治十六年、其歸朝するに及び制度調査局を宮中に設け博文を其長官とし給ひたるが二年にして略、其調査を完了せり

○官制改革

紀元二五四五年^{明治十八}十二月、太政大臣三條實美は國會開設の準備として先、官制改革の必要を奏上し、よりに骸骨を請ひたれば天皇、乃之を許し太政官を廢し三大臣、參議、及各省の職制を止め伊藤博文をして新制を組織せしめ給へり先、政府の最上に内閣を設けて總理大臣を置き其下に宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の十省を設けて各國務大臣を置き内閣總理大臣は各省の大臣を統べて以て内閣を組織す又別に内大臣を置き常に玉體に侍して輔弼の任を盡し御璽、國璽、を尙藏し顧問官數人を宮中に設け陛下の諮問に供へぬ然れども宮内大臣、内大臣、宮中顧問官は共に内閣に列せず而して伊藤博文、始て總理大臣となり三條實美、内大臣となりぬ次に各省、官制を定め次官、局長、及次長を各一人と限り書記官、參事官は定員を置き試験法を設けて文官を登用することなし公侯伯子男の五爵を設けて華族に授け又文武の功臣を華族に列し以て皇室を尊嚴にせり次いで市制、町村制を發し府縣制郡制を布き市會、郡會、町村會を設け公民を選擧して議員となし勉めて隣保團結の舊慣を存し地方共同の利益を發達し以て地方自治の効果を奏せしむるに至り國會開設の準備

大に整ひぬ

○憲法の發布

紀元二五四九年^{明治廿二}一月、宮城落成せしを以て天皇、赤阪の假皇居より遷幸し給ひ二月十一日、紀元節に皇靈に告祭し親王、大臣、在京の勅、奏任官、華族、地方長官、裁判所長、府縣會議長等を召集し大日本帝國憲法の發布式を舉行し親しく憲法を取りて時の内閣總理大臣伯爵黒田清隆に授與し且、詔して曰く

朕、國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クル大權ニヨリ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス惟フニ我カ祖、我カ宗ハ我カ臣民、祖先ノ協力、輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヘ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕、我カ臣民ハ即、祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷、協同シ益、我カ帝國ノ榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同シクシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

是に於て人民始て參政の權を得、舉國踴躍して曠世の盛典とせり我國こゝに始て立憲君主國となりぬ又、皇室典範、議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令、及會計法を制定し皆同時に頒布し國事犯罪を赦し西郷隆盛、藤田彪等に位を贈り八十歳以上の者に金を賜へり

○第一議會 憲法の明文に基き帝國議會は貴族、衆議、兩院より成り法律、及歳出入の豫算を討議、協賛することとなり明治二十三年衆議院議員の選舉ありて多年國民が渴望したる帝國議會は愈、十一月廿五日を以て其第一議會を東京に召集せられ車駕、貴族院に臨御ありて開院式を舉げ給へり貴族院は皇族、華族勅選、及多額納稅議員二百五十二人より成り皇族十人、公爵十人、侯爵二十一人、子爵七十人、男爵二十人、勅選議員六十一人、及、各府縣にて選出したる多額納稅議員四十五人にして議長は伯爵伊藤博文、副議長は伯爵東久世通禧なりき衆議院は各府縣にて選出したる議員三百人より成り議長は中島信行、副議長は津田真道なりき而して自由黨、改進黨を合すれば百七十餘名に達し、優に過半数なりしを以て充分、在野黨の勢を振ふに足り兩黨とも豫算案を以て大に政府を苦めんと計

りたるも其步調一致せざるのみならず山縣有朋を總理とせる當時の内閣は勉めて離間策を施したれば此第一議會は遂に在野黨の目的たる責任内閣を現實すること能はず開會三ヶ月にして諸種の議案を決定し難問たりし豫算案も政府が六百五十餘萬圓削減を讓歩したるを以て落着し極めて無事に閉會を告げたり而かも第二議會以來、政府と國會とは殆、毎に衝突し内閣は議會に對する政策に腐心せざることなき有様となり行けり

第六章 諸制度の漸成

維新以來、我國の非常なる發達は一には諸制度の改革ありて漸次、整備の域に達したるが爲なり此章に於いて重要なる制度の沿革を略述すべし

○陸軍制度 我國に西洋の兵式を開始したるは長崎の人高島四郎太夫秋帆にして舊式の兵器戰術にては到底、國防を完うすること能はざるを看破し幕府に建言して軍制刷新を切論し砲銃を和蘭より購入し門弟を集めて西洋式の練兵を行ひ砲術を練習せり幕府は其初、四郎太夫の説に重を措かざりしが攘夷

論の盛なるに及びて其門人江川太郎左衛門の説に従ひ銃砲を鑄造し下田、品川等に砲臺を築き人を歐洲に遣りて火藥製造法を傳習し文久二年に幕府は西洋式訓練兵三隊一萬三千餘人を有するに至りたり之と同時に薩長を始め其他の一二藩は早くも西洋の兵式を採用して精練なる輕裝兵を有し其優秀なることは長州征伐の時に證明せられ舊式兵は到底新式兵の敵にあらざることを示せしより軍制は專、西洋式に據りて漸次、整へられたり

維新の初薩、長、土、三藩の兵を京都に召して禁裡を警備せしめられたるが僅に輦轂の下を警衛するに留まり軍隊の本務たる國防など思もよらぬ有様なりき、されば明治二年兵部省の設ありて長藩の大村益次郎が兵部大輔に任せらるゝや西洋諸國に倣ひて徵兵令を全國に布くの計、及、六鎮臺を設置するの策を立てたるも未、實行に及ばずして不幸、兇徒の手に斃れたり時に歐洲を巡歴して兵制を調査したる山形有朋、西郷從道等は三年八月、歸朝して大村の畫策を襲蹈し明治四年、先、薩、長、土、三藩の兵を東京に徵して御親兵を編成し尋いで諸藩の兵を解散し改めて東京、東北(仙臺)、大阪、鎮西(熊本)の四鎮臺を置き各藩より鎮臺兵を徵集せ

り翌五年、兵部省が廢せられ陸軍省と海軍省とが分置せらるゝや士族の兵職は解除せられ徵兵の制は定められたり其制によれば常備三年、第一後備二年、第二後備二年、通じて七年にして士民、一般、兵役に服することゝなりたれば茲に國民皆兵の基礎は築かれたるものと謂ふべし六年、更に名古屋、廣島の二鎮臺を増設して六鎮臺とし鹿兒島の亂後明治十一年、實地の經驗に基いて陸軍軍務を陸軍省、參謀本部、監軍本部の三大部に分ち陸軍省は軍政を總べ參謀本部は國防、及、作戰の機務を計畫し監軍本部は軍令出納を司る所と定めたり是より軍制、大に整ひ天皇陛下、親ら大元帥となり給ひ大森の下に元帥ありて帷幄に參し將、佐、尉の三官、各、大、中、少ありて軍隊を率ゐることゝなり十二年の徵兵令改正にて常備、豫備、各、三年に後備四年を合せて十年の兵役に改められ十六年、更に豫備と後備とに各、一年を加へて都合十二年の兵役義務を課せられ二十一年に至りて步、騎、砲、工、輜重の五科、共に兵員充實したれば爰に鎮臺を改めて師團となし其後、數年を出でずして野戰師團と後備師團とを完備し北海道の屯田兵をも師團編制となすに至りたれば二十七年、征清の事、起るや七師團二十四萬の我軍は平素の訓練

其効果を顯はし連戦連勝、忽、名聲を四表に轟かし其結果、從來の七師團は殆、倍加して十二師團となり軍備の益、充實するに當り又、征露の役起りて更に威名を世界に揚げ十二師團の軍隊は更に増加して十八師團の編制が完成さるゝに至りたり次に軍隊の教育訓練は如何と云ふに下士卒の教練は下級の將校、直接に其任に當り將校の養成は明治元年、大村兵部大輔が京都に兵學寮を設けたるに始る其兵學寮は翌年、大阪に移されたるが八年、之を廢して陸軍省直轄の下に各種の學校を東京に開設し戸山學校を始として士官學校、砲工學校、軍醫學校、馬醫學舍等を漸次、設立し十六年には陸軍大學を設けて高等の戰術を教授するに至り又、海外留學生を派出することは既に明治三年以來、實行し來り日清戰爭後、地方幼年學校、中央幼年學校等をも設立して他日、士官學校に入學すべき少年に陸軍的教育を施すことゝなりたれば軍事教育の事業も略、完備したるものと謂ふべきなり

要するに我陸軍は同じく全國の兵力を用ひたるものなるに十年、西南の役には僅に六萬の軍勢なりしものが二十七八年、征清の役には二十四萬の出師あり三

十七八年征露の役には實に殆、五十萬の外征軍ありたり又、明治二十六年までの陸軍經常費は年額六百萬圓乃至千萬圓なりしものが日清戰爭後の八年間は年額二千八百萬圓乃至四千萬圓に達し日露戰爭後の年額は實に一億萬圓に垂んとするに至りぬ以て陸軍發展の一斑を伺ふに足らん

○海軍 明治五年、兵部省が廢せられて陸軍省、海軍省が分設せられたる當時にありては、我海軍力は甲鐵艦二隻、鐵骨木皮艦一隻、木製の小艦十四隻、合計僅に十七隻、噸數一萬三千三百餘噸に過ぎずして東京灣と長崎港とを常泊所と定めたるが九年、始て鎮守府の制を定め先、東海鎮守府を横濱に設置せられたり是より先、明治元年、函館の役あり七年、佐賀の亂あり翌年、臺灣征伐ありて海軍擴張の必要は次第に國民の自覺する所となり、製艦の事、逐次、計畫せられ十六年より二十一年に至る五年間に完成したるもの及、着手したるもの二十隻に上り二十七八年征清の役には、我軍艦は合計二十八隻、五萬七千餘噸、水雷艇二十四隻の多きを數ふるに至りたり

然れども我海軍力の激増したるは實に征清役後の事にしてこの役に於いて我

海軍は清國より船艇十七隻を收容し二十五年以來、五年繼續事業として計畫せられたる製艦も逐次竣功するに至り俄然倍舊の勢力となりたるが猶、我國民は世界の趨勢に鑑みて更に海軍擴張の必要を知り二十九年、十年繼續事業として戦艦四隻、一等巡洋艦六隻、二等巡洋艦以下十隻、驅逐艦二十三隻、水雷艇六十三隻、雜船五百八十隻を建造すべき計畫を立て三十六年より十一年繼續事業として軍艦八隻を建造することとなり其内二隻は外國より既成軍艦を購入したれば二十七八年、日露戦役に参加したる我海軍力は實に軍艦驅逐艦とも七十六隻、二十五萬八千餘噸、水雷艇七十六隻に及び旅順口の攻撃にも日本海の大戦にも古今稀有の偉功を奏することを得たり

海軍の教育に就ては政府は徳川幕府が其瓦解前に東京の築地に設けたる海軍操練所を引繼ぎ明治三年、海軍兵學寮と改稱し多數の英國人を聘して教練せしめ一方、秀才を歐米各國に派遣して習熟せしめたるが明治七年、海軍機關學校の特設ありて機關官を養成し後、海軍兵學校は吳軍港に、機關學校は横須賀軍港に移され明治二十一年、海軍大學を東京に新設し將校、及、機關官の俊秀を此に收容

して高等の海軍學術を攻究せしむること、せり是より海軍、各種の教育も外國人を用ひること稀少となり概、本邦人を用ひて事足るに至る

鎮守府は明治九年、始て横濱に設けられたるが間もなく横須賀、鹿兒島に海軍提督府の設置あり西南戦争の後、鹿兒島提督府を停め明治十五年、改めて海軍鎮守府を横須賀、吳、佐世保、舞鶴、室蘭の五ヶ所に定め漸次、開設せられたり又、製艦に就いて兵部省は幕末に設置せられたる石川島造船所の事業を繼續し更に幕府が基礎を置きたる横須賀造船所をも擴張し始て御召艦迅鯨、及、軍艦清輝を製造したり是より造船術、砲術、水雷術、火藥製法、等、盛に研究、實習せられ明治十五年以後は軍艦の製造、修理等を始として海軍上、大小の事業に毫も外人の手を借らず本邦人のみを以て作業し得るに諸り諸技術の方面にも長足の進歩を爲したり、されば海軍の費用も明治五年より日清戦争前までは經常費の年額二百萬乃至六百萬に過ぎざりしが其後、俄に膨大して千百萬乃至二千萬圓に及び日露戦争前(三十五年)の海軍經常費は二千二百萬圓以上の巨額に上りたり是亦、我海軍力の増加せる一斑を示すものと謂ふべきなり

○法制 次に法制に就いても維新の初より西洋の新主義を採用すべきことと定まり居たるも百事紛糾の際なりしを以て假に徳川時代の刑法を整理し財産籍沒法及禁刑を廢し死流徒苦の四刑を定め各三等に分ちて間に合せの處置を施し明治三年に至り刑部省に於て新律綱領を編纂し罪科勉めて輕減に従ひたり而かも是亦明清律を參酌したるものにて幕府時代のものと大差あることなかりき明治六年江藤新平が司法卿たりし時司法省内に民法編纂課と刑法編纂課とを設けて刑法及治罪法の制定に着手し追々はフランスの法律學者ボアソナードを聘して草案を作らしむることとなりたるも目前の必要に應ずる爲先改定律を選定し殺人放火持兇器強盜の外は死に處せず磔を廢し梟首を斬とし絞を終身懲役に減じ笞杖徒流を皆懲役とし又監獄則を配布して全國の牢獄を清潔にし各地に地方裁判所を配置して民刑の訴訟を聽くことと定め司法事務大に擧がりたり明治八年東京に大審院の設立あり東京大阪長崎福島に上等裁判所の新設あり地方裁判所の判決に服せざるものは上等裁判所に控訴し猶服せざるものは大審院に上告するを得ることとなせり其後數年ならずしてボ

アソナードの草案脱稿したるを以て元老院の討議に附し愈確定のものとなりたり是明治十三年七月に發表せられ十五年一月より實施せられたる刑法及治罪法にして維新後始めて完成したる西洋新主義の法典なりとす此實施と同時に新律も改定律も廢止せられたること勿論なり

明治二十三年刑事訴訟法の制定成りて治罪法廢止となり益周密公平の裁判をなすに至りたり即檢事原告となり被告は辯護人を許され拷問廢せられて證據法用ひられ上等裁判所を控訴院と改稱し福島の一ヶ所を廢して廣島名古屋仙臺函館の四ヶ所を増設し罪科の處分は益輕減せられたり

維新以前には民法も商法もなかりければ是亦西洋諸國に倣ひて制定すべきこととなり既に明治三年太政官に制度取調局を設けて先フランスの法典を翻譯し民事の裁判に參考となさしめたり八年民法編纂委員を命じ商法編纂委員を置かれ更にボアソナードに民法の草案を起さしめ二十三年に至りて民法中の財産に關するもの及人事に關するものと商法とを發布せられ二十六年一月より實施の筈なりしも我民情に適せざる點多かりしを以て二十五年改めて帝國議

會の決議を經、邦人のみを以て法典調査會を組織し修正せしむることとなり、民法中の總則、物權、債權の三篇は二十九年に公布せられ親族、相続の二篇は三十一年に公布せられ共に其七月より實行のこととなり、商法は三十二年完成して其六月より實施を見るに至りたり是に於て人民の權利の享有、財産の保持、共に益鞏固となる

○教育制度

又、學事に就ては江戸の鎮定に歸するや幕府の昌平黌及、開成校を復興し明治二年、昌平學校を大學校と改め之を本校として和漢學を授け開成校を南校として洋學を授け更に東校を設けて醫學を授けしが本校、振はざりければ翌年、之を閉じ南校、及、東校に外國教師を聘し、諸藩をして生徒を貢進せしめ明治四年、文部省の設置ありて教育を管し其十一月、文部大丞田中不二麿命を奉じて歐米諸國に赴き教育事業を視察したり明治六年、始て學制を布き大、中、小、學區を定め七大學區三十二中學區、二百十小學區となし先、小學の設立を獎勵し學齡を定めて男女六才以上は悉、學に就かしめ漸次、各府縣に師範學校、中學校を置き大に教育の普及を圖りぬ明治十年、東京の東校、南校を併せて東京大學と改

め法、理、醫、文、四科を分ち卒業生に學士號を授くることせり然るに明治六年、發布の學制は時勢に適せざるの故を以て明治十二年に廢せられ簡單なる教育令の發布を見たり間もなく工部省は虎門内に工部大學を建て内務省は駒場に農學校を建てたるが明治十九年、時の文部大臣森有禮が教育令を改正し大、中、小、及、師範學校令を分布せし以來、教育制度は屢變更ありて益、完備に赴き學校は愈、増設せられ東京にては東京大學、工部大學、農學校を併せて東京帝國大學とし年々八百人、内外の卒業生を出すに至る其他、高等師範學校、高等中學校、高等女學校、商業學校、工業學校、外國語學校、盲啞學校、女子高等師範學校、等、相續いで設立せられ地方にては明治三十年、京都帝國大學の設立あり三十六年、福岡醫科大學を設けて他日、九州大學成立の基とし四十一年、北海道札幌農學校を大學となして他日、東北大學を完成する基とせられたり又、高等學校は帝國大學の豫備をなすものと専門の學科を教授するものとありて東京、仙臺、京都、金澤、熊本、鹿兒島、山口、廣島に設置せられ中小の學校は各府縣、共に年々新設あり私立の學校も東京の慶應義塾、早稻田大學、女子大學を始として中小各種の學校、到る處に設立せられ教育の

普及、人智の發達、愈著き者あり特に明治廿六年、井上毅が文部大臣となるや力を實業教育の振興に盡したる結果は漸次顯著なるものとなり、晩近、實業教育の發達は眞に驚くべく、官立學校の著大なるものには東京、大阪、神戸、長崎、山口、に高等商業學校あり、中學程度、若くは其以下にして商業、農業、工業、蠶業等に關する學科を教授する學校は各府縣、各市町、或は公立に或は私立に殆之を見ざるの地なく、明治三十七年の統計に因れば、全國諸學校の數は三万二千に近く、生徒數は五百五十萬以上に達せり、又、日露戰爭開始以來、清國の留學生、續々、我國に來るに至り、明治維新までは我師たりし支那人が、未、四十年に滿たざる間に我を師とするに至れるは、我教育の盛大、及、學術の發達を表證するものにあらざるか。

第七章 學術、工藝、實業、運輸、交通の進歩

○學術の進歩 江戸幕府の後期に西洋學術の我國に傳來したるは蘭學のみにして其學科も曆學、醫術等に止まりしが、維新の間際となりて下野の人村上英俊は蘭學より進んで佛蘭西學を修め、嘉永年間、江戸に來りて佛語の教授をな

し、豊前の人福澤諭吉は蘭學より移りて英語を學び、慶應義塾を江戸に開きて、英語を教へ、幕府の蕃書取調所も英、佛、獨等の諸國語を教授したれば、西洋諸國の學術次第に輸入せらるゝに至りたり、而かも維新の後、此等諸國との交通、貿易、日に盛大となるに及び、英語の用最、廣きを以て海内競ひて之を講習することゝなり、爾來、實務に當るものは主として英語を學び、學術の蘊奥を極めんと欲するものは主として獨語を學び、其他の外國語は特種の目的を有する者のみの研究する所となり、普通教育に於ける外國語は専ら英語を授くることゝなりたり、斯くて西洋諸國の文明は、蕩々大河の決したるが如く入り來りて、學術の研究、益、深く政治、法律、經濟、哲學、歴史等より物理、化學、數學、天文、動植物、地理等の諸科學に至るまで、各専門の大家を輩出するに當り、明治二十二年、政府は各専門の大家に博士の學位を授くることゝせり、斯くて學術の研鑽、愈、精緻となり、帝國大學より發行する大學紀要には、往々歐米の大家をも驚歎せしむる論說あるに至る。

○工業の進歩 西洋學術の傳來と共に、諸工藝も或は新に輸入せられ、或は舊物に改良を加へて大發展を見るに至りたり、特に學術の進歩と極めて密接の

關係を有する印刷事業と新聞、雜誌の發刊とは驚くべき進歩を呈せり明治の初薩摩藩主、使を上海に遣し米利堅印書局に就いて活字、及印刷機械を購はしめたるが長崎の人、本木昌造、之を得て始て活版業を起し遂に字母を製するの術を得て活字を鑄造し大阪、横濱に分社を設けしに需用甚廣くして其業次第に各地方に行はれたり是に於て明治初年より發行せる太政官日誌を始として次第に刊行し來れる新聞紙の發賣愈多く初年には七八種に過ぎざりしものが六年には百廿三種に及び三十七年には三百七十五種に達し其他雜誌、圖書の發刊も之に準じて益多く智識交換の便、殆其極に達せり

政府は又工藝の進歩を計り五年毎に一回、内國博覽會を開設せしむることゝなし明治十年、其第一回を東京の上野公園に開き外國の博覽會には勉めて出品を促し或は美術展覽會を開き或は工藝品陳列場を設けたれば單に西洋諸國の工藝を模倣するのみならず織物、染物、漆器等、在來の工藝も長足の進歩をなし繪畫、彫刻の類も本邦在來の諸流を合稱したる日本派と新に輸入したる西洋派と此兩派を折衷したるを折衷派と三派鼎立の勢をなすに至りたり

○實業の進歩

次に諸事業發展の基礎たるべき金融機關は如何と云ふに幕府時代には兩換屋なるものありて僅に狹隘なる金融の必要に應じ來りたるも維新通商貿易の大發展は到底、斯る金融機關を以て足れりとせず政府は切りに富豪を説き獎勵を加へて東京、横濱、京都、大阪、神戸、大津、新潟、敦賀の八ヶ所に各爲換會社を組織せしめたり然れども國人、未會社の經營に熟せず適材を得ること能と難きを以て此等爲換會社は次第に缺損を増すのみにて到底維持すること能はざるもの多くなりたり、よりにて政府は明治五年を以て國立銀行制度を發布し爲換會社をして此制度によるか若くは廢業するか二者、其一を選ましめたり是に於て八會社中、國立銀行制度に改めたるものは横濱の一ヶ所(第二國立銀行)のみにして他は皆廢業したり而して翌明治六年に第一銀行は東京に開設せられ斯業愈盛大に赴き今や地方、到る處として銀行を見ざるの地なきに至る其他、製絲機械の輸入によりて振興したる蠶業、紡績機械の舶來によりて盛大となりたる機業等は進歩の顯著なるものにして燐寸、麥桿細工、製紙等も次いで盛大となり金、銀、銅、石炭等の鑛業には多額の資本を投じ巨大なる機械を用うるに

至り特に明治二十年前後より凡百の事業に於て個人的小仕掛の營業次第に減じ株式會社の組織的大仕掛の營業法、流行するに至りたるは經濟界の形勢に一新時機を劃するものにして銀行業、保險業、鐵道業、運輸業等は勿論のこと製絲業、紡績業、書籍業、活版業、鑛山業、其他、各種の商工業に至るまで資本を合し會社を結びて大規模の業を營むもの年に多きを加ふるの形勢となる

○運輸通信 維新以來、内外の通商が盛大に行はるゝに至つて凶作の時も饑饉を見ざることゝなりたれば交通貿易の利、愈顯はれ随つて運輸通信の途も頗る大進歩をなしたり明治二年、始て東京に電信を架し尋いで横濱、長崎の間にも之を設け四年、宿繼を廢して郵便を行ひ五年、東京、横濱間の鐵道成りぬ又、牛車、乘輿、騎馬の用、廢れて西洋馬車、用ひられ次いで東京の人鈴木徳次郎が人力車を製せしより衆、皆之を便とし數年にして全國に普く遂に支那に傳はりて東洋車の名を得、十年、東京に電信中央局の設ありて電信線、遂に全國に普く諸國競ひて道路を修め河渠を通じ峻嶺には隧道を穿ち幽谷には橋梁を架し先を争ひて封建割據の風を除きぬ尋いで政府には東海道鐵道敷設の計畫あり民間には岩倉

具視が華族、富豪、等を獎勵して日本鐵道會社を結び東京、青森間に鐵道を敷くあり十八年、遞信省の設置ありて郵便、電信、鐵道の業、益、振ひ東海道の鐵道も東京、青森間の鐵道も其後數年にして竣功し便益、共に大なるが故に諸人、相率ひて會社を結び鐵道を布設し兩毛、水戸、甲武、關西、山陽、九州、等の諸會社、皆、既に其功を竣へ業を執るに至る

是より先、明治十年以來諸官廳の間には電話を通じて試用せしが其効用、著きを以て明治二十三年より公衆一般に使用するものを東京市に設け漸次之を擴張し明治三十六年に至ては東北は仙臺より西南は大阪に至るまで長距離電話の開通ありて爾來、益、擴張の趨勢となり全國の要地到る處に其布設を見るの盛況となりたり

又、電氣鐵道も漸、廣く行はれ先、京都、名古屋、等の都會に敷設せられ尋いで武、相、兩州の名所に布かれ明治三十六年には東京市内に開設せられ從來、新橋、上野、淺草間に通じたる馬車鐵道は電氣鐵道となり品川、上野間は同年に開通し更に品川より横濱に至る電車も二年の後、開通し別に東京市街鐵道會社の設立ありて明

治三十六年、新宿兩國間に電車を通じ翌年には本郷芝間、本所九段間、深川青山間等の電鐵は完成し又外堀線は同年電氣鐵道會社によりて布設せられ其後、二三年を出でずして市内、到る處、電車の馳走を見るに至り明治四十年の計算によれば市内電車線路の延長四十里に近く其後、猶引續きて市の内外、要路に其布設を繼續しつゝあり明治三十九年に東京市内の諸電車會社は皆合併して東京鐵道會社となり市の内外に延長合計八十里前後の電車鐵道を完成せんと計畫すと云ふ

海運にては明治の初、米國人が長崎、神戸、横濱間に定期航海を始めてより國民、其便に依りたるが土佐の人岩崎彌太郎が三菱會社を起して汽船の運漕を創め明治八年、始めて上海に航せしより政府、之を保護して米國人と競争せしめ遂に沿海の航路を收めたれど爾後、海運の利、殆、三菱會社の專有に歸して弊害、漸、生ずるの時に當り共同運輸會社の設立ありたれば政府は之を保護して運漕を便にせしに遂に兩會社の大競争となりぬ、されど暫時にして兩會社合併の議、整ひ改めて郵船會社と稱し爾來、大に航行の範圍を廣め今は歐米の諸國へも航行して歐

米諸國の大會社と海洋の上に競争せんの勢を示し小會社、若くは個人の營業として近海を渡航するもの、如きは到る處として之を見ざるの地なし、しかのみならず今回の日露戦争に於て無線電信も大に其効能を顯はし輕氣球も場合によりは敵情偵察の用を便じたれば此等が平和的實用に供せらるゝの日も期して待つべき形勢となりぬ

以上は少しく外國征伐時代に渡りたる事項までを事の序に叙述したるものなるが要するに明治維新の初より二十餘年間に於ける我國の進歩は實に著きものありて政治に學術に工藝に實業に運輸に通信に悉、新生面を開き國力充實、内治整備と稱するを得るに至りたれば一旦、清國と事端を開き又、露國と事を構ふるに至るや何れの戦争にも連戦連捷、眞に空前の偉功を奏するを得たるなり

第十二期 明治の外國征伐時代

紀元二五五四

第一章 征清の役に至りし事情

明治二十七八年、征清の役は我國振古の偉業にして國運發展の一大時機たり東洋の局面は之が爲に變動し歐米の政界も之が爲に動搖し列國の視線は東洋に集まり我國民の一舉一動は世界の大事に多少の影響を及ぼすに至りぬ而して此事變の原因は全朝鮮にあり

○朝鮮の位置 朝鮮は古來或は我に朝貢し或は支那に臣事し數百年來は全獨立の勢を成すと雖本朝若しくは清朝より常に多少の干渉を受けぬ蓋其位置我と支那との間に介在し東亞沿岸交通の衝に當り其咽喉を扼し而して北は直に清朝の勃興地たる滿洲に接し南は僅に一緯の海峡を隔て、我對島と相望むが故に其向背は我に取りても支那に取りても直接の利害を蒙り影響する所甚、少からず故を以て明治維新の後、征韓論の盛なりしは既に述べたる所の如し其後、明治九年に至り我と朝鮮と遂に修好の約成りてより我國は常に彼を防衛

するの責に任じ假令腕力に訴ふる事あるも其獨立を扶持し其清朝に左右せらるゝが如きこと無からんことを期したるなり然るに其後朝鮮に種々の事變起り遂に我と清國と干戈相見るに至りぬ先朝鮮の事變より説くべし

○明治十五年朝鮮の變 明治九年朝鮮と修好條約成りてより彼我の間別狀なかりしが其後、韓廷にては國王李熙の外戚、閔氏政權を專にせしより之を怨む者、多く國王の實父、大院君昞應、亦甚、不平を抱き明治十五年、兵士を煽動して閔族を斃せしが亂兵は勢に乗じて我公使館を襲ひぬ、されば我辨理公使花房義質は難を仁川に避け遂に長崎に至りて變を上りぬ朝廷、乃、陸軍少將高島柄之助、海軍少將仁禮景範をして花房公使を護送せしめて罪を問ひたれば韓廷は五十萬圓の償金を辨償し朴泳孝を全權大使として來り謝せしむ、よりに我公使館に衛兵を駐在せしむべきことを約して事平ぎぬ

○明治十七年朝鮮の變 此頃より韓廷には獨立、事大の兩黨起り獨立黨は開進を主唱して我國に依り事大黨は保守を固執して清國を頼めり然るに明治十七年に至り兩黨の軋轢、激烈を極め獨立黨の金玉均、朴泳孝等は遂に事大黨

の首領閔泳翊を殺せり此時、我代理公使竹添進一郎は國王の請求により兵を發して王宮を護りたるに清國の兵、事大黨を援けて獨立黨を擊破し遂に我公使館を焼きしかば朝廷、外務卿井上馨を遣りて韓廷を詰責せしめ償金十一萬圓を徴し兇徒の嚴罰、公使館の新築を約して和を講せり然れども清國の兵が事大黨を援けて我兵を撃ちたる罪は之を不問に附すべきにあらざれば翌十八年、伊藤博文、特派全權大使となりて清國に至り天津に於て清國大臣李鴻章と會見し互に朝鮮駐紮の兵を撤し爾後、出兵の時は、必相、通知すべきことを約せり之を天津條約と云ふ蓋、此條約によりて朝鮮は我屬國にあらざると同じく清國の屬國にもあらずして全然、獨立國たることを彼我、共に承認したるなり

○東學黨の亂 其後、明治廿七年に至るまで著き事變、起らざりしが其年四月、朝鮮に東學黨の亂、作り外戚閔氏の苛政を憤慨し官吏の横暴を嘲罵し以て所在を騷擾せり四方の暴民、之に加はり其勢、甚盛にして朝鮮政府は之を鎮定すること能はざりしのみならず其軍却つて連敗せしかば賊は益、勢を得て全羅道に蔓り六月、遂に其全部を蹂躪せり閔氏は乃、清國の駐韓公使袁世凱によりて援を

清國に請へり是に於て清國は朝鮮の内政に干涉するの時機、到れりとなし喜びて兵を朝鮮に出し我國に通知して屬邦の亂を鎮定せん爲に出兵すと稱せり我朝廷は清國が天津條約を無視するを怒り飽まで朝鮮をして獨立の體面を維持せしめんと欲し亦、兵を朝鮮に送りぬ然るに東學黨の亂は忽、鎮定に歸したるを以て清國は我に撤兵を促がし而して彼は益、兵を發して朝鮮に送り牙山、及、義州方面に入らしめぬ蓋、牙山の兵を以て京城の我兵を誘出せしめ其虛に乗じて義州の兵を南進せしめ京城を襲ひて我軍を挾撃し朝鮮半島より我國人を驅逐して全然、朝鮮を其保護の下に置かんと欲したるなるべし我全權公使大島圭介は斷然、撤兵の請求を拒絕して清兵、入韓の事實を本朝に報じたれば我朝廷も亦、大に出兵の準備をなし先、第五師團中より混成旅團を編制し陸軍少將大嶋義昌をして之を率ゐて朝鮮に入らしめたり

第二章 明治二十七年、八年、征清の役

○豊嶋沖、成歡、牙山の戰 我軍と清軍との衝突は豊嶋沖の海戦と成歡、牙

山の陸戦とを以て開始せられたり豊島沖の海戦は七月廿五日の事にて我軍艦、吉野、浪速、秋津洲の三艦は廿三日、佐世保鎮守府を發し海軍中將樺山資紀、司令長官となり仁川に向へり然るに豊島沖に於て清國の軍艦、濟遠、廣乙に出會せしに彼禮旗を掲げざるのみならず我に向て發砲せしかば我直に之に應戦し激戦一時半にして彼を敗走せしめ目覺ましき勝利を得たり而して戰、酣なる時清國軍艦、操江は運送船を護送して來りたるが忽、白旗を掲げて降參し我軍、之を捕獲せり此役、我は吉野、浪速の船腹に敵彈を受けたるのみにて一人の戦死者だになかりき是より先、朝鮮國王は大に閔氏に政を委ねたるを悔ひ又、清國の頼むに足らざるを知り我公使大島圭介に謁見を許し其言に従て閔泳駿、以下、閔氏の一族を斥け大院君をして萬事を處理せしめ韓廷の大改革を行ひ且、託するに清兵を撃退すべきを以てせり圭介、即、使を馳せて龍山に駐屯せる我陸軍少將大嶋義昌に報するに清兵、撃退を以てせり義昌乃、混成旅團を率ゐて進み七月廿九日、清兵を成歡に撃ちて大に之を破り其塞壘を奪ひ更に遁るを追ひて牙山を攻め又、清軍を破りて其本營を略取したれば清軍は先を争ひて北走し韓廷は益、我に信頼し

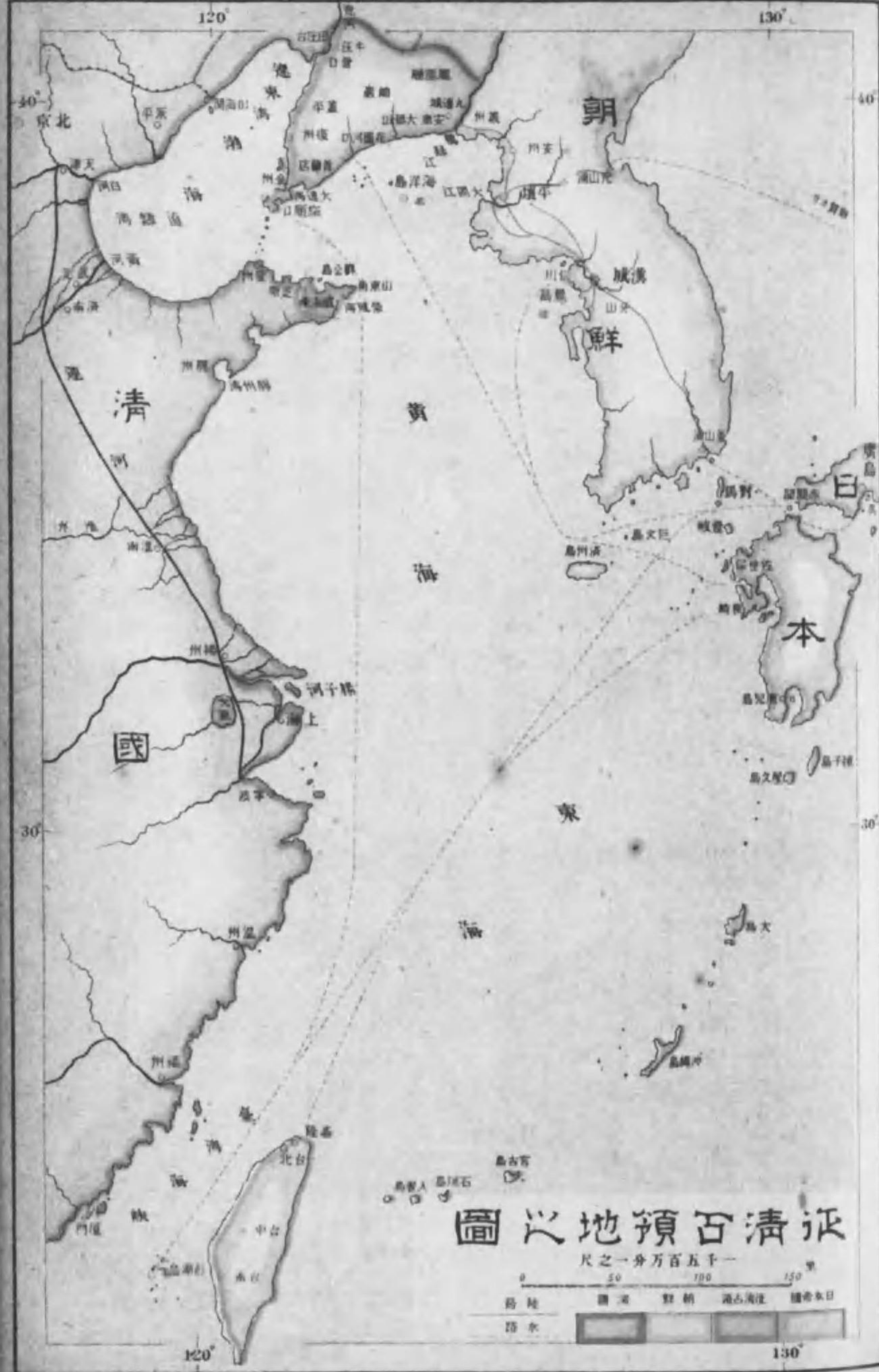
我朝廷は愈、征清の議を決せり

○開戦の公布 豊嶋沖、及、成歡の捷報、達するや八月一日、宣戦の詔勅は下りぬ曰く

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實武勇ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ百僚有司ハ宜シク朕カ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戦ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ苟モ國際法ニ戻ラサル限り各權能ニ應シテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ必ス遺漏ナカラン事ヲ期セヨ

惟フニ朕カ即位以來茲ニ貳拾有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ著著鄰交ニ戻リ信義ヲ失スルノ舉ニ出テムトハ朝鮮ハ帝國カ其始メニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ



而シテ清國ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ陰ニ陽ニ其内政ニ干涉シ其内
 亂アルニ於テ口ヲ屬邦ノ拯難ニ籍キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ朕ハ明治十五年ノ
 條約ニ依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安
 ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ先ツ清ニ告クルニ
 協同事ニ從ハンコトヲ以テシタルニ清國ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ是ヲ拒ミ
 タリ帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其稅政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅クシ
 外ハ獨立國ノ權義ヲ全フセン事ヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタル
 モ清國ハ終始陰ニ居テ百方其目的ヲ妨碍シ剩ヘ辭ヲ左右ニ托シ時機ヲ緩ニ
 シ以テ其水陸ノ備ヲ整ヘ一旦成ルヲ告クルヤ直ニ其力ヲ以テ其欲望ヲ達セ
 ントシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要撃シ殆ント亡狀ヲ極メタリ則
 チ清國ノ計圖タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル處アラサラシメ帝國カ
 率先シテ是レヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ是レヲ表示スル
 ノ條約ト共ニ是ヲ蒙晦ニ付シ以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和
 ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス、熟々其爲ス處ニヨリ

テ深ク其謀計ノ存スル處ヲ揣ルニ實ニ始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ其非望ヲ
遂ケントスルモノト謂ハサル可カラス事既ニ茲ニ至ル朕平和ト相終始シテ
以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ラナリト雖モ亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ
得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ
光榮ヲ全クセン事ヲ期ス

御名御璽

明治二十七年八月一日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文以下各大臣連署

即、直に第五師團の殘部に出師を命じ陸軍中將野津道貫、同少將立見尙文をして
之を率ゐて朝鮮に入らしめ尋いで第三師團に出師を命じ第五師團と合して第
一軍を編制し陸軍大將山縣有朋を其司令長官とし第三師團長陸軍中將桂太郎、
同少將大嶋久直、閑院宮、小川又次、等と共に出發せしめ大に清國征伐の計畫をな
し大本營を廣嶋に設け大元帥陛下、親しく出陣まし、て此地に臨時議會を召
集し給へり是より先、帝國議會は殆、開會毎に政府と衝突し屢、解散ありて今や國

會開設後第七回の議會なりしが外國に對する爲めに從來の態度一變し臨時軍事費一億五千萬圓は一人の異議者なく忽、滿場一致を以て可決せられ舉國一致の實は表はされたり是に於て軍隊は皆、踴躍して一日も遠征の速ならんことを希ひ國民は狂奔して出師を歡送せり

○平壤の陥落 平壤は大同江の右岸に在りて韓半島の最、豐饒なる地方の大都會なり其城壘は堅牢の名、世に高く後方には丘陵起伏して斷崖絶壁多く前方には大同江の沿岸に沼澤相寄り道路或は險惡或は泥濘にして守るに易く攻むるに難く實に朝鮮北部、第一の要害たり成歡、牙山に敗るゝや清軍、多く此地に集まり精兵一万五千を以て防備せり我軍は第五師團長陸軍中將野津道貫の指揮に従ひ九月十五日を期して四面より之を攻撃するの手續を定めぬ陸軍大佐佐藤正、別働隊を率ひて元山津より成川に出て城の西北面に向ひ陸軍少將立見尙文、第十旅團を率ひて右翼となり朔寧より麥田店に至り城の東北面より攻めんとし陸軍少將大島義昌混成旅團を率ひて左翼となり義州街道より城の西南面を撃たんとし本隊は野津中將、自、之を率ひ八月三十一日を以て京城を發し城

の南方に向へり期日に至れば未明より既に砲聲相交はり終日の攻撃に各方面の敵兵、皆、敗れ或は遁れ或は降りたれども猶、城の全部を陥るゝ能はず翌十六日、拂曉より再、攻撃を始め午前八時、遂に全、平壤を略取せり此役、敵は大將、左寶貴以下、死傷甚、多く兵器、兵糧の我手に落ちしこと亦、極めて夥多なりき

○黃海の戦 我海軍は山縣大將の一行を護送して九月十二日、仁川に着し其任務を完うするや更に轉じて大同江口に至り遂に平壤の攻撃に聲援をなしたるが其陥落を聞くや司令長官、伊東祐亨、軍令部長樺山資紀、等の指揮の下に九月十六日、大同江沖を出發し朝鮮沿海搜索の途に上りぬ其艦隊は吉野、高千穂、秋津洲、浪速の四艘を先鋒として千代田、嚴島、橋立、比叡、扶桑、松島の六艘を本隊とし松島艦を旗艦とし赤城、西京丸、二船、後に従ひぬ翌十七日は快晴にて天に塵雲なく海に波濤なきに我海兵は遙に黒煙の水平面に横はるを見て皆、敵の艦隊ならんといひ踴躍して之に近づけば則、清國より軍隊、兵器を護送して平壤以北に上陸せしむるの任務を果して歸途に上りたる北洋艦隊の一部にして定遠、鎮遠、靖遠、致遠、來遠、經遠、威遠、揚威、超勇、廣甲、濟遠、平遠の十二艦と水雷艇六隻を以て編制

せられたるものなりき北洋艦隊は清國海軍中の最精鋭なるものにして水師提督丁汝昌の帥むたる艦隊なりとす既にして兩艦隊の漸、近くや鎮遠、先砲を發ちて戦を挑み他艦も之に續きて發砲せり我軍は猶一發をも發せずして敵に近づき凡、三千米の距離に迫まるや午後零時四十分頃、忽、連發をなして戦を開き敵の艦隊を取り圍みて激烈に攻撃せしが敵も必死となりて戦ひ砲煙、空を庇ひ水雷、波を裂き勝敗未、決せざりしに我松島より發したる砲彈は敵の旗艦に命中して其主橋を挫きたれば敵は指揮する術を失ひたるもの、如くなりき我艦隊、之に乗じて最、敏活なる運動をなし來遠、揚威、超勇を撃沈し他艦を敗走せしめ日没の頃、全、大勝利を得たり此戦は近世科學の進歩によりて發達したる艦隊が最新の發明に係る最鋭の利器を用ひて勝敗を實際に試みたる最初の海戦なれば世界の海軍史上、特筆すべき事件なりと云ふ

○第一軍の編制 平壤陥落の後、清軍は攻勢を變じて守勢の方針を取り皆、朝鮮より退却し先を争ひて清國の境内に入り其國境なる九連城、安東縣、鳳凰城、等に於て我軍に對する防備をなせり我第一軍は九月下旬を以て悉、平壤に集ま

り茲に清國侵入の準備をなせり其編制左表の如し



將官

- | | | | |
|--------|----------|-------|----------|
| 第一軍司令官 | 陸軍大將山縣有朋 | 第九旅團長 | 陸軍少將大島義昌 |
| 第五師團長 | 陸軍中將野津道貫 | 第十旅團長 | 陸軍少將立見尙文 |
| 第三師團長 | 陸軍中將桂 太郎 | 第五旅團長 | 陸軍少將大迫尙敏 |
| 野戰砲兵 監 | 陸軍少將黒田久孝 | 第六旅團長 | 陸軍少將大島久通 |

○九連城略取 九連城は清と朝鮮との國境なる鴨綠江の右岸にありて滿洲極東の堅城たり清軍の茲に集まりしもの二萬餘、宋慶之が總督となり江を隔て、我軍を防げり宋慶は嘗て歐洲に遊び西洋新式の軍法に長じたりとの評ありし者なり我第一軍は平壤より進みて九連城を取らんと欲せり司令官山縣有朋、義州に至り九連城附近の地形を案し九連城を取らんと欲せば先、虎山を占領せざるべからずとなし十月廿五日を以て虎山攻撃の期と定めぬ佐藤大佐先發して鴨綠江を涉り對岸の敵を破りて進み架橋隊は矢吹工兵大佐の指揮の下に鴨綠江を涉りて適宜の橋梁を架し第三、第五、兩師團の兵相續きて江を越え午前六時頃より虎山を攻撃し二時間を出でずして全之を占領し敵軍を潰走せしめ山縣司令官は午前十一時半を以て本營を虎山に置き翌廿六日を以て九連城總攻撃の議を決せり第五師團先發して九連城に至りしに敵は皆前夜に遁走したる後の事として一人の防禦する者なく我軍は一戦をもなさずして清國東境の最要害なる九連城を略取せり是に於て安東縣、鳳凰、拆木、海城等の守兵、皆、風を望み

て潰走し我軍、遂に鴨綠江西部、一帶の地を席捲し民政廳を安東縣に設置して人民を綏撫し軍隊の便宜を謀らしめぬ

○第二軍の編制、及、進發 是より先、大本營に於ては更に第二軍を進發せしむることに決し第一師團東京及、第二師團仙臺を以て之を編制し陸軍大將大山巖を以て其司令官となし先、第一師團の兵を率ゐて出發せしめぬ十月十六日、大山巖は第一師團長陸軍中將山地元治、及、其管下なる第一旅團長陸軍少將乃木希典、第二旅團長陸軍少將西寛二郎、參謀長陸軍大佐、大寺安純以下を率ゐて宇品港を發し大同江口を目的地として進發せり時に敵の北洋艦隊は威海衛に潛みて復、出づるの勇氣なかりしかば我海軍は既に全、黃海の海上權を收め海洋島を占領し司令官伊東祐亨の命令の下に大同江口を根據となし屢、偵察艦を派して敵艦の動靜を窺ひ又、鴨綠江口より大連灣に至る海岸一帶の地を測量し以て上陸に便宜なる地を求めたりければ十月十九日、第二軍の大同江口に至るや之を迎へて共に議を定め廿四日より金州半島の花園河口に第二軍の上陸をなさしめたり

○金州城略取、及、大連灣占領 金州城は遼東半島の咽喉を扼して北清の一要害たり東は大和尚山の險を負ひ南は大連灣の砲臺を控へ以て旅順口に連る、故を以て敵軍は茲に數多の堡壘を築きて守備せり我第二軍は新來の銳氣を以て一舉、之を抜かんと欲し十一月六日を攻撃の期とし少佐齋藤徳明、一枝隊を率ゐ大斥候として先發し中將山地元治、本隊を率ゐて之に次ぎ少將乃木希典、其前衛となり少將西寛二郎、其後軍となり進んで金州城に近くや山地中將は本隊を以て復州道路より敵の背面を衝くの策を取り乃木少將をして前衛を以て敵の前面を攻撃せしめ河野大佐の聯隊及齋藤少佐の技隊を以て金州道路より敵の左面に向はしめぬ期日に至れば未明より各隊、悉進發し八時頃より砲聲、漸激しく各方面に於ける我軍、皆勝利を得て漸次、堡壘を陥れ十時過には金州城全部を取りぬ敵は死傷甚、多く生存者は皆旅順口方面に遁走せり我軍は勝に乗するの勢を以て翌七日、直に大連灣に進撃せしに其守兵は金州城の陥落を聞き前夜、守を棄て、走るあり我軍の進むを見て遁るゝあり遂に一戦を交へずして我軍、大連灣を占領せり

○旅順口の陥落 我第二軍は金州城に行政廳を設けて居民を綏撫せしめ更に進んで旅順口に向へり旅順口は遼東半島西南端の海門にして海を隔て、遙に山東省の威海衛と相對して遼東灣の口を扼し清國第一の軍港たり其守備は巨萬の資を投じ最新の知識を用ひたるものにて製鐵所、船渠、城壘等、一として整頓せずといふことなく歐米の精銳と雖、六十艘の艦隊を以てするにあらずんば之を陥るゝこと能はざるべしとの評ありき我軍、既に之に迫り十一月廿一日を以て總攻撃の期とし大山大將は前夜を以て方略を諸將に授け殘月の明に乗じて進撃せしめぬ第一師團、先、椅子山砲臺に向ひ混成旅團、二龍山砲臺に進み曉に至れば砲聲、天地を震撼し頗、猛烈なる戦ありしが午前八時には我軍、既に椅子山の三砲臺を陥れたり時に旅順沖にありたる我艦隊も西海岸に迫りて海上より砲撃して陸軍に應援せり正午過ぎには我軍、既に松樹山、二龍山、等、陸方面の諸砲臺を陥れたるを以て大山大將は更に海岸砲臺攻撃を命じ午後四時に至りて其中、最、堅牢なりし黄金山の砲臺を陥れたり時、既に日没なりしを以て攻撃を中止し翌廿二日、再進撃を始めしに敵は悉、夜に乗じて逃走し又、一兵をも止

めず我軍全旅順口を占領し其港内貯蔵の軍器兵糧等を收容せり

○威海衛の占領 遼東半島は斯くて我手に歸せりと雖、清國の帝都を衝かんと欲せば又半島の對岸なる山東省を侵略せざるべからず此目的を以て大本營に於ては第二軍の殘部たる第二師團と第六師團の一部とに出師を命せり是に於て第二師團長陸軍中將佐久間左馬太は陸軍少將山口素臣、同貞愛親王、以下を率ひ第六師團長黒木爲楨は少將大寺安純以下を率ひ明治廿八年一月初旬を以て廣島を出發せり第二軍の司令官大山大將は我聯合艦隊と共に之を迎へて戰略を定め一月廿日より廿五日に至る間に於て悉陸兵を山東省の榮城灣より上陸せしめ之を率ひて威海衛に向へり威海衛は山東省の要害にして旅順口と共に遼東灣を扼し亦清國第一位の海門なり彼黃海の海戰に破れたる北洋艦隊は此灣内に潛み陸上には數多の城壘を連ねて之を守備せり我軍は海陸より挾撃して之を取らんと欲し陸軍は一月廿六日を以て榮城を出發せり榮城より威海衛に通ずる道路、二條あり黒木中將は第六師團を率ひて北路を取り佐久間中將は第二師團を率ひて南路を取りぬ第六師團は更に三隊に分れ大寺少將、左翼

隊を率ひ渡邊少佐、右翼隊を率ひ一月三十日、先、百尺崖附近の堡壘を陥れて東面より威海衛を攻撃し第二師團は山口少將、右翼隊を率ひ貞愛親王、左翼隊を率ひて行々敵兵を破りて西面より攻撃し漸次諸城壘を陥れて二月二日、遂に威海衛に入りぬ此間、我艦隊は毎に我陸軍に應援して敵の艦隊を牽制せしが我陸軍が全威海衛を占領するに及び敵の艦隊に向つて大攻撃を加へたり

○北洋艦隊の全滅

我聯合艦隊は松島、千代田、橋立、嚴島を本隊とし吉野、

高千穂、秋津洲、浪速を第一遊撃隊とし扶桑、金剛、高雄を第二遊撃隊とし既に陸兵を上陸せしむるの任務を完了し廿九日の夜を以て暗に乗じて榮城灣を抜錨し翌三十日、第一遊撃隊は威海衛の西口に向ひ第二遊撃隊は其東口に向ひ本隊は其沖合に控へ遙に陸軍に應援せしが三十一日は朔風、雪を飛ばし濤を狂はし海上、甚不穩となりたれば止を得ず第一遊撃隊を止めて榮城灣に入り二月二日、午後、海波、靜まるを待ちて復威海衛沖に進めり時に第三遊撃隊(大和、武藏、天龍、海門、葛城)及第四遊撃隊(筑紫、愛宕、摩耶、大島、鳥海)次第に來り加はり勢威、益振へり越えて二月四、五、兩日の夜を冒して我水雷艇隊は大膽にも灣内に突入し魚形水雷を

發して四日夜には敵の旗艦定遠を撃沈し五日夜には來遠、威遠を撃沈し七日を以て陸軍、海軍を合せて總攻撃をなし灣内なる劉公島、日島、及北洋艦隊に向つて激烈なる砲撃を加へぬ是に於て敵も必死を期したるもの、如く烈しく應戦したりけるが是より連日の攻撃に、さすがの北洋艦隊も防禦の術盡きたりけん十二日に至り白旗を掲げて降参し其水師提督丁汝昌は使を以て書を我伊東艦隊司令長官に送りぬ其要に曰く提督本意は艦沈み人盡きて後、止むにありしも、生靈を保全せんが爲、休戦を請ひ威海衛、現在の艦船、劉公島、及砲臺、兵器を貴國に獻じ海陸軍、内、外國人の生命を傷害することなく各、其郷に歸らしめられんことを請ふと而して丁汝昌は我司令長官より降服を許すの回答を得るや其夜、自殺を遂げ定遠艦長劉步蟾、劉公島砲臺司令官張文宣も亦、共に自殺し軍艦銃砲、皆、我有に歸して北洋艦隊は全滅せり

○第一軍の牛莊略取 我第一軍は既に鴨綠江西部、一帶の地を占領し第三師團は海城に駐屯し第五師團は九連城と鳳凰城とに分守せしが司令官山縣有朋は病の故を以て歸朝を命せられ野津道貫大將に昇進し代りて司令官に任

せられ中將奥保業、第五師團長となりぬ、かくて諸軍、皆、早く事あれかしと腕を扼して待ちたりけるに三月上旬、牛莊、攻撃の事となり二月中旬より北進の運動を始めぬ牛莊は遼河の東岸なる要地にして我軍が占領したる最北の地なり此地、金城鐵壁の固めなかりしも敵は却つて必死となりたるにや頗、強硬なる抵抗を試み平壤の陥落以來、第一軍が遭逢したる最、激烈なる戦争なりき、されど我軍は百戦、百勝の勢に乗じたる第三、第五、兩師團を以て成りたるものなれば三月四日、一日の攻撃を以て忽、之を占領し更に進んで遼河を越え九日には遼河の右岸なる田庄臺をも陥れて牛莊に歸營せり

○第二軍の營口占領 營口は遼河口の良港なり第二軍の第一師團は金州城より北進し二月二十四日、一大激戦を以て南北大平山、及東西七里溝を陥れ三月五日、進んで大石橋に到り翌六日、營口に向つて進撃すべしと決し午前五時を以て運動を始め師團長山地元治は少將西寛二郎の第二旅團、及獨立騎兵大隊を率ゐて大石橋を發し少將乃木希典は第一旅團を率ゐて左翼隊となり頗、警戒を加へて進めり然るに我左翼隊の先鋒が一瀉千里の勢を以て營口、東面の街

衝に突入するや敵は狼狽して市街の北面に出で遼河の水を蹈むで走り營口の南方なる兵營も其北面なる兵營も一撃を加へずして我手に落ち更に西海岸なる砲臺を攻撃せんとせしが日没に近きを以て中止せり翌朝に至れば敵兵既に遁走して隻影だに止めず我軍全營口を占領せり

○馬關の媾和條約 清國力盡きて屢和を請ひ既に一度使を以て歎願せしも其使者は媾和談判の資格に欠くる所ありしを以て放逐せられたれば嘗て東洋の豪傑と稱せられ米國のグラント大統領を驚かしたる李鴻章は媾和使節となりて我に來朝せざるを得ざることとなり自大清帝國欽差全權大臣となり同李經芳と共に三月十九日を以て馬關に着し我全權辦理大臣伯爵伊藤博文同子爵陸奥宗光と數回の會見をなし先休戦を請へり我全權辦理大臣は乃三月二十四日を以て休戦條約に關する條件を提出せしに彼其重大に驚き考量を盡さんが爲猶豫を求めて旅亭に歸らんとするや狂漢小山六之助之を狙撃して左頬に傷けぬ我天皇陛下之を聞こしめし特旨を以て一時休戦を承諾すべしと我全權大臣に命じ給ひ更に媾和談判に移り四月十七日媾和條約は双方に於て調印

せられぬかくて兩國の和親舊に復したるを以て李鴻章は即日出帆して歸國の途に就けり其媾和條件の要領は左の如し

- 一、清國は朝鮮の獨立を確認すること
- 二、清國は償金二億兩^{即三億圓}を我に支拂ふこと
- 三、清國は臺灣澎湖島及盛京省の南部^{遼東半島}を我に割讓すること

第三章 征清の役の影響

征清の役は前章に述べたるが如く我軍連戦皆勝ち俄に我國威を世界に輝かすと共に支那の興みし易きを世界に紹介し歐米諸國の視線を極東に集め之が爲我國事は内外ともに多端となり東洋の局面に關して數多の重大なる事件を生ぜり其中最、主要なるものを左に列擧すべし

○遼東半島還附 馬關條約の締結せらるゝや露獨佛の三國は我政府に向つて遼東半島還附を勧めたれば明治二十八年五月十日馬關媾和條約の公布と共に左の詔勅は發布せられたり

朕嚮ニ清國皇帝ノ請ニ依リ全權辨理大臣ニ命シ其簡派スル所ノ使臣ト會商シ兩國媾和條約ヲ訂結セシメタリ

然ルニ露西亞、獨逸、兩帝國、及、法朗西共和國ノ政府ハ日本帝國カ遼東半島ノ讓地ヲ永久ノ所領トスルヲ以テ東洋永遠ノ平和ニ利アラスト爲シ交々朕カ政府ニ德通スルニ其地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ランコトヲ以テシタリ

願フニ朕カ常ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ至リシモノ洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシメントスルノ目的ニ外ナラス而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ切憇スル所、其ノ意、亦、茲ニ存ス朕、平和ノ爲ニ計ル素ヨリ之ヲ容ルルニ吝ナラサルノミナラス更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遲滯セシメ以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ國運ノ伸張ヲ沮ムハ眞ニ朕カ意ニ非ス且、清國ハ媾和條約ノ訂結ニ依リ既ニ淪盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ我カ交戦ノ理由、及、目的ヲシテ天下ニ炳焉タラシム今ニ於テ大局ニ顧ミ寬洪以テ事ヲ處スルモ帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ毀損スル所アルヲ見ス朕、乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ朕カ政府ニ命シテ三國政府ニ照覆スルニ其意ヲ以テセシメタ

リ若シ夫レ半島讓地ニ關スル一切ノ措置ハ朕、特ニ政府ヲシテ清國政府ト商定スル所アラシメントス今ヤ媾和條約、既ニ批准交換ヲ了シ兩國ノ和親、舊ニ復シ局外ノ列國、亦、斯ニ交誼ノ厚ヲ加フ百僚、臣庶、其レ能ク朕カ意ヲ體シ深ク時勢ノ大局ニ視、微ヲ慎ミ漸ヲ戒メ邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ

是、即、露、獨、佛の三國が聯合して馬關條約に干涉し友誼的忠告の辭柄を以て我政府に勸告したる結果として宣布せられたる詔勅なり抑、歐、米の諸國が日清の戰役に干涉を試みんと欲したるは一朝一夕の事にあらず又、清國より歐、米の諸國に向ひて愁訴する所ありしも一二回のみならずきり而して未、運動に着手せしものなかりしに此等、諸國の中、清國との關係、最、深くして毎に其東北境に勢力を扶殖せんとせる露國は日清の戰役を好機とし既に戰爭の最中に數多の軍艦を支那海に送りて勢威を示すと共に一方に於ては清國の土地割讓に反對の運動をなし愈、馬關條約の條件を知るや佛、獨に説きて共に我政府に忠告して曰く、東洋の平和の爲に遼東半島を永久に領有するなからんことを望むと時に我朝廷は既に清國に勝ち餘威、甚、盛なりと雖、此等の諸國に對して最後の手段を施して

までも其忠言を拒絶するの軍備なかりければ止むなく其勸告を容れたるなり是に於て國民皆涙を呑み胸をさすり漸次臥薪嘗膽の聲を放つに至りぬ異日、日露葛藤の起りし遠因は實に遼東の還附にありと謂ふべし而して我政府は清國をして遼東半島の代償として三千萬兩を納れしめたり

○臺灣鎮撫 馬關條約に基きて臺灣は我領土となり明治二十八年六月二日、我臺灣總督樺山資紀と清國全權委員李經芳鴻章の子との間に正式の受渡を結了せりと雖、劉永福、林朝棟、邱逢甲等を始として各地の土民、頗頑冥にして事理を解せず敢て我に抗せんとせしかば征清大本營に於ては當時、金州の舍營にありたる近衛師團に命じ樺山總督と共に臺灣に向はしめたり皇軍は先、基隆を平げ臺北を取り島の北部より漸次、南部に向つて進み總督、其後を受けて治を布けり先、基隆の鎮定するや茲に民政支廳を設け次いで臺北の平定するや此地に臺灣總督府を置き一方に於て師團が土匪を討伐すると同時に一方に於て總督府が民政を布き土民を綏撫し新竹より臺南に至るまで年を越えずして平定し劉永福等、逃走して皇化、次第に全島に及びしも近衛師團長陸軍中將北白川宮能久親王が遂

に病魔に冒されて薨去し給ひしは萬民の痛惜せし所なり

○條約改正

抑、安政年間に徳川幕府が歐、米、諸國と結びたる條約は我國權を毀損し我國利を害すること多く中にも治外法權の如き海關稅權の如き其最甚きものなり、されば我政府は維新以後、再三、之が改正を謀りたりと雖、毎に失敗に歸して未、よく改正の功を奏せし者なかりしに明治廿七年、時の外務大臣陸奥宗光は復、其改正に着手せり恰、よし當時、日清の衝突起り我國威、俄に世界に輝きたれば英、米、露、及其他の諸國、皆、相次いで我請求を納れ遂に對等の條約を締結し法權、稅權を我に收めて外人の内地雜居を許すこと、となりぬ(明治卅二年八月より改正條約は實施せらる)其際、天皇陛下には特に左の勅諭を下し給へり

朕祖宗ノ遺烈ニ頼リ紀綱ヲ振ヒ治化ヲ施キ内國運ノ隆昌ヲ致シ外列國ノ交誼ヲ敦クスルコトヲ得タリ而シテ朕カ年來ノ宿望タル條約ノ改訂ハ規畫ヲ悉シ交渉ヲ累ネテ竟ニ締盟各國ト妥協ヲ遂クルニ至ル茲ニ其實施ノ期ニ迫ヒテ帝國ノ責任重キヲ加フルト共ニ列國ノ和親愈々其基礎ヲ鞏クシタルハ朕カ中心ノ欣榮トスル所ナリ朕ハ忠實、公ニ奉スルニ厚キ臣民ノ深ク朕カ意

ヲ體シテ開國ノ國是ニ恪遵シ億兆心ヲ一ニシテ善ク遠人ニ交リ國民ノ品位ヲ保チ帝國ノ光輝ヲ發揚スルニ努メンコトヲ庶幾フ

朕カ在廷ノ臣僚ハ新ニ新條約ヲ施行スルノ責ニ任シ百官有司ヲ飭シ慎重措置、中外臣民ヲシテ均シク其惠澤ヲ享ケテ憾ナカラシメ以テ列國ノ和好ヲ永遠ニ鞏固ナラシメンコトヲ期セヨ

○東洋の新局面 征清の役、起るまでは清國は東洋第一の強大國として歐米の諸國にも輕侮せらるゝことなく我日本帝國と相並んで雄を東洋に競ひ兩國の間に介立する朝鮮に關して屢、葛籐を生じ極東の大問題といへば必、我日本と清國との關與する所なりしに兩國、遂に衝突して干戈、相見え我軍、連戰連勝するや清國の脆弱なることは世界に明示せられたれば歐米の諸國は皆、目を極東に注ぎ機に乗じて勢力を清國に布かんと欲し英、獨、佛は其西南を窺ひ露は其東北を狙ひ馬關の媾和條約成り遼東半島還附の事あるや獨國は半島還附を斡旋したる報酬として膠州灣を租借し以て山東省の南部に根據を得露國も同じく報酬として金州城、旅順、大連灣等の要害を包みて遼東半島の南端を租借し一方

は滿洲に其勢を扶殖し一方は北境より漸、朝鮮に力を伸べんとし英國は榮城灣、威海衛等の要害を含めて山東半島の東端を租借し皆、鷲鼻の欲を逞くするも清國は之を如何ともすること能はずなりぬ是に於て我國は歐米、諸國の暴横に抗して清國保全の責を擔はざるべからざるの地位に立ち是まで僅かに清國に抗して朝鮮の獨立を扶持するに汲々たりしものが俄に歐米、諸國、特に露國に抗して清、韓、兩國の獨立保全を扶持せざるべからざるの榮譽と責任とを負ふこと、なりぬたり

第四章 北清事變、及其影響

○北清事變 明治三十三年五月、北清の野に義和團の匪徒、蜂起せり抑、清國には哥老會、白蓮會、興中會、天地會、等、數多の秘密結社ありて全國に瀰蔓し或は滿洲政府を覆さんとし或は外人を殺して耶蘇教を排斥せんとせり義和團も斯る秘密結社の一にして白蓮教會中の義和團教と稱する一派に大刀會、小刀會等の加はりて頗、大團となりたるものなりしが日清の戰役以來、外人が支那人を侮蔑

して横暴を極むるを憤慨し我維新前に於ける攘夷黨の如く或は外人を殺し或は鐵道を破壊し往々北京城内に入込む者あるに至りたれば我駐清公使西德二郎の發議により各國公使相會して議を決し太沽沖にありし各國の水兵を北京に招き以て自衛りたるが其兵甚多からず而して義和團の匪徒は益々北京城内に入りて官兵と相親み特に將軍董福祥の部下の如きは義和團と結んで暴行を外人に加へ我公使館員杉山書記生を慘殺せりしかのみならず北京天津間の鐵道電線は多く團匪に破壊せられ太沽より救援の爲に北京に向ひたる各國聯合の陸戦隊は英國の海軍中將シーモアが引率したる頗有力なるものなりしにも關はず中途にて團匪の襲撃を受け進むこと能はずして天津に退却し北京天津間の消息全杜絶し佛國公使は銃殺せられ團匪の勢猖獗を極めたり是に於て當時清朝の實權を握りし西太后は大に喜びて攘夷の機熟せりとなし將軍剛毅の勸誘を容れ御前會議を開きて外人驅逐の議を決し命を直隸總督裕祿に下して兵を太沽に集め守備を嚴にして外人の上陸を妨げ白河口に水雷を布設し天津塘沽間の鐵道を破壊せしむるに至り在北京の外人は最危殆に陥りぬ是に於て

太沽沖の諸國聯合艦隊は太沽を攻撃して六月十七日之を陥れ諸國は益兵を發して北京救援を謀りぬ

○北京の陥落 我政府は先陸軍少將福島安正をして一隊を率ゐて進發せしめ次いで第五師團を派遣せりより諸國聯合軍は我第五師團長陸軍中將山口素臣を推して司令官となし七月十四日天津を攻撃して之を取り八月五日北倉の敵を破りて之を占領し十五日拂曉より北京總攻撃をなし遂に之を陥れ日没の頃我軍を始として各國の軍隊皆北京城内に進入して公使以下を救援せり是より先聯合軍の北京に迫るや清帝及西太后は難を避けて北京より遁れたるが是に至つて和を請ひぬ而して諸國の意向は各同じからずと雖聯合軍を起したる目的は必竟北京在住の各國人を救援するにありて今や其目的を達したるを以て茲に一旦其聯合を解き各自に清朝と談判し損害を賠償せしめて和を講せり

○露國の滿洲占領 義和團匪の蜂起して北清の騷擾するや滿洲にも亦馬賊の匪徒起りて不穩の狀ありたれば露國は其野心を成すの時機到れりとな

し北京救援の如きは之を眼中に置かずして滿洲横領の大計を畫策し太沽の攻撃ありし時より西比利亞總督陸軍中將クロドコーフに内命を下したり、よりて總督は司令部を浦鹽斯德に進め旅順口及浦港方面の警戒を嚴にして船舶の出入旅人の往復貨物の運搬に一々點檢を行ひ浦港の海口には水雷を布設し臨時將官會議を開きて豫備兵の徵集、馱馬の徵發をなし運送船を集めて戰需品を購入し遂に當時北清の戰場にありし關東總督陸軍中將アレキシーフと氣脈を通じ遂に遼東方面の保障を名として山海關北載河を占領し初は馬賊に對して守備の態度を取りしも中頃變じて攻勢を取り北方にては黑龍江州の首府たる愛^{アムル}渾を占領し露清韓三國の境上にては渾春を取り次で露清鐵道の要地たる哈^{ハル}拉^{ハル}濱を撃ち三姓を平げ南方にては遼河邊の要地たる牛莊を脅かし大石橋熊岳を略有し海城を取り金州城を奪ひ遂に遼陽奉天に迫り北京陥落の頃には滿洲全土、要害の地悉、露軍の占領する所たり而して清朝の和を請ふや露國は益兵を滿洲に入れ一は馬賊に備ふるを名とし一は清國を威嚇して遂に之をして滿洲に軍備をなすことを承諾せしめ三年の後を期して撤兵すべきを誓へり而かも其

後、益力を滿洲の經營に注ぎアレキシーフを極東總督に任じ恰滿洲は全然其領有の如き處置をなし期に迫るも撤兵の意向なきものゝ如くなりき

○日英の同盟 北清事變の起るや我軍は太沽の攻撃より北京の陥落に至るまで毎に聯合軍に率先して至難の衝に當り武勇を列強の間に振ひたるも全義の爲に動きたるのみなれば清國の和を請ふや唯、遭難者に對して損害を倍償せしめたるのみ列國、之れを見て多少、我に同情を寄するに至り特に英國の如きは甚、我美譽を稱賛し常に英國の輿論を代表すと謂はるゝ倫敦タイムズ新聞も明治三十三年八月二十日の社説に於て、列國公使の救援は主として日本の力に由る是、世界全般の感荷する所なり他の列國が自、其國人の生命を救ひ其國旗の光榮を保つ能はずして空しく其使臣の虐殺せらるゝを傍觀するの屈辱、痛恨を免れしめたるものは日本國にして日本國は眞に歐洲列國の伴侶たるを愧ぢざるものなり而して日本國が人道の爲、此重要なる勞役に當るを辭せず又、能く之を成功したるは美譽にして日本がよく此重要なる勞役に堪ふるを知りて之を日本に求むるの必要を他の列國に切言したるの榮譽は之を英國に歸せざるべ

からず云々と論せり斯の如く英國は我美譽を稱賛すると共に痛く露國の横暴を憤り且其清國境内に勢力を振ふを恐れ我政府が清國保全を主張するを見て我と意氣全相投合するに至り其結果は明治三十五年二月日英同盟の締結となりて現はれぬ是に於て我國と海上女王の稱呼ある世界の最強國と對等の攻守同盟成りて我國の勢威愈隆盛に赴けり

○日露の葛藤 既述の如く馬關條約の締結せらるゝや露國は獨佛の二國を語らひて之に干涉し我をして遼東半島を還附せしめ其報酬として己れ半島の最要害たる旅順口、大連灣等を横領し又北清事變の起るや諸國聯合して只管北京在住の外人を救援せんとせしに露國は寧自由運動を欲したるものゝ如く聯合軍に向つては僅に責め塞ぎの行動をなしたるのみにて專力を滿洲經路に用ひ遂に殆其全部を占領し遼陽を中心として各地に種々の經營をなし又馬賊に備ふるを名とし三年の後には撤退すべきを約して軍隊を送り極東總督アレキシーフをして私に奉天將軍増祺に説かしめて滿洲に於ける鐵道、礦山、土地の獨占權を得んと謀り其結果は翌明治三十四年二月露國外務大臣ランズドルフ

と同國駐在清國公使揚儒との會談となり將に露清兩國間に秘密條約の締結を見んとせり歐米の列國は之を聞きて抗議をなし我政府も之に對して強硬なる抗議を清國政府を提出し四月一日を以て回答期限となし元帥會議を開いて大に決する所ありき是に於て露國は四月五日を以て密約撤回を宣言し別に清國に向つて交渉したることありしも偶斡旋の勞を取りたる李鴻章が十一月五日に沒したれば交渉は終に中絶せり而して明治三十五年四月に至り露國は清國と滿洲還附條約を結び撤兵の期限を三期となし六ヶ月以内には盛京省より次の六ヶ月以内には吉林省より又次の六ヶ月以内に黑龍江省より撤退すべきを約せり然るに第一撤兵期には唯盛京省西南部の兵を撤し第二撤兵期に吉林省駐屯軍の一部を北韓境上の守備に移したるのみにして還附條約を履行せざるのみならず更に清廷に迫り撤兵附帶條件として

- 一、東三省を他國に讓與租賃せざること
- 二、營口の關稅を露國の管轄とすること
- 三、蒙古の行政組織を變更せざること

等を要求し之を肯せずんば撤兵せずと主張せり、しかのみならず明治三十六年、露國は更に勢力を朝鮮に加ふるに至りたり

是より先、明治二十六年露國の一會社は鴨綠江岸の森林採伐權を得たるが今や露國は名を其會社保護に藉りて兵を朝鮮境内に入れ白鳥山の森林を採伐せり而かも清韓兩國は微弱なるが故に之を如何ともするに能はず抗議の申込は屢之をなしたるも毫も其効果を見ず是に於て我日本帝國政府は之を對岸の火災視すること能はず國論も亦、大に沸騰せり然るに露國は其年七月二十日を以て北京駐在露國公使レッツサル (L. Sars) をして慶親王、李經義、增祺等を説きて密約を結ばしめ極東總督アレキシーフを新に極東太守に任じて滿洲占領の實を擧げ頻りに我に對して挑戰的態度を示せり而かも我政府は忍耐に忍耐を重ね朝鮮の獨立を確實にし該半島に於ける我優越なる利益を擁護するに必要なる條件と滿洲の侵害を除去するに必要なる條件とを提案として八月十一日、露國駐劄公使栗野慎一郎に露國政府と交渉せしめ又、我外務大臣小村壽太郎は東京に於て露國公使ローゼン (Lozen) と會談する所あり我は幾度が讓歩し幾度か彼の反

省を促したるも露國は頑として動かす我提案に對して到底、妥協の望なき修正案を提出し言を左右に托して理由なきに回答を遷延し而して頻りに兵を滿韓に送りて軍事的活動を逞くせり我政府、乃、大に決する所あり明治三十七年二月五日を以て斷然、談判不調の旨を露國に通じ自由の行動を開始せり

第五章 明治三十七、八年、征露の役

○日露戰爭の發端 廟議は既に自由行動を取るに決し其通知は既に露國に向ひて發せられ海軍中將東郷平八郎は既に聯合艦隊司令長官に任せられたり明治三十七年二月六日、我海軍は朝日、三笠、初瀬、敷島、富士、八島、常盤、吾妻、磐手、八雲、出雲、高砂、千歲、笠置、吉野、龍田、淺間、新高、浪速、高千穂、千代田の二十一艦、及、十九隻の驅逐艦、合せて四十隻に數多の水雷艇を従へ之を四艦隊に分ち陸兵、糧食、等を搭載せる十二隻の運送船を擁護し前後、相次いで佐世保港を出發せり翌七日、我聯合艦隊は朝鮮の近海に集合し第四艦隊(淺間、新高、浪速、高千穂、千代田)を分遣して仁川に赴かしめ他の三艦隊は直に旅順口に向へり分遣せられたる第四艦隊

は海軍少將瓜生外吉の指揮に従ひ十二隻の運送船を擁護して八日の夕刻に仁川港に入りて悉く陸兵糧食等を上陸せしむるの任務を結了し翌九日、港外に於て敵艦ワリヤーク、コレーツの二隻と會戦して之を破壊し復、用ふること能はざるに至らしめぬ

旅順に向ひたる第一、第二、第三の三艦隊は途に敵國の商船ロシア、アルグンの二隻を捕獲し八日の夕刻に旅順口沖に達し驅逐艇隊第一、第二、第三を旅順へ向はしめたるに艇隊は其夜、直に水雷を發射して旅順口港外にありたる露國軍艦を襲撃し其戦闘艦レトグイサン、ツエザレウイチの二隻、及、一等巡洋艦バルラダを破壊せり聯合艦隊は之を聞きて總攻撃の議を決し翌九日、晝餐の終るを待ちて進撃せしに敵よりは軍艦といはず砲臺といはず頻に發砲せり我、亦、之に應じて奮撃し遂に敵の四艦ボルタワ、ダイアナ、アスコルド、ノルウイックに大破損を蒙らしめ旅順海岸の先端なる黄金山砲臺を破壊して大勝を得、直に仁川近海に引き揚げたり斯くて二月十日、宣戰の詔勅は下りぬ曰く

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆

ニ示ス

朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜シク全力ヲ極メテ露國ト交戰ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜シク各々其職務ニ率ヒ其權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力ス可シ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラン事ヲ期セヨ

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ且暮敢テ違ハサラン事ヲ期ス朕カ有司モ亦朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フヲ益々親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト疊端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナランヤ

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ關係ニヨルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル處ナレハナリ然ルニ露國ハ其清國トノ盟約及ヒ列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラス依然滿洲ニ占據シ益々其地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之レヲ併吞セントス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有

ニ歸センカ韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和又素ヨリ望ム可カラ
ス故ニ朕ハ此機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持
セン事ヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歳ノ久シキニ亘リテ屢次折衝ヲ重
ネシメタルモ露國ハ一モ交譲ノ誠心ヲ以テ之レヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局
ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈
從セシメントス凡ソ露國カ始メヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認
ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ入レヌ韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ
帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレントス事既ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交渉ニ依
リ求メントシタル將來ノ保障ハ今日是レヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ
汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ
保全センコトヲ期ス

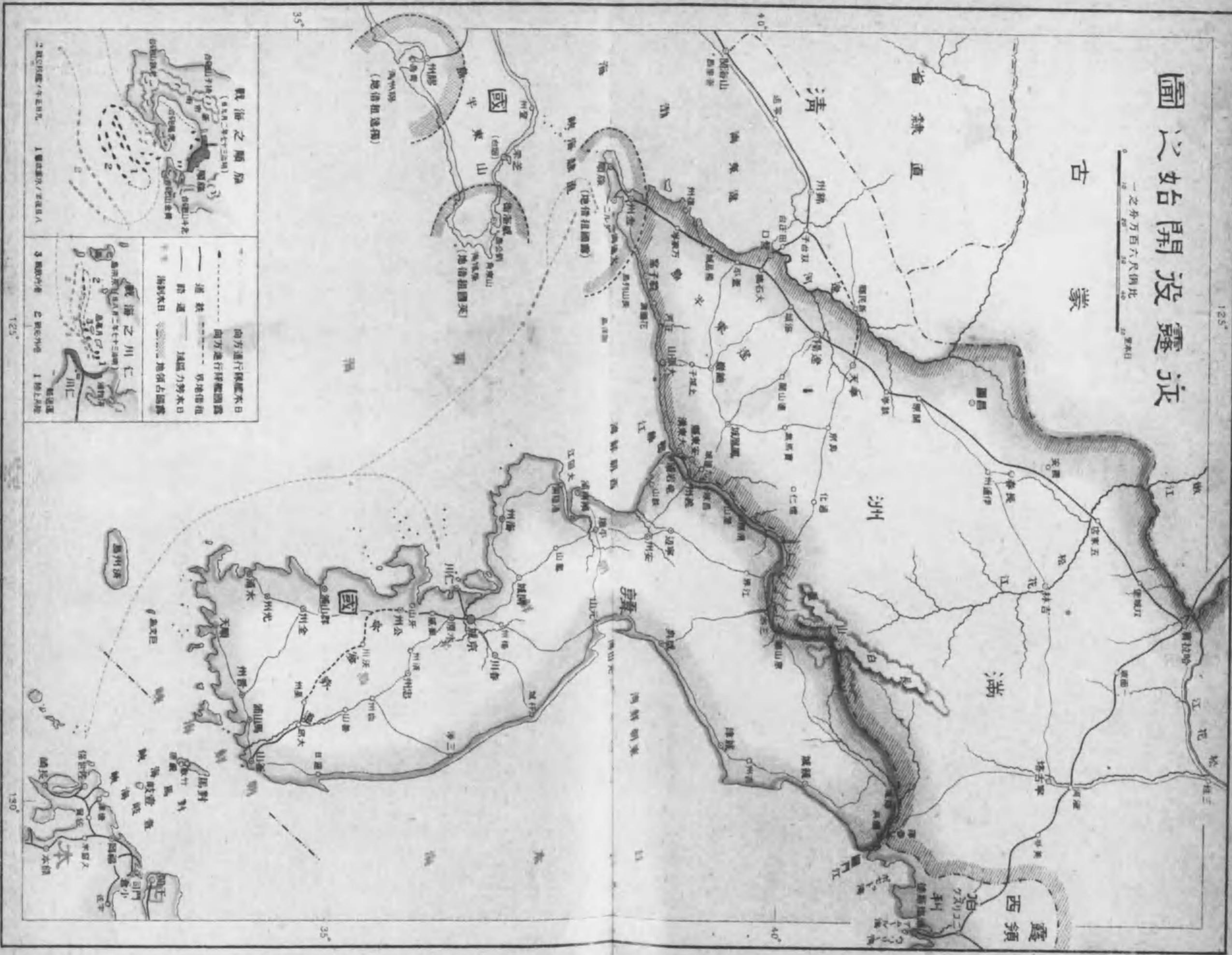
御名 御璽

明治三十七年二月十日

内閣總理大臣伯爵桂太郎

地震開始之圖

比例尺 六八千分之一
1:68,000



戰海之開原
(Kuan-ai-Sea)

1. 震源 (震源) 2. 震中 (震中) 3. 震動 (震動) 4. 震害 (震害)

嘉陵江之川仁
(Kuan-ai-Sea)

1. 震源 (震源) 2. 震中 (震中) 3. 震動 (震動) 4. 震害 (震害)

125°

130°

35°

35°

40°

40°

以下各大臣連署

宣戰の詔勅は下りぬ一日を隔て、二月十二日、全國師團長會議は參謀本部に開かれ參謀總長大山巖、陸軍大臣寺內正毅、重要なる訓示を爲し大元帥陛下、更に參會者を宮中に召して特に詔を下し賜ひ大本營も同日、宮中に設置せられたり願みれば十年の昔、馬關條約に干涉し遼東の還附を我に勸告し日本帝國の遼東領有を以て東洋の平和に害ありと唱へたる露國は其舌根の未乾かざるに自之を占領したり日本國民たるもの誰か慷慨せざるべき誰か悲憤せざるべき況んや彼は更に滿洲を横行して人の領土を我物顔に振舞ふに至りたるをや又況んや彼は既に朝鮮にまで手を伸ばし鷲鼻の欲を逞うすること益甚しきに至りたるをや我國民の慷慨は愈凝つて百鍊の鐵彈となり其悲憤は遂に發して萬斤の水雷となり山嶽を震はし河海を沸かし開戰の發端に先、敵膽を寒からしめ宣戰の詔勅一たび下るや朝野を論せず貴賤を問はず字義通りの舉國一致を爲し皆財を棄て家を忘れ義勇公に奉ずるの時、到るを狂喜し三月二十日に開會せられたる臨時軍國議會は唯、議員の中に露探ありとて敵愾の心より稍、誼囑したるのみ

にて軍費に就ては何等の異論を唱ふるものなく、忽、滿場一致を以て之を可決し、軍事公債の應募額は毎回、募集額の數倍に達し、團體、個人の獻納義捐は或は物品を以てし、或は金錢を以てして其幾百萬なるを知らず、特に軍人は天に通ずるの至誠を以て鬼神を泣かしむるの壯舉を敢てし、海に陸に連戦連勝、世界に一二を争へる強大國をして復、策の施すべきを知らざらしむるに至りたるもの抑、其故なしとせんや

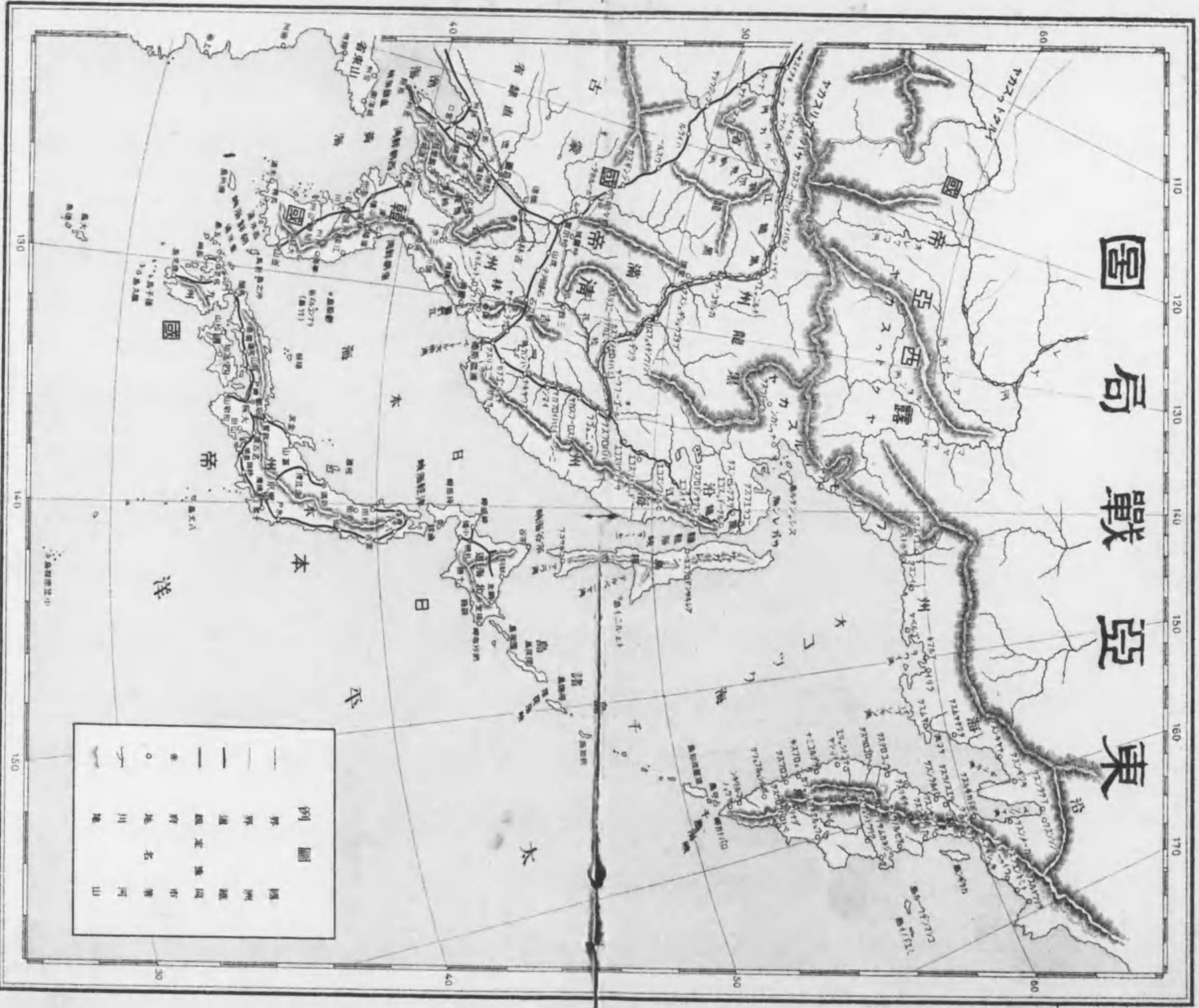
○旅順口海面攻撃(前期) 我第二艦隊は司令長官海軍中將上村彦之丞の指揮の下に朝鮮の東岸にありて浦鹽艦隊、監視の任に當り、第四艦隊は仁川の海戦後、主として陸軍輸送掩護の任に當り、而して第一艦隊は聯合艦隊司令長官の直率に屬して旅順口攻撃の任に當り、其第三艦隊は海軍中將片岡七郎の指揮の下に陸軍輸送掩護の傍、旅順口攻撃に参加せり、抑、旅順口は天險に加ふるに及ぶ限りの人工を以てし、敵國の極東太守アレキシーフ大將の居りし處、其精銳を盡したる太平洋艦隊のありし處、其艦隊司令長官スタルク中將の在りし處なり、我聯合艦隊は之に向つて數回の攻撃を敢てし、宣戰公布の前日に於て既に第一回

攻撃を試みたるも既述の如くなるが、次で我驅逐艦の一隊は二月十三日大風雪を冒して港口に逼り、十四日、敵艦を砲撃し、無事、根據地點に歸來せり、是を第二回の攻撃とす、次に我艦隊の一部は同月二十二日より進發し、二十四日午前二時、天津丸、仁川丸、武州丸、武揚丸、報國丸の五隻より成れる港口閉塞隊を以て、港口に猛進し、各自、破壊沈没せりと雖、港口閉塞の目的は不幸にして達すること能はざりき、第四回攻撃は三月十日のことにて、我第一、第三の兩驅逐艦、先、午前零時、港外に達し、天明に及び老鐵山の南方に於て敵の驅逐艦六隻、一隊を成せるに會し、極めて近距離に於て二十分間、激烈なる奮闘を爲し、猛烈なる砲火を加へて、敵の三四艦に多大の損害を被らしめ、遂に敗走せしめて、根據地に引上げたり、敵の司令長官スタルクは失敗に失敗を重ね、遂に其職を罷められ、第四回攻撃以前に於て敵の海軍中將マカロフ之に代りて太平洋艦隊司令長官に任せられたり、マカロフは精神修養、氣力回復を唱へ、軍規を嚴正にし、士氣を鼓舞せりと傳ふ

第五回、及、第六回の攻撃は三月下旬にして、我兩驅逐艦は二十二日未明、港外に達し、午前八時頃、主力艦隊、及、巡洋艦隊、相連りて、港沖に達し、富士、八嶋、二艦より港内

に對して間接射撃を行へり是に於て敵艦は漸次港外に出でたるが終始砲臺下に運動して我を誘致せんとするものゝ如くなりければ午後三時頃我艦隊は港外を去り第五回の攻撃は大戦に至らずして止みぬ次で我聯合艦隊は廿六日進發し二十七日未明に第二次港口閉塞を決行せり即千代丸、福井丸、彌彦丸、米山丸の四隻より成れる閉塞隊は驅逐隊及水雷艇隊に掩護せられ敵の探海燈照射と猛烈なる砲火とを冒して港口に直進し自若として其任務を遂行したるは事業として間然する所なかりきと雖、完全に通路を閉塞すると能はざりしのみならず中佐廣瀬武夫、兵曹長杉野孫七、以下決死の勇士四名を失へり又第七回及第八回の攻撃は四月中旬にあり十一日より行動を始め第四、第五の兩驅逐隊、第十四水雷艇隊、及蛟龍丸は十二日夜半、港外に至り敵の探照を冒して港口に近き豫定の如く機械水雷を沈置したり翌朝第三戰團艦隊は港外に達し敵情を偵察せしに午前九時頃敵艦バヤーン突進し來りて砲撃を始めたれば我、應戰して之を撃退せり幾もなく敵艦ノルウイツク、アスコルド、ベトロバウロスク、ボペータ、ボルトワ等の戰團艦は相次いで港外に出でバヤーンと合して反撃し來りぬ我、之に

東亞戰局圖



應戦し敵を南東方向、約十五海里に誘致せり。此時、沖合、濛氣の中に隠れたる我第一戦闘艦隊は無線電信に接して直に急進し敵を港前に壓迫せる時、其先頭たりし旗艦ベトロバウロスは前夜沈設したる我機械水雷に掛りて爆發沈没し司令長官マカロフを始として溺死者七百餘人を出し生還者は僅に四人に過ぎざりきと云ふ斯くて第七回の攻撃終り敵艦の悉、港内に逃入するを見るや我艦隊は午後一時、港外を去りて洋中に假泊し更に準備を整へて十四日午後四時より第八回攻撃に着手せしが港外に敵影なかりしかば翌日、春日、日進、兩艦をして港内に向つて間接射撃を行はしめて歸航せり。此兩艦は新に英國より回航したるものにて今回始めて戦闘に参加し大威力を示せり。次に五月三日、第三次、港口閉塞の壯舉は決行せられたり。閉塞隊は三河丸、遠州丸、佐倉丸、小樽丸、相模丸、愛國丸、朝顔丸の八隻より成り之が掩護として赤城、鳥海の二戦闘艦、三驅逐隊、三水雷艇隊、相率ゐて二日夕刻、港口に向ひたるが午後十一時頃より強風、俄に起り波濤、激烈となりしにも拘らず閉塞船隊は翌三日午前二時頃、相前後して港外に達し敵の強力なる探照と猛烈なる砲火とを冒して三河丸、先、港口より深く水道に闖入

し中央の好位置に爆沈し其他の各船相次いで港口に爆沈し閉塞の目的は八九分通り達せられたるも天候の異變と敵の防備増大したるにより死傷頗る多く八隻の中、四隻の閉塞隊員は一人として收容せられたるものなく三日早朝第一、第三、兩艦隊は港外に達し驅逐艦隊、水雷艇隊を掩護して終日閉塞隊員の搜索收容に盡せしも遂に得る所なく夜に入りて集合地點に引揚げたり

以上九回の攻撃により敵は復、出戦の勇氣なきものゝ如くマカロフの歿後、敢て我と決戦せんともせず其殘艦は港内、奥深く閉籠りたれば朝鮮沿海は勿論、遼東半島、沿岸の制海權は全、我に歸し我艦隊は益、銳意奮勵して敵が布設したる水雷の掃除、我陸軍輸送の掩護等に力を盡し五月下旬には遂に遼東半島封鎖を宣言することを得たり

○鴨綠江附近の戰 滔々として滿韓の境界を流るゝ鴨綠江は天險に沿へる大河にして結氷期には氷上を徒歩すべきも解氷期に至れば水勢強大にして往來自由ならず渡船に牛馬を繋ぎて渡るを常とするも船の覆沒稀ならず而して其右岸に九連城の要害ありて城東を走る靈河は城南に於て鴨綠江に合し

江中に九里島、黔定島、中江臺等の島洲を作り江流、爲に分れて第一江、中江、第三江の諸流となる彼我陸軍劈頭の大戦闘は此附近に於て開かれたり初、宣戰の公布あるや我參謀本部に於ては近衛、第二(仙臺)、第十二(小倉)の三師團を合して第一軍を編制し陸軍大將黒木爲楨を以て其司令官となし開戰の初より續々進發せしめ或は仁川より或は鎮南浦より上陸せしめたり

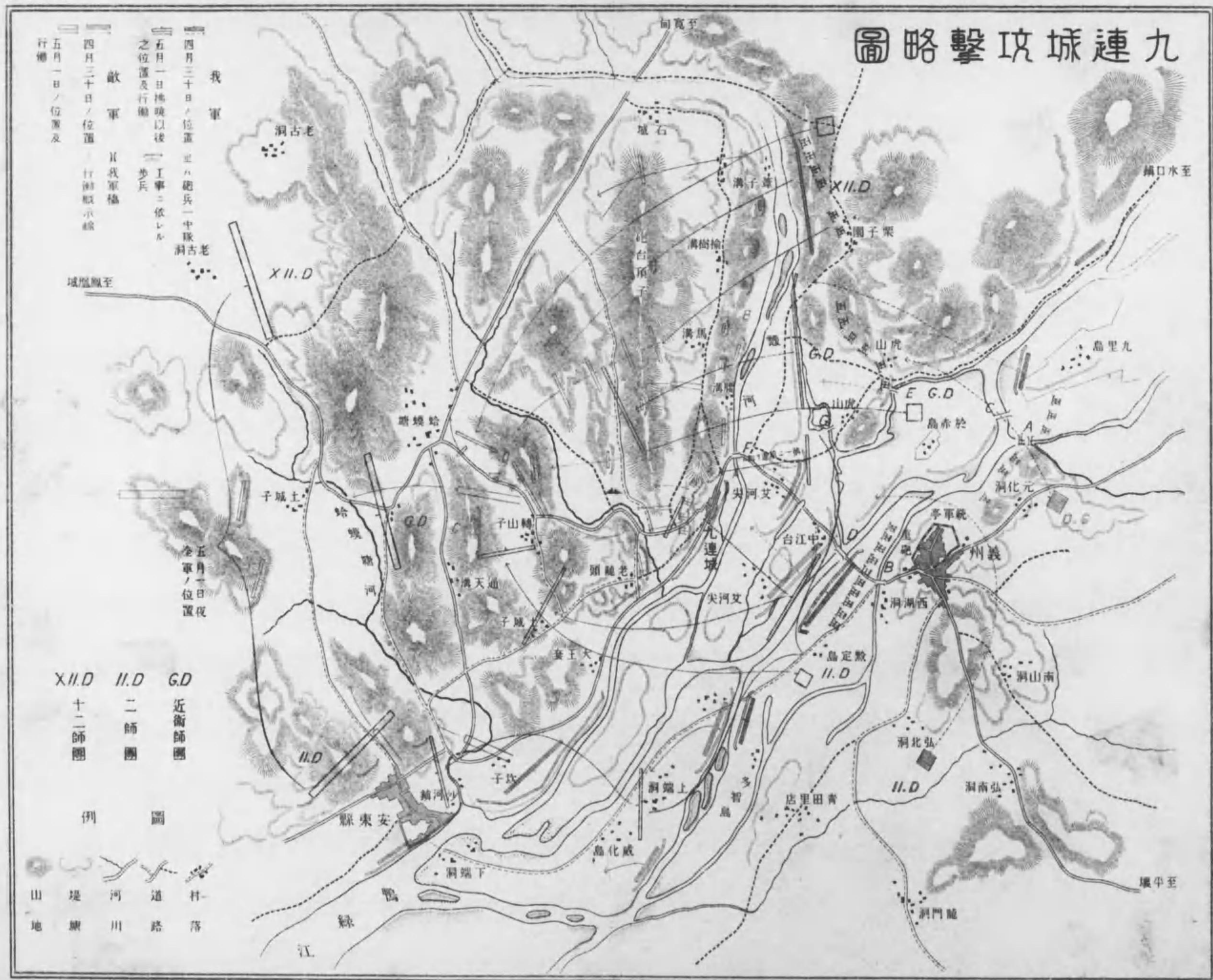
- 第一軍司令官
- 陸軍大將 黒木爲楨
- 右 第十二師團 師團長中將 井 上 光
- 中 近衛師團 師團長中將 長谷川 好道
- 左 第二師團 師團長中將 西 寛二郎

蓋、我軍は先、朝鮮北部の堅城たる平壤城を有し漸次、滿洲に入らんと計畫なり故に我先發の一、中隊は大尉小泉義男の指揮に従ひ二月十六日、仁川を發し海路海州に至り其地より陸路を取り二十四日、平壤城に入り城内にある我移住民より募集したる義勇隊を合して共に守備の任に當り時々斥候を出して敵の動靜を窺はしめたり敵國に於ては其初、極東總督アレキシーフ大將、海陸の軍事を統

べたるが愈、戦端の開かるゝや陸軍大將クロバトキン特に極東陸軍の總司令官に任せられ南、中、北の三軍を編制して我に對したるものゝ如し其南軍は旅順口を中心として遼東半島を守り北軍は浦鹽を中心として露領の南境を守り中軍は奉天、遼陽等により精銳を盡して我に當るの備をなしぬ而して九連城は滿洲極東の堅城なるを以て特に二師團を派遣し幾多の防禦工事を施して之に據らしの更に分隊を派出して義州、定州等を占領し其斥候は既に時々平壤附近に出沒せり形勢、斯の如くなるが故に敵國もし攻勢の方針を取りて急速に大舉來襲したらんには彼我、陸軍劈頭の大戦闘は平壤城附近に於て開かるべかりしに敵が手遅れして未、攻勢を取らざりし間に我軍、既に先を制して攻勢に出でたるを以て日露陸戦劈頭の大衝突は鴨綠江附近に於て起りたり

彼我陸軍の大衝突は我第一軍が九連城を攻撃したるを以て始とす斥候の小衝突は義州、定州等に於て既に屢、起りたるも多くは我勝利に歸し露兵は悉、去つて九連城に集り鴨綠江を隔てゝ我軍と相對せり、我司令官陸軍大將黒木爲楨は先、鴨綠江を渡るの計畫をなせしが當時、春夏の交、江流強大の時期なりければ渡河

九連城攻擊略圖



我軍
四月二十日ノ位置
五月一日拂曉以後
之位置及行進
敵軍
四月二十日ノ位置
五月一日ノ位置及行進

XII.D 十二師團
II.D 二師團
G.D 近衛師團

例圖
山 堤 河 道 村
地 城 川 路 落

の事、容易の業にあらず、よりにて四月廿六日、近衛師團の一部に九里島を占領し、第二師團の一部に黔定島を占領せしめて、直に架橋工事に着手し、敵と江を隔て、激烈なる砲戦を交ふると、四日に及び、其間に四月三十日、夜を以て工事を完結し、我軍續々江を渡りて、其右岸に達せり、是より先、右翼隊(小倉師團)は水口鎮の前岸にありて、微弱なる敵を撃攘し、二十九日午後二時、架橋に着手し、三十日午前三時、工を竣へて、直に前進し、同午後六時には、豫定の陣地たる、栗子園附近の高地を占領したれば、鴨緑江の天險は遂に全、我有に歸せり。

斯くて我軍は直に九連城總攻撃に着手し、五月一日、早朝より激烈なる砲戦をなしたるが、我左翼の第一線は早くも第三江の急流を押し渡りて、九連城の東方摺鉢山の東麓に突進したれば、中堅、第一線も、緩河の流を亂して、其右岸に渡り、疾馳敵中に闖入せり、是に於て敵軍次第に退却して、遂に潰走し、多くは楡樹溝より砲臺頂子を経て、蛤蟆塘方面に逃れ、我軍の大部は午前十一時を以て、既に九連城の直下に突貫し、其東南高地の諸砲臺を陥れたり、敵は九連城西北の高地なる收容陣地に據りて、最後の防禦を試みたりしも、我軍の銳鋒を支ふること能はず、午

後一時より退却を始め滿洲極東の要害、遂に陥落せり
 我軍の捷報軍司令部に達するや司令官は豫て九里島に留め置きたる總豫備隊と中堅近衛師團と左翼隊の野砲十數門とをして敗敵を遼陽街道に急追せしめたり追撃軍は沿道諸處の敗敵を驅逐して漸次之を蛤蟆塘方向に窮迫せり是より先、右翼隊小倉師團は鑿河の徒涉點を求むるに數時を費し九連城占領に參加すること能はざりしを遺憾とし砲臺頂子の敵兵を追撃しつゝ敵の退路に迫りたるが其急先鋒(原田大佐之率)は蛤蟆塘の背後に突出せしかば今まで九連城より尾撃し來れる我追撃軍のみを杆禦しつゝ退却したる敵兵は驚愕爲す所をしらざりき然る折柄、家東縣より引揚げ來れる敗敵、湯山城より新に前進せる敵兵、皆、蛤蟆塘に相會せしかば敵の兵力、頗、優勢となり茲に頽勢を挽回せんと欲せしにや將、到底、脱れの場所と覺悟せしにや、やがて方向を轉じ放列を布き其退路に出でたる我歩兵を亂射したれば我兵、頗、苦戰となり死傷續出したりしが此時、追撃軍の急先鋒梅澤大佐の一隊は右方の高地に上り馬場大佐の一隊は左方の高地に現はれ俱に烈しく敵砲陣地を瞰射し小原大佐(芳次郎)の一隊も亦、正面より突進した

れば敵は四面より包圍せられ師團長カシタリンスキヤを始として將校の過半は戦歿し士卒、皆、困憊し或は一方の血路を開きて遁逃し或は負傷して捕虜となり殘兵二百餘名は降服せり尋で我分遣隊は五月六日、鳳凰城を占領し翌七日、寬甸縣を占領したれば滿洲の東南、鴨綠江北、一帯の地は悉、我有となりぬ
 ○遼東半島第二軍の行動 我第二軍は第一東第三名古第四大の三師團を以て編制せられ陸軍大將奥保鞏の指揮に従ひ四月下旬より出發し第三艦隊に掩護せられ五月五日より數日の間、軍隊、貨物の揚陸を繼續し十四日を以て姚家屯附近に全軍の上陸を了りぬ

| | | | | |
|--------|-------|---------|-------|--------|
| | 右 | 中 | 左 | 野戰砲兵 |
| | 第四師團 | 第一師團 | 第三師團 | 第一旅團 |
| | 大坂 | 東京 | 名古屋 | 東京 |
| | 師團長中將 | 師團長中將 | 師團長中將 | 旅團長少將 |
| | 小川 又次 | 伏見宮貞愛親王 | 大島 義昌 | 内山 小次郎 |
| 第二軍司令官 | 奥保鞏 | | | |

五月十四日、陸揚の事終るや我軍は翌日より前進を始め旅順街道及、龍子窩街道の二道より進み翌十六日、十三里臺の敵兵を南方に撃退して九里庄金州北一里半、北方の高地より陳家屯金州東一里半に亘る一帯の高地を占領し金州城を關下に瞰射する形勝の地に陣を張りたれば是より金州城を攻略するが如きは甚易々たる事に見えたり然れども敵の主力は城南、里餘を隔つる南山に最優勢なる放列を布き若し我軍にして金州城に攻め下る事もあらば一齊發射を以て我全軍を覆滅せんと構へたるを以て我軍は金州城攻撃と同時に南山を攻撃することを決し五月廿六日、早朝より先、工兵を遣り綿火薬を以て金州城の東南、兩城門を爆破せしめ而して歩兵をして城内に突入し、忽、金州城を陥れしめたり敵は大に狼狽し夥多の死傷を残して南山に退却せり是より先、我重砲は一齊に砲火を開きて南山の敵壘を砲撃し恰、此時、滿潮を利用して深く金州灣内に入り來りたる我海軍の分遣隊、筑紫、平遠、赤城、烏海の四砲艦の協力を得て海陸より砲撃したるに敵も七十餘門の大小口徑砲を以て我に應戦し激烈なる砲戰、日没に及べりもし斯の如くしにて夜に入らんか我軍は非常なる窮境に陥るべく特に第三師團の如きは

或は全滅に至るやも未知るべからざる形勢なり是に於て我軍は損害を顧みず強襲を實行するに決し第一師團の兵、先、猛然起つて高地の敵陣さして突撃せりと雖、鐵條網と塹壕とは飛び來る彈丸と共に我將士を顛落せしめ四回の突撃、空しく多數の死傷を出せるのみにて尙、敵壘を抜く能はず全軍、非常の苦境に陥りぬ是に於て暫、突撃を中止し彈藥を竭しても最後の砲撃を試み以て敵の砲火を撲滅せんとせり我砲艦も之に協力して頗、猛烈なる攻撃を加へ遂に殆、敵の砲火を撲滅せり此時、右翼隊は天を衝くの意氣を以て敵の左翼に猛進し其高地に突撃して先登第一の譽を残し第一、第三の兩師團も極めて不利なる形勢の下にあるを顧みず全線を舉げて奮撃突戰、崩れかゝれる敵壘に肉薄し伏屍、愈、多くして勇氣、愈、倍加し遂に劍尖、相接する迄に激戰して南山の敵を掃蕩し全、其諸砲壘を占領して歡呼の聲を揚げたるは實に午後七時にして慘烈なる交戰十六時間の長きに及べり蓋、史上、稀に見るの激戰なりと云ふ翌廿六日、陸軍少將中村覺は第一師團の一部隊を率ゐて南關嶺を占領し更に進んで柳樹屯を取りたり斯くて半島の諸方面にありたる敵は悉、旅順方向に退却し金州附近、悉、我有となり遂

陽と旅順との間には敵軍全、聯絡の道を失ひ旅順は全然孤立となりたり
我、第二軍が南山を陥れ金州附近一帯を占領したる時、偶、風説あり曰く遼陽に
ある敵帥クロバトキンは將に大軍を派して南下せしめ一には旅順、遼陽、聯絡の
道を開き一には我、第二軍を狭撃せんとすと是に於て我、大本營は第二軍中の第
一師團東と新に進發せしむべき第十一師團丸及、第九師團金とを以て第三軍を
編制し陸軍大將乃木希典を其司令官となし以て旅順攻撃の任に當らしめ奥大
將には第三、第四、兩師團と新に着すべき第六師團熊とを率ゐて北進すべきを命
じたり、よりにて奥大將は左表の如く全軍を三縦隊に分ちて進軍せり

| | | | | | |
|---------|----|------------------------|-----|----|------|
| 司令官 | 右隊 | 第三師團 <small>名古</small> | 師團長 | 中將 | 大島義昌 |
| 陸軍大將奥保鞏 | 中堅 | 第四師團 <small>大</small> | 師團長 | 中將 | 小川又次 |
| | 左隊 | 第四師團 <small>敵</small> | 師團長 | 中將 | 小川又次 |

六月十四日、左縦隊は那家嶺附近に達し右縦隊と中央縦隊とは相聯絡して趙家
屯に到り翌十五日、早朝より得利寺附近の敵に對して砲戦を開始し其漸次、激烈
となるに及び中央縦隊は着々攻撃前進し敵砲兵の猛火を物ともせず險崖を攀

ち峻坂を登りて勇闘奮進せり然るに右縦隊に對する敵兵は依然、優勢を以て我
に當り屢、攻勢に轉せんとするの勢ありたれば我司令部に於ては軍の總豫備た
る歩兵を前後二回、此方面に増加し騎兵部隊をも之に連繫して敵の左側背を脅
威せしめたりと雖、此時、敵の後縦隊、新に戰場に着したるもの、如く敵は俄に優
勢となり屢、逆襲を以て頽勢の挽回を企てぬ然れども我軍の攻撃、益、猛烈を加へ
たれば敵は支ふること能はず午後三時頃より退却を始め我追撃によりて終に
全潰亂せり

○第四軍の上陸、及、諸軍の連繫北進

我第四軍は第十師團路第五師團島の兩
師團を以て編制せられ陸軍大將野津道貫之れが司令官に任せられたるが、その
一部たる第十師團と後備第十旅團とは中將川村景明の指揮の下に先發し五月
十九日を以て太平洋河口なる大孤山附近に上陸せり此第四軍は鴨綠江なる第一
軍と遼島半島なる第二軍との間にありて兩軍の聯絡を保ちつゝ滿洲に進撃す
るの目的を有するものにして上陸の後、は次第に北進せり
是より先、我第一軍は鴨綠江の戦捷後、其主力は該江の附近にありて第四軍、及、第

二軍の前進を待ち合せ其枝隊は諸方面に派遣せられ次第に前進の途を開きたるが其左翼は六月五日を以て第四軍の右翼と聯絡を通ずることを得て行動を共にし六月八日岫巖の敵陣に肉薄し敵を柞木城若くは蓋平方面に敗走せしめて全岫巖を占領し更に分水嶺攻撃の計畫をなせり分水嶺の敵陣地は柞木城街道の關門に當り敵は約三月間、全力を注ぎて半永久的砲臺、歩兵塹壕、廠舎、交通路、露營所等の設備をなし一師團以上の兵を以て之を防禦せり我軍は六月二十六日を以て運動を開始し三隊を以て三面より敵軍を包圍しなければ敵は行動の自由を失ひ廿七日午前七時五十分頃、其砲兵先沈黙し八時頃より全線動搖を始めたり正面なる淺田縦隊の歩兵は此機をはずさず工兵の援助を以て副防禦物を破壊しつゝ、前進し急速敵に肉薄し午前十一時半、分水嶺の山頂を占領せり是より我砲兵は各方面より猛烈に敵を追撃し多大の損害を被らしめて之を柞木城方面に退却せしめたり

分水嶺占領の後、第四軍は左右兩隊となり七月九日より前進して柞木城に迫り、たるも此城は南滿洲の一要害にして敵は其附近に於て數ヶ月を費して築造し

たる堅固の陣地に據り特に速射野砲數門を備へ約二師團の歩兵と七中隊の砲兵とを以て之を守備せるにより我軍は輕卒に之を攻撃する能はず各方面より偵察を盡し綿密、充全なる準備をなせり是より先、第四軍の司令官野津大將は七月五日、東京を發し七月中旬、其幕僚及第五師團、悉戰地に着し第四軍の編制、茲に完備せり

右翼第十師團路經長中將 川村景明 後備第十旅團 とも合せ率ゆ
 第四軍司令官大將野津道貫
 左翼第五師團島廣長中將 上田有澤

斯くて第四軍は七月三十日より柞木城附近の諸高地を占領し翌三十一日、拂曉より攻撃を始め猛烈なる砲戰終日に亘りたるも敵勢意外に優強にして時々攻勢を取りて追撃し來る程なりければ容易に攻略する能はず夜に入りて我左翼隊は其前面の敵を追撃しつゝ、敵の退路に迫りたるに敵は前後より狭撃せられんことを恐れたるにや夜暗に乗じて其陣地を撤し海城方面に退却したれば柞木城、遂に我有となりぬ

又、第一軍は行々小敵を撃退しつゝ、前進し七月一日、第二師團の兵を以て摩天嶺